

資料
63

処分困難な株式等を保有している特例民法法人

(注) 「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」においては、「現に株式保有等を行っている公益法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているもの(株式保有等を事業としているものも含む。)の取扱については、原則禁止のもと、更に検討を行う。その際、処分が困難な株式等を保有しているものについては、次の事項を「公益法人に関する年次報告」に記載し、その実態を明らかにする。」とされている。

本資料は、これを踏まえ、所管官庁から提出を受けた事項を要約整理したものである。

平成21年12月1日現在

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
金融庁	監督局銀行 第一課	(社) 信託協会	財形住宅金融 (株)	1株 (0.02)	財形住宅金融株式会社に財形住宅融資を申し込むことができるのは、同社に出資している会社等の従業員とされており、福利厚生の一環として当協会職員が住宅購入の際に財形住宅融資を利用できるようにするために、同社へ出資している。	S. 59. 7. 7	
	北海道財務 局理財部金 融監督第一 課	(社) 旭川銀行 協会	(株) 旭川国際 ゴルフ場	160株 (0.4)	会員相互の福利厚生・親睦に利用するため購入。 適当な処分先が見つからない。 (買受希望者がいない)	S. 42. 4. 20	
	北陸財務局 理財部金融 監督第一課	(社) 石川県銀行 協会	金沢中央ビル ディング(株)	19,000株 (19.0)	公的金融機関を一カ所に集中するビルの建設に当たり当該企業が設立され、当ビル入居に際して、事実上株式の保有を義務付けられたことにより保有している。 処分に向けて当該企業をはじめ各方面と折衝を行っている。	S. 38. 8. 15	専務理事(1名)が当該企業の非常勤取締役就任(20. 5. 20付)
総務省	関東総合通 信局放送部 有線放送課	(財) 東京ケー ブルビジョン	(株) 国際電気通 信基礎技術研 究所	38株 (0.009)	将来の通信・放送技術の高度化に貢献すること及び研究開発成果活用のため保有している。 適当な処分先が見つからない。	S. 63. 7. 9	
	近畿総合通 信局放送部 有線放送課	(財) 京阪神ケー ブルビジョン	(株) WOWOW	732株 (0.9)	衛星放送の普及を図る上でCATVの果たす役割は非常に大きく、また、衛星放送事業への参画は、当法人の事業を展開する上で、非常に有益であるとの判断から当該企業の株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	S. 59. 12. 25	
			洛西ケーブル ビジョン(株)	10,000株 (1.5)	当該企業発足時に、当法人の役員が発起人の一員であり、ケーブルテレビ業界では先駆していた当法人のノウハウを提供できることから参画出資している。 適当な処分先が見つからない。	S. 58. 8. 20 ほか1回	
			(株) 国際電気通 信基礎技術研 究所	76株 (0.02)	将来の通信・放送技術の高度化に貢献すること及び研究開発成果活用のため保有している。 適当な処分先が見つからない。	S. 62. 9. 24	
	九州総合通 信局放送部 有線放送課	(財) 福岡ケー ブルビジョン	(株) WOWOW	70株 (0.05)	衛星放送の普及を図る上でCATVの果たす役割は非常に大きく、また、衛星放送事業への参画は、当法人の事業を展開する上で、有益であるとの判断から当該企業の株式を保有している。 購入時1株50万であったものが1/3程度に下落している為、株価の上昇を待って処分したい。	S. 59. 12. 25	
外務省	国際協力局 事業管理室	(財) 麗澤海外開 発協会	(株) れいたく サービス	10株 (0.5)	ポートフォーリオ運用に変更し、売却先を検討中。	H. 9. 3. 19	(株) れいたくサービスの代表取締役は、当協会の理事。
文部科学省	生涯学習政 策局生涯学 習推進課	(財) 日本数学検 定協会	SUKENUS A CORP	10,000株 (100)	法人のアメリカにおける拠点とするため、当法人が現地事務所を設置するため、法人100%出資で当該企業を平成18年に設立(企業内転勤ビザ(Lビザ)取得のため)した際に、株式を取得。 平成20年12月1日現在、当該企業を解散するための手続きを進めており、アメリカ政府からの解散許可を待って株式を処分する予定。	H. 18. 10. 12	役員兼務1名。 当該企業と業務委託契約を締結。
	生涯学習政 策局社会教 育課	(社) 実践倫理宏 正会	(株) ショセキ	40,000株 (4.0)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 39. 12. 22	
			清流出版(株)	200株 (33.3)		H. 6. 3. 22	
		(財) 中央報徳 会	(株) 美商	1,800株 (18.0)	運用財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 18. 3. 31	当該企業の建物の一部を事務所として借用
			美商陸運(株)	5,400株 (18.0)	運用財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 18. 1. 1	役員兼務1名
			(株) トラン ジットアジア	144株 (18.0)	運用財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 18. 4. 1	
			(株) リプレイ コーポレーショ ン	42株 (16.0)	運用財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 17. 10. 1	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合 [%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係		
文部科学省	初等中等教育 局教育課程 課	(財) 総合初等教育 研究所	(有) 清林商事	89,900株 (90.0)	・基本財産として寄付されたもの。 ・出資持ち分を購入する者が見つからない。 平成17年3月より(有)清林商事と長期買受け 契約を結び、処分を進めている。	H. 6. 5. 30	評議員1名が役員を兼任 金銭の貸借はない		
		高等教育局 学生・留学生 課	(財) 同盟育成会	太平印刷社(株)	200,000株 (25.0)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 49. 5. 1		
	(財) マルチ報恩 会		島根トヨタ自動車 (株)	98,000株 (10.8)	運用財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 2. 11. 15	役員兼任1名		
				島豊産業(株)	20,100株 (50.3)	運用財産として寄付されたもの。 適当な売却先を検討中。	S. 40. 1. 30 ほか6回		
				(財) 吉岡文庫育 成会	(株) 新建築社	35,300株 (44.1)	基本財産として寄付されたもの。 適当な売却先を検討中。	S. 42. 3. 1	役員兼任3名
				(財) 小林育英会	(株) 小林平三商 店	54,400株 (84.0)	基本財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 57. 1. 22	役員兼任1名 当該企業の建物の一部を 事務所として借用
				(財) 高久国際授 学財団	(株) エムツウ	630.4株 (89.8)	基本財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 7. 9. 17	役員兼任2名
				(財) 守屋留学生 交流協会	(株) 帝国書院	856,100株 (77.8)	基本財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 57. 8. 20	役員兼任2名 当該企業の建物の一部を事 務所として借用
				(財) 日ノ丸報恩 会	日ノ丸自動車(株)	75,008株 (1.1)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 48. 12. 17	役員兼任2名
	日ノ丸産業(株)	16,000株 (4.4)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。		S. 49. 9. 20	役員兼任2名			
	日ノ丸総本社	3,500株 (1.0)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。		S. 55. 3. 27	役員兼任1名 当該企業の建物の一部を 事務所として借用			
	日ノ丸三朝温泉後楽	900株 (1.5)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。		S. 48. 6. 5				
	高等教育局 私学行政課	(社) 日本女子大 学教育文化振興 桜楓会	(株) 日教販	220株 (7.3%)	会員の寄付により、基本財産に組み入れられ てきた。現在、売却等について検討中。	S25. 6. 1			
			東京南部教科書	50株 (-)	会員の寄付により、基本財産に組み入れられ てきた。現在、売却等について検討中。	S30. 1. 15			
			(株) 東京教科 書供給	10株 (0.1%)	会員の寄付により、基本財産に組み入れられ てきた。現在、売却等について検討中。	入手日不確 定			
			(社) 東京電機大 学校校友会	(株) オーム社	11,789株 (0.6)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 56. 6. 1 ほか1回		
	研究振興局 学術機関課	(財) 緒方医学化 学研究所	アステラス製薬 (株)	27,013株 (0.008)	財団設立当初に寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 23. 3. 23 ほか3回			
			太平化学産業 (株)	8,715株 (0.11)	財団設立当初に寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 23. 3. 23 ほか1回			
	研究振興局 学術研究助 成課	(財) 斎藤報恩会	ホテル仙台ブラ ザ(株)	833株 (1.1)	財産運用上の都合によるもの。 適当な処分先が見つからない。	S. 47. 12 ほか1回			
			(財) 報国積善会	(株) 泉吉	169,622株 (21.2)		S. 62. 6 ほか1回	役員兼任2名	
(財) 法政大学出 版局		(株) トーハン	757株 (0.001)		S. 24 (不確定)	当該企業を通じて全国に 配本			
		日本出版販売 (株)	1,800株 (0.003)		S. 24 (不確定)	当該企業を通じて全国に 配本			
スポーツ・ 青少年局競 技スポーツ 課	(財) 日本相撲 協会	日本テレビ放送 網(株)	10,562株 (0.04)	保有に至った経緯等は不明。 証券会社に指し値で売却を依頼している。	S31. 2. 6				
		(財) 日本サッ カー協会	(株) ジェイリー グエンタープライ ズ	12,000株 (16.7)	当該企業の設立意義を勘案し株式を保有して いる。 処分には困難な問題があるが、株式保有の意 義が薄れた段階で処分についての検討を行 う。	H. 7. 3	役員兼任1名 金銭の貸借なし 商品化のロイヤリティ契約等あ り		
			(株) 日本フット ボールヴィレッ ジ	490株 (5.0)	関係団体からの要請を受け、当該企業の設立 意義・経緯を勘案し、経営責任の一旦を担う 必要から株式を保有している。 処分には困難な問題があるが、株式保有の意 義が薄れた段階で処分についての検討を行 う。	H. 8. 4. 30	役員兼任3名 金銭の貸借なし		
			(社) 日本プロ サッカーリーグ	(株) Jリーグメ ディアプロモー ション	204株 (34.0)	当該企業の設立意義を勘案し株式を保有して いる。 処分には困難な問題があるが、株式保有の意 義が薄れた段階で処分についての検討を行 う。	H. 5. 4. 5	役員兼任1名 業務委託	
			Jリーグフォ ト(株)	240株 (40.0)		H. 5. 12. 30	役員兼任1名 業務委託及び商品化権料 受領		
			(株) ジェイリー グエンタープライ ズ	27,000株 (37.5)		H. 7. 3. 3	役員兼任1名 業務委託及び商品化権料 受領		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
文部科学省	(財)日本サッカー協会	(株)日本フットボールヴィレッジ	490株 (5.0)	関係団体からの要請を受け、当該企業の設立意義・経緯を勘案し、経営責任の一旦を担う必要から株式を保有している。処分には困難な問題があるが、株式保有の意義が薄れた段階で処分についての検討を行う。	H. 8. 4. 30	役員兼任3名 金銭の貸借なし	
		(社)日本プロサッカーリーグ	(株)Jリーグメディアプロモーション 204株 (34.0)	当該企業の設立意義を勘案し株式を保有している。処分には困難な問題があるが、株式保有の意義が薄れた段階で処分についての検討を行う。	H. 5. 4. 5	役員兼任1名 業務委託	
		Jリーグフォト(株)	240株 (40.0)		H. 5. 12. 30	役員兼任1名 業務委託及び商品化権利受領	
		(株)ジェイリーグエンタープライズ	27,000株 (37.5)	H. 7. 3. 3	役員兼任1名 業務委託及び商品化権利受領		
	文化庁文化 部芸術文化課	(財)日本棋院	日本出版販売(株)	18,000株 (0.03)	平成22年2月を目途に処分予定。	S. 37. 6. 11	当法人が発行している月刊誌、書籍の取次元で販売協力関係にある。
			(株)トーハン	15,187株 (0.02)	財産運用上の都合によるもの。適当な処分先が見つからない。	H. 4. 2. 7	
			サテライトカルチャージャパン(株)	100株 (5.7)	平成21年12月を目途に処分予定。	H. 8. 5. 1	当法人と共同でテレビ棋戦を制作し、CS放送で放映している。
			エヌ・ティ・ティビジュアル通信(株)	10株 (0.04)	S. 59. 3. 6	当該企業のキャプテンシステムに加入している。	
		(社)日本新聞協会	日本プレスセンター	200株 (0.004)	財産運用上の都合によるもの。適当な処分先が見つからない。	H. 18. 6. 20 ほか1回	
		(社)日本将棋連盟	サテライトカルチャージャパン(株)	100株 (5.7)	H. 8. 4. 26	当法人が当該企業と業務契約し、共同で将棋専門の放送チャンネルを運営	
		(社)シナリオ作家協会	(株)シナリオ会館	6,534株 (29.17)	H. 2. 8. 10 ほか数10回	当該企業の建物の一部を事務所、会議室として借用。	
		(財)東京大学出版会	(株)トーハン	14,427株 (0.02)	S. 24. 9. 22	当法人が当該企業を通じて全国に配本	
			日本出版販売(株)	21,000株 (0.04)	S. 24. 9. 10	当法人が当該企業を通じて全国に配本	
		(社)日本美術家連盟	(株)美術会館	1,270株 (10.5)	S. 37. 10	当法人が所有する事務所ビルの管理業務を当該企業へ委託	
		(財)今日庵	裏千家インターナショナルインク	66,190株 (50.0)	S. 50. 11. 28 ほか10回	役員兼任1名 事業実施に際し当該企業の施設を利用	
			(株)淡交社	9,000株 (9.4)	S. 42. 7. 31 ほか2回	理事1名が当該企業の役員を兼務。	
			(株)ミリエーム	6,400株 (6.7)	S. 45. 3. 17	施設の管理・警備を依頼している。	
			(株)アイビーインターナショナル	100株 (0.004)	S. 59. 12. 11		
			文化環境センター	10,000株 (1.3)	S. 50. 3. 31		
			コンチネンタルフーズ	6,000株 (0.12)	S. 56. 2. 16		
(株)淡交総業	600株 (0.3)		S. 43. 8. 30	理事1名が当該企業の役員を兼務。			
(社)全国出版協会	(株)トーハン		1,199,500株 (1.7)	H. 2. 3. 28	理事2名が当該企業の役員を兼務。監事は当該企業の顧問。常務理事は当該企業からの出向。		
(社)日本図案家協会	(株)京都産業振興センター		100株 (5.6)	H. 5. 4. 27	建物を区分所有しているため。		
(財)新潮芸文振興会	新潮社		277,894 (9.3)	S. 49. 3. 1	理事1名が当該企業の役員を兼務。		
文化庁文化 部宗務課	(財)懺悔奉仕光泉林	(株)やさしい生活クラブ	40株 (2.1)	財産運用上の都合によるもの。適当な処分先が見つからない。	H. 19. 3. 31		
		(財)基督教視聴覚センター	日本キリスト教書販売(株)	600株 (4.2)	財産運用上の都合によるもの。適当な処分先が見つからない。	S. 48. 8. 11	
	(株)国際放送	90株 (11.2)	S. 59. 10. 29 ほか1回				
	(株)キリスト新聞社	200株 (0.1)	S. 42. 8. 12	各種講座の共催			
	(株)アバコクリエイティブスタジオ	35,100株 (43.8)	S. 57. 11. 30	役員兼任1名 当法人の建物・設備を当該企業へ賃貸			
	(株)アバコブライダルホール	25,160株 (31.4)	S. 46. 2. 25 ほか2回	役員兼任3名 当法人の建物・設備を当該企業へ賃貸			
	(株)アバコ撮影スタジオ	24,900株 (31.1)	H. 15. 7. 29 ほか5回				
	文化庁文化 財部美術学芸課	(財)センチュリー文化財団	Culture Communication Found B.V.	3,300株 (100)	寄付されたもの。 平成22年度中に処分予定。	H. 7. 2. 13	役員兼任1名
厚生労働省 社会・援護 局地域福祉課	(財)ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン	日本マクドナルドホールディングス(株)	15,000株 (0.0001)	運用財産として寄付されたもの。適当な処分先が見つからない。	H. 15. 4. 10	当該企業の建物の一部を事務所として借用	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
経済産業省	経済産業政策局 経済産業政策課	(社)中部経済連 合会	(株)国際デザ インセンター	2株 (0.01)	当該企業は、中部地域の官民共同プロジェ クトとして第三セクター方式で設立されたも のである。中部地域経済の振興を図る経済団 体として協力要請を名古屋から受けたこと により出資し、株式を保有しているもので あるため、処分には困難な問題があるが、更 に処分についての検討を行う。	H. 4. 3. 5	専務理事が当該企業の取 締役(非常勤、無給)
	製造産業局 紙業生活文 化用品課	(社)全日本文具 協会	日本文具振興 (株)	6,000株 (7.1)	当該企業は、文具業界の振興のため、関連 団体の総意によって設立され、業界活性化等 を図るため関連団体の株主で構成されてい ることから当法人も株式を保有しているもの であり、処分には困難な問題があるが、更 に処分についての検討を行う。	H. 3. 5. 15 ほか2回	役員5名が当該企業役員 を兼任(非常勤、無給)
	製造産業局 航空機武器 宇宙産業課	(財)日本航空機 開発協会	民間航空技術 サービス(株)	5,100株 (51.0)	航空機工業振興法に基づき国から助成を受 けた当法人が日本の開発主体となり、航空機 の国際共同開発プロジェクトに参画した。参 画に当たり、米企業と米国で実施する開発 作業等について、当法人が事業主体であるこ とを明確にしつつ、日米両国の法制度の違い から生じる負担の軽減を図ることで政府助成 の効果を最大限発揮させるため、米国での活 動主体として当該企業を設立し、その株式を 保有している。 当該株式の処分については、効率的な政府 助成の実施の観点から、今後も慎重な検討が 必要である。	H. 3. 1. 9	役員1名が当該企業役員 を兼任 当法人事務所の一部を当 該企業に貸与 米国における航空機の開 発・量産設計作業を当該企 業に発注
		(財)日本航空機 エンジン協会	IAE International Aero Engines AG	4,600株 (23.0)	航空機工業振興法に基づき国から助成を受 けた当法人が日本の開発主体となり、航空機 の日米欧5か国共同開発プロジェクトに参画 した。本開発の取りまとめ法人として当該企 業を設立する際、参加事業者それぞれが参加 比率に応じて当該企業の株式を保有(当法人 は23%)することになったものである。 当該株式の処分は、我が国が国際共同開発 事業から撤退することを意味し、これまでの 政府助成を含む莫大な投資金の回収が不可 能となる。今後も慎重な検討が必要である。	S. 58. 12. 9 ほか3回	当該企業の事業による取 益は(財)航空機国際共同 開発促進基金に納付され、今 後の航空機国際共同開発 プロジェクトの助成のため に充当(回転資金化) 役員3名が当該企業の役 員を兼任 V2500エンジンのモ ジュール、補用品の製造 販売(量産事業)
	製造産業局 繊維課	(社)日本綿花協 会	(株)綿花会館	726株 (5.2)	当該企業が運営する会館に入居する団体の 一員として応分の負担をするため、当該会館 の株式を購入した。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式であるため、処分には 困難な問題があるが、更 に処分についての検討を行う。	S. 54. 1. 25 ほか9回	当該企業の取締役5名の うち、代表取締役を含む4 名は当法人の理事を兼任 (ただし、常勤は1名)
	製造産業局 鉄鋼課	(社)日本鉄鋼連 盟	(株)鉄鋼会館	11,813株 (6.1)	(社)日本鉄鋼連盟、(社)鋼材倶楽部及 び日本鉄鋼輸出組合の3団体が平成13年11 月1日に統合した際、存続団体である当法人 が鋼材倶楽部、日本鉄鋼輸出組合の保有する 当該企業の株式を継承した。(社)鋼材倶楽 部、日本鉄鋼輸出組合は、会員企業との共同 出資により業界の集会所及び事務所の管 理・運営を目的として当該企業を設立し、敷 地を現物出資した額に相当する株式を取得。 売却については、早急を実施する方向で検討 しているが、適当な処分先は見つかっていない。	H. 13. 11. 1	当該企業が運営する会館 の事務室を賃借
			日本検査(株)	10,800株 (4.8)	(社)日本鉄鋼連盟、(社)鋼材倶楽部及び日 本鉄鋼輸出組合の3団体が平成13年11月1 日に統合した際、存続団体である当法人が日 本鉄鋼輸出組合の保有する当該企業の株式を 継承した。当該企業は昭和28年に設立され た輸出向け製品の検査会社であり、鉄鋼業界 が輸出品の品質向上を図るため当該企業を 起用することとなり、当該企業の要請に応じ る形で、日本鉄鋼輸出組合が株式を取得。 売却については、早急を実施する方向で検 討しているが、適当な処分先は見つかってい ない。	H. 13. 11. 1	
	製造産業局 自動車課	(社)日本自動車 工業会	㈱日本コンベン ションセンター ㈱幕張メッセに 社名変更 (H17.7)	2,000株 (2.5)	平成14年5月に当工業会が(社)自動車工 業振興会及び自動車産業経営者連盟と実質 的な統合をした際に、(社)自動車工業振興 会から残余財産として取得したものの、 当該株式は当工業会の主力事業の1つであ る東京モーターショー事業を開催する幕張 メッセの株式であり、同事業の開催場所を 確保するために保有しているものであるため 、株式の処分には困難な問題があるが、更 に処分についての検討を行う。	S. 61. 6. 26 (初回 800 株入手 ほか2回入 手)	東京モーターショーの開 催、理事・事務局長が非常 勤取締役を兼任。

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
経済産業省	中小企業庁 経営支援部 経営支援課	(社)中小企業診 断協会	(株)中小企業診 断士会館	8,583株 (85.8)	当該企業の株主は、当初、当法人の会員であつたが、その後株式の寄付、譲渡等を受けたものである。当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 60. 5. 23 ほか24回	会長が当該企業の代表取締役社長、副会長(4人)が代表取締役副社長、専務理事が専務取締役、常任理事(6人)が常務取締役に就任
	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課	(社)日本電気協 会	有電ビル管理 (株)	1,500株 (12.5)	当法人は、有楽町電気ビルの地権者であり、建物の区分所有者として他の地権者(区分所有者)と建物の管理を共同で運営する必要から当該企業を設立して、区分所有の持分に依りて株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 50. 10	設立時から、当法人の理事1名が、当該企業の取締役を兼任している。取引状況としては、当法人と当該企業が建物管理委託契約、運営管理委託契約を締結している。 金銭の貸借はなし。
			(株)エレクトロ ニック・ライブ ラリー	200株 (0.32)	当該企業は新聞雑誌記事を横断的に取り扱うデータベース事業会社として設立されたもの。当法人は、自らが発行する新聞記事を、当該企業が所有するデータベースに登録するために株式を保有したものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 61. 11	
	関東経済産業局 産業部 製造産業課	(社)日本繊維俱 楽部	(株)繊維会館	290,000株 (47.4)	当該企業の総株式を担保に当法人と金銭消費貸借契約を締結したが、当該企業が債務を履行できなかったため、当該企業の総株式を取得したものである。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式であるため、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 24. 3. 25 ほか3回	理事長が当該企業の代表取締役会長、常任理事が代表取締役社長に就任
国土交通省	関東経済産業局 地域経済部 地域経済課	(社)長野県商工 会議所連合会	しなの鉄道(株)	20株 (0.04)	当該企業は、沿線地域に必要不可欠な区間の鉄道事業を継続するため、第三セクターとして設立され、地元の商工業を代表する立場で地元の商工業の発展のため出資し、株式を保有している。当該株式は、指導監督基準上認められていない株式に該当するため、平成22年度中を目途に処分を検討している。	H. 8. 7. 24	
	自動車交通 局貨物課	(社)全日本ト ラック協会 (社)全国霊柩自 動車協会	日本トラック興 業(株)	400株 (0.4)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 7. 1	
				100株 (0.09)		S. 36. 10. 2	
	海事局総務 課	(財)日本モ ーターボート競走 会	(株)日本レ ジャーチャー ネル	1,000株 (50.0)	モーターボート競走法の一部を改正する法律(平成19年法律第16号)附則第13条第1項の規定に基づき、当該企業の株式を所有していた(社)全国モーターボート競走会連合会の一切の権利・義務を承継したため。 適当な処分先が見つからない。	H. 20. 4. 1	
		(財)競艇振興セ ンター		999株 (50.0)	当該企業の事業(モーターボート競走の放送)の中立性を保ち、モーターボート競走の公正かつ円滑な実施を確保する観点から当法人において株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	H. 4. 4. 17	当該企業の代表取締役社長が当財団の評議員 当財団の常務理事が当該企業の取締役(非常勤)
		(社)日本船主協 会	日本航洋曳船 (株)	3,730株 (46.3)	船主業界と保険業界との共同出資により当該企業を設立し、財政投融資を活用して大型曳船を建造・保有したため、株式を保有している。 海難事故発生の際の危機管理上必要な大型曳船を保有する公的性格が強い当該企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 41. 10. 27 ほか5回	役員兼任2名
			(株)日本海運会 館	4,256,957株 (82.1)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 33. 3. 31 ほか80回	役員兼任4名
	(財)日本海事セ ンター	(株)海事セン タービル	20,000株 (100)	当該企業は、当センターの基本財産であり、当センター及び関係団体が事務所として使用する建物の建設・管理・運営を目的として当センターの全額出資により設立されたものであり、その株式の処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 53. 3. 15 ほか1回	役員兼任2名 ビル管理業務を委託	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係 役員兼任13名
国土交通省	海事局内航課	(社)日本旅客船協会	日本定航保全(株)	1,560株 (7.8)	当該企業は、旅客船事業者の船客傷害賠償責任保険制度への加入を促進するとともに、当該保険料の負担額を軽減するため、旅客船業界と当法人との出資により設立されたものである。 公共交通機関である旅客船の利用者保護を図るための保険制度の維持・充実に当たる公的性格が強い当該企業の株式保有については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 28. 4. 14	
			共同船舶(株)	980株 (19.4)	基本財産として寄附されたため保有している。 株式に譲渡制限が付されているため、株式を処分することは困難である。	H18. 6. 28	
	港湾局港湾経済課	(社)日本港運協会	(株)シーパレス	70株 (35.0)	当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	H. 3. 2. 27	役員兼任1名
			日本港運振興(株)	14,976株 (4.6)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 47. 5. 29	役員兼任2名
	(社)日本貨物検査協会	(株)八戸港貿易センター	20株 (0.1)	当該企業は、港湾等のFAZ(フォーリンアクセスゾーン)指定により第三セクター方式で設立され、その円滑な運営のため、関係地方自治体からの要請で出資して株式を保有しているものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 8. 9. 9		
		清水港振興(株)	20株 (0.2)		H. 8. 4. 15		
		(株)北九州輸入促進センター	10株 (0.02)		H. 5. 4. 26		
		横浜港埠頭ビル(株)	7,100株 (5.9)	当法人が当該企業の管理する施設に入居するに当たり、株式の取得を条件とされたものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 42. 9. 1		
		(株)本牧オペレーションセンター	12,000株 (8.0)		S. 46. 9. 5	役員兼任1名	
		相馬港木材ビル(株)	200株 (6.7)		S. 56. 11. 20		
		(株)神戸商工貿易センター	30株 (0.02)	当該企業は、海外の貿易事務所、観光施設、コンベンション施設等である神戸商工貿易センタービルの管理運営を行うため、神戸市の出資により第三セクター方式で設立されたものである。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 43. 8. 1		
		日本港運振興(株)	5,525株 (1.7)	当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有している。	S. 36. 9. 13	役員兼任1名	
		広島港コンテナターミナル(株)	2,000株 (8.3)	適当な処分先が見つからない。	S. 62. 5. 22		
		日貨検サービス(株)(シンガポール)	100,000株 (100)	海外に所在する被検定者からの検定実施要請に応えるため、シンガポールにおいて当法人が現地事務所の設置を図ろうとしたところ、シンガポール国の政策により現地法人を設立せざるを得なかったことにより、株式を保有している。 当法人の公益事業の外国における実施に当たって、当該現地国の制度により保有せざるを得ない株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 58. 2. 10		
		(社)全日本検査協会	(株)八戸港貿易センター	60株 (0.29)	当該企業は、港湾等のFAZ(フォーリンアクセスゾーン)指定により第三セクター方式で設立され、その円滑な運営のため、関係地方自治体からの要請で出資して株式を保有したものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 8. 7. 1	
	(株)北九州輸入促進センター		10株 (0.02)		H. 5. 4. 5		
	(株)仙台港貿易促進センター		100株 (0.23)		H. 10. 3. 20		
	横浜港埠頭ビル(株)		12,700株 (6.14)	当法人が当該企業の管理する施設に入居するに当たり、株式の取得を条件とされたものであり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 41. 3. 31		
	(株)本牧オペレーションセンター		12,000株 (8.16)		S. 46. 8. 16		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係		
国土交通省	港湾局港湾 経済課	(社)全日本検数 協会	(株)神戸商工貿 易センター	50株 (0.03)	当該企業は、海外の貿易事務所、観光施 設、コンベンション施設等である神戸商工貿 易センタービルの管理運営を行うため、神戸 市の出資により第三セクター方式で設立され たものである。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資 の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来 すことから、処分には困難な問題があるが、 更に処分についての検討を行う。	S. 43. 7. 23 ほか1回			
			東京木材埠頭 (株)	1,000株 (1.67)	当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有 している。	S. 54. 5. 30			
			富士港運(株)	10,800株 (0.1)	適当な処分先が見つからない。	S. 45. 7. 31			
			日本港運振興 (株)	6,213株 (1.92)		S. 35. 11. 10 ほか10回			
			福永埠頭上屋 (株)	60株 (3.0)		S. 41. 5. 21			
			中部木材倉庫 (株)	2,000株 (2.5)	当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有 している。	S. 41. 4. 9 ほか2回			
			広島港コンテナ ターミナル(株)	2,000株 (8.3)	適当な処分先が見つからない。	S. 60. 8. 15			
			(株)摩耶業務セ ンター	5,000株 (3.13)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員とし て応分の負担をするために株式を保有してい る。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S. 45. 5. 15 ほか1回			
			海事局検査 測度課	(財)日本海事協 会	NK NIPPON KAIJI KYOKAI DO BRASIL LTDA. (ブ ラジル・リオデ ジャネイロ)	43,992株 (99.98)	海外における船級検査の実施要請に応える ため、現地国において当法人が現地事務所を 設置しようとしたところ、現地国政府の政策 により現地法人を設立せざるを得なかったこ とによるものである。 当法人の公益事業の外国における実施に当 たって当該現地国の制度により保有せざるを 得ない株式等については、処分には困難な問 題があるが、更に処分についての検討を行 う。	S. 59. 10. 19	
					NIPPON KAIJI KYOKAI POLAND Sp z. o. o. (ポー ランド・グダニ スク)	10株 (100)	海外における船級検査の実施要請に応える ため、現地国において当法人が現地事務所を 設置しようとしたところ、現地国政府の政策 により現地法人を設立せざるを得なかったこ とによるものである。 当法人の公益事業の外国における実施に当 たって当該現地国の制度により保有せざるを 得ない株式等については、処分には困難な問 題があるが、更に処分についての検討を行 う。	H. 8. 8. 19	
					NIPPON KAIJI KYOKAI (GHILE) LTDA(チリ・バル パライソ)	59,994,000株 (99.9)		H. 8. 8. 22	
					PT NIPPON KAIJI KYOKAI INDONESIA(イン ドネシア・ジャ カルタ)	19株 (95.0)		H. 12. 7. 7	
					NIPPON KAIJI KYOKAI (Belgium) N. V. (ベルギー・ アントワープ)	9,999株 (99.99)		H. 18. 8. 7	
					NIPPON KAIJI KYOKAI (NETHERLA NDS) B. V. (オラン ダ・ロッテルダ ム)	18,000株 (100)		H. 18. 9. 29	
日本船級社(中 国)有限公司(中 国・上海)	CNY 50,000,000 (100)				H. 21. 1. 5				

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
国土交通省	港湾局港湾 経済課	(財)神戸港埠頭 公社	神戸航空貨物 ターミナル(株)	6,000株 (10.2)	当該企業は、神戸港と関西国際空港との航 空貨物の輸送需要に対応し、航空貨物ターミ ナルの運営及び迅速かつ定時的な輸送の確保 を図るとともに、大阪湾岸地域の交通量の軽 減等にも資するため、地元自治体、関係団体 等の出資により第三セクター方式で設立され たものである。 当法人は、神戸港の機能強化を担う機関と して、株式保有に協力したものである。この ように、公益性の高い物流施設の管理・運営 を行う第三セクター企業の株式については、 処分には困難な問題があるが、更に処分につ いての検討を行う。	H. 4. 4. 17	役員兼任1名	
			神戸航空交通 ターミナル(株)	900株 (1.9)		H. 元. 12. 21		
			(株)神戸フェ リーセンター	30,000株 (30.0)		当該企業は、神戸港における瀬戸内海を中 心とする内航フェリー基地としての機能を果 たすことを目的に、自動車航送船事業者、旅 客、車両、貨物への役務の提供等の業務を行 うため、地元自治体、関係団体等の出資によ り第三セクター方式で設立されたものである。 当法人は、神戸港の機能強化を担う機関と して、株式保有に協力したものである。この ように、公益性の高い物流施設等の管理・運 営を行う第三セクター企業の株式について は、処分には困難な問題があるが、更に処分 についての検討を行う。		S. 49. 6. 28
		(財)横浜港埠頭 公社	(株)横浜国際流 通センター	神戸新交通(株)	10,000株 (0.2)	当該企業は、神戸港の臨海地区を含む神戸 市の総合交通体系の一端を担い、市民の交通 利便性を確保するための鉄道事業等を行うた め、地元自治体、関係団体等の出資により第 三セクター方式で設立されたものである。 当法人は、神戸港の機能強化を担う機関と して、株式を保有している。このように、公 益性の高い物流施設等の管理・運営を行う第 三セクター企業の株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S. 62. 9. 29	
				当該企業は、当法人が管理・運営する横浜 港コンテナターミナルと総合的、一体的な利 用を図り、横浜港におけるコンテナ物流体制 の機能強化、拡充に寄与するため、地元自治 体、関係団体等の出資により第三セクター方 式で設立されたものである。 当法人は、それを担う機関として、横浜市 からの要請により株式を保有している。この ように、公益性の高い物流施設等の管理・運 営を行う第三セクター企業の株式について は、処分には困難な問題があるが、更に処分 についての検討を行う。	H. 4. 12. 7	役員兼任2名		
		観光庁 観光産業課	(社)日本ホテル 協会	(株)ジェイ ティービー	115,200株 (2.5)	(財)日本交通公社から株式会社を分離する 際、出資者が特定分野及び企業に偏らない ことを求める観光政策上の要請があり、株式 を保有したものである。 適当な処分先が見つからない。	S. 38. 11. 12	役員兼任1名
総合政策局 不動産課	(社)全日本不動 産協会	三井生命保険株 式会社	1,100株 (0.000003)	三井生命保険(株)が平成16年4月1日か ら株式会社へ組織変更した際、団体保険の契 約があるため割り当てがあったもの。 平成20年7月16日、持ち株11株に対し、1株 を100株にする株式分割があった。現在未上 場であるため、市場での売却が困難。	H. 16. 4. 1	団体保険契約先		
総合政策局 建設業課	(社)建築業協会	豊洲不動産(株)	200,000株 (100)	昭和22年に現在の当法人の会員等が出資し て当該企業の前身である豊洲木材㈱を設立し た。その後、昭和34年に(財)建築業協会が設 立され、昭和35年に当該企業の本株を譲り受 け、基本財産に充て、昭和59年に同財団が社 団に組織変更した後も、継承している。 適当な処分先が見つからない。	S. 35. 4. 26	理事2名が、当該企業の 非常勤代表取締役、非常勤 取締役		
住宅局建築 指導課	(社)日本建築家 協会	(株)建築家会館	98株 (0.05)	当初建築家活動拠点として想定、建築家会 館の趣旨に賛同し株式を保有していたが、昨 年度大半を売却し、20年度末で左記の残り全 株式も売却予定である。(12月末で全株式売 却済である。)	S. 62. 6. 15 ほか9回	建物の賃貸借契約		
鉄道局総務 課	(財)日本交通文 化協会	(株)エヌケー ビー	120,000株 (6.0)	当該企業の設立趣旨に賛同し、株式を保有 している。 適当な処分先が見つからない。	S. 29. 3. 31			
		(財)交通統計研 究所	(株)日本トラ フィックコン ピューターセン ター		24,000株 (10.4)	S. 45. 9. 1		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
国土交通省	道路局路政課	(財)道路新産業開発機構	関東ケーブルテレビジョン(株)	600株 (4.0)	当該企業の事業目的である高速道路建設等による電波障害解消のための事業は、高速道路ネットワークの早期構築に寄与するとともに、当該企業施設の活用による道路交通情報等の提供は道路利用者等の便益増進に寄与するものであることから、その設立趣旨に賛同して出資し、株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	H.元.5.31 ほか1回	専務理事が非常勤監査役
	道路局企画課	(社)日本橋梁建設協会		600株 (4.0)		H.元.6.5 ほか1回	
	道路局総務課 高速道路経営管理室	(財)高速道路交流推進財団	東北高速道路ターミナル(株)	215,000株 (19.9)	当該企業は、高速道路の物流の効率化を図るために必要な施設を設置管理する会社であり、トラックターミナル等の設置は、自動車交通の効率性の増進を図り、道路利用者への便益増進に寄与すると考えて出資し、株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	S.59.5.9	ほか1回
				160,000株 (13.8)		S.59.5.9	
				200株 (1.3)		H.2.8.22	
	気象庁民間事業振興課	(財)日本気象協会	(株)ハレックス	1,000株 (8.9)	当該企業は、ファクシミリと電話を提供手段として、簡便で安価な気象情報提供サービスを行うために設立され、気象情報提供サービスの一体系を作るために出資し、株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	H.5.3.25	
	北海道運輸局総務課	(社)釧根自動車協会	(株)釧根自動車会議所	60,640株 (31.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.47.9.30 ほか8回	役員兼任12名
				19,600株 (13.0)		S.47.9.30 ほか1回	役員兼任3名
		(社)北海道トラック協会	日本トラック興業(株)	1,010株 (0.9)	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.7.1	会社設立趣意に基づく施設利用のみ
	東北運輸局管理課	(社)青森県自動車団体連合会	(株)青森県交通会館	77,150株 (77.5)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.48.3.24 ほか2回	役員兼任2名
東北運輸局整備保安課	(社)青森県自動車整備振興会		4,005株 (4.0)	S.38.3.7 ほか3回		会長及び副会長が当該企業の取締役を兼務	
東北運輸局旅客第二課	(社)青森県タクシー協会		2,505株 (2.5)	S.40.3.10 ほか3回		会長及び副会長が当該企業の取締役を兼務	
東北運輸局旅客第一課	(社)青森県バス協会		2,505株 (2.5)	S.38.3.7 ほか3回		副会長が当該企業の取締役を兼務	
東北運輸局貨物課	(社)青森県トラック協会	(株)青森県交通会館	2,505株 (2.5)	S.38.3.7 ほか3回		会長及び副会長が当該企業の取締役を兼務、専務理事が監査役を兼務	
		日本トラック興業(株)	250株 (0.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会(社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.7.1		
	(社)岩手県トラック協会	北上流通サービス(株)	40株 (0.9)	当該企業は、円滑な物流を確保するための物流施設等の建設・管理を目的として、地元自治体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。 当法人は、当該施設を利用する物流事業者の団体として株式を保有している。このように、公益性の高い物流施設の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.63.10.20		
		岩手トラックターミナル(株)	840株 (1.9)		S.52.3.26	役員兼任1名	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
国土交通省	東北運輸局 観光振興課	(財)岩手県観光 協会	八幡平市産業振 興(株)	186,208株 (40.2)	八幡平温泉郷地区への温泉給湯を行う会社 として八幡平市と当協会が主体となり設立 した八幡平温泉開発(株)が存続会社となり、同 市に所在する他の第三セクター3社(株)松 尾ふるさと振興公社、(株)コスモプラザ西 根、(株)安代産業振興公社)と合併、平成2 0年3月1日付で合併新会社となった第三セ クター。 平成17年4月1日には、同地区の開発事 業部門(別荘分譲部門)を当該企業へ現物出資 の方法で譲渡した経緯もあり、当面は出資継 続が必要であるが、将来的な処分について引 き続き検討を行う。	S.45.10.1 ほか2回	専務理事が当該企業の取 締役に就任
			三陸鉄道(株)	100株 (0.3)	当該企業は、三陸地域の活性化を目指して 岩手県主導で地元と市町村、民間団体の協力 を得て設立した第三セクターである。 当該企業は、三陸リアスシーライナーを運 行するなど、三陸地域の観光振興上も非常に 重要なものであり、引き続き出資継続が必要 であるが、更に処分についての検討を行う。	S.56.10.19	
			江刺開発振興 (株)	20株 (0.5)	当該企業が平成5年12月に新株発行を行っ た際、出資要請があった。当該企業は広く岩 手県の観光振興に重要な役割を果たすことが 期待されることから、これに応じ株式を保有 している。 平成16年度に全株式を江刺市(現奥州市) に売却する方向で協議したが、出資継続の要 望もあり一部売却にとどまっている。 今後、更に処分についての検討を行う。	H.5.12.20	
東北運輸局 総務課	(社)宮城県自動 車会議所	(株)宮城県交通 会館	100株 (2.2)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員とし て応分の負担をするために株式を保有してい る。	S.44.11.18	役員兼任2名	
東北運輸局 整備保安課	(社)宮城県自動 車整備振興会		630株 (14.0)	同上	S.41.5.1 ほか3回	役員兼任2名	
東北運輸局 旅客第二課	(社)宮城県タク シー協会		50株 (1.1)	同上	S.41.5.1	役員兼任1名	
東北運輸局 管理課	(社)宮城県自動 車協会		630株 (13.9)	当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S.41.2.22 ほか6回	会長・専務理事が当該企 業の取締役を兼務	
東北運輸局 貨物課	(社)宮城県ト ラック協会		122株 (2.7)	同上	S.45.6.15	専務理事が当該企業の理 事を兼務	
		(株)仙台トラッ クターミナル	40株 (0.2)	当該企業は、円滑な物流を確保するための 物流施設等の建設・管理を目的として、地元 自治体等の出資により第三セクター方式で設 立されたものである。当法人は、当該施設を 利用する物流事業者の団体として株式保有し ている。 このように、公益性の高い物流施設の管 理・運営を行う第三セクター企業の株式につ いては、処分には困難な問題があるが、更に 処分についての検討を行う。	S.35.7.5 ほか1回	専務理事が当該企業の監 査役を兼務	
		日本トラック興 業(株)	460株 (0.4)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社) 全日本トラック協会の前身)の会員が、首都 圏地区において共同利用できる施設(トラッ ク会館)を入手するため、各都道府県トラッ ク協会会員等の協力により設立されたもので ある。 当該会館の共同利用のため保有している株 式については、処分には困難な問題がある が、更に処分についての検討を行う。	S.40.7.1		
東北運輸局 管理課	(社)福島県自家 用自動車協会	(株)いわき軽自 動車会館	120株 (20.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員とし て応分の負担をするために株式を保有してい る。	H.9.12.24	専務理事が当該企業の監 査役を兼務	
	(財)福島県自動 車会議所		120株 (20.0)	同上	H.9.12.24	会長が当該企業の取締役 を、専務理事が監査役を兼 務	
東北運輸局 整備保安課	(社)福島県自動 車整備振興会		120株 (20.0)	当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	H.9.12.24	会長が当該企業の取締役 を兼務	
東北運輸局 貨物課	(社)福島県ト ラック協会	日本トラック興 業(株)	340株 (0.3)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社) 全日本トラック協会の前身)の会員が、首都 圏地区において共同利用できる施設(トラッ ク会館)を入手するため、各都道府県トラッ ク協会会員等の協力により設立されたもので ある。 当該会館の共同利用のため保有している株 式については、処分には困難な問題がある が、更に処分についての検討を行う。	S.37.12. ほか2回	会社設立趣意に基づく施 設利用のみ	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
国土交通省	東北運輸局 観光振興課	(社)米沢観光物 産協会	(株)上杉コーポ レーション	50株 (1.3)	観光の拠点施設(上杉神社周辺)として、第 三セクターの設立に、米沢市及び米沢商工会 議所とともに、観光分野の団体として参画 し、株式保有に協力したものである。 株式処分となれば、その一角を崩すことと なり、地元における観光意識の低下につな がりがねないので、継続保有が必要であるが、 更に処分についての検討を行う。	H. 3. 12. 1	役員兼任1名 米沢市から当法人に委託 されている業務の一部を当 該企業が分担	
		(社)秋田県ト ラック協会 (社)山形県ト ラック協会	日本トラック興 業(株)	220株 (0.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社) 全日本トラック協会の前身)の会員が、首都 圏地区において共同利用できる施設(トラッ ク会館)を入手するため、各都道府県トラッ ク協会会員等の協力により設立されたもので ある。 当該会館の共同利用のため保有している株 式については、処分には困難な問題がある が、更に処分についての検討を行う。	S. 39. 7. 10	会社設立趣意に基づく施 設利用のみ	
	360株 (0.3)			S. 36. 10. 2				
	関東運輸局 総務課	(社)茨城県自動 車整備振興会 (社)茨城県バス 協会	(株)茨城県自動 車会館	44,000株 (27.5)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員とし て応分の負担をするために株式を保有してい る。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S. 46. 4. 20 ほか1回		
		148株 (0.09)		S. 47. 6. 1				
	(社)茨城県ト ラック協会 (社)栃木県ト ラック協会	日本トラック興 業(株)	430株 (0.4)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社) 全日本トラック協会の前身)の会員が、首都 圏地区において共同利用できる施設(トラッ ク会館)を入手するため、各都道府県トラッ ク協会会員等の協力により設立されたもので ある。 当該会館の共同利用のため保有している株 式については、処分には困難な問題がある が、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 10. 2 ほか7回	会社設立趣意に基づく施 設利用のみ		
			400株 (0.4)		S. 36. 10. 2 ほか7回			
	(社)栃木県観光 協会	日光湯元観光開 発(有)	日光湯元観光開 発(有)	200口 (1.6)	当該企業は、東京オリンピック開催に際 し、来訪観光客向けの休憩施設の建設・管理 等を目的として、地元湯元地区住民等の出資 により設立されたものである。その際、当法 人が窓口として出資を募った関係から、地元 の観光振興を推進する団体として出資に協力 したものである。 当法人が中心となって設立を推進し、地元 の観光振興のために整備された観光施設の管 理・運営という公益的な事業を行う当該企業 の持分については、処分には困難な問題があ るが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 11. 6	当該企業は当法人の会員	
				(株)日光自然博 物館		2株 (0.03)		栃木県が中心となり、日光中禅寺地区の活 性化の中心施設として第三セクターにより会 社が設立され、広く観光関係の団体等へ出資 を要請されたため出資を行った。(非公開)
	(社)草津温泉観 光協会	(株)草津温泉 フットボールク ラブ	(株)草津温泉 フットボールク ラブ	30株 (0.3)	当該企業は、草津温泉のイメージアップの ため地域と密着し、Jリーグを目指したサッ カーチーム「ザスバ草津」の運営法人として 設立されたものである。その際、当法人等が 窓口となって草津町や他の団体も出資を募 り、草津温泉のイメージアップに大きく貢献 することから、地元の観光振興を推進する団 体として出資に協力したものである。 草津温泉の町ぐるみの企画であり、適当な 処分先が見当たらない。	H. 15. 9. 29		
				(株)草津観光公 社		4株 (0.4)		当該企業は、(財)草津町開発協会を組織改 革して、草津町の来訪観光客向けの休憩施設 等の公益的な施設の管理・運営を行う目的で 設立されたものである。その際、当法人が窓 口となって町内の団体に投資を募り、当法人 も草津町の観光事業の発展等のため、地元の 観光振興を推進する団体として出資に協力し たものである。 草津町の全体の方針に沿ったものであり、 適当な処分先が見当たらない。
	(財)関東陸運振 興財団	(株)東京都軽自 動車センター (株)八王子軽自 動車センター (株)千葉県軽自 動車センター	(株)東京都軽自 動車センター (株)八王子軽自 動車センター (株)千葉県軽自 動車センター	600株 (33.3)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員とし て応分の負担をするために株式を保有してい る。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S. 48. 5. 1	役員兼任3名	
				100株 (25.0)		H. 3. 9. 24		役員兼任2名
				6,660株 (33.3)		S. 48. 6. 27 ほか1回		役員兼任2名

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
国土交通省	関東運輸局 総務課	(財)関東陸運振興財団	(株)山梨県軽自動車センター	6,800株 (33.3)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S. 48. 3. 23 ほか2回	当該企業株主は、当法人会員により構成 当法人はビルの共同所有者	
		(社)東京都自動車整備振興会	(株)東京都軽自動車センター (株)八王子軽自動車センター	600株 (33.3) 100株 (25.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S. 48. 5. 1 H. 3. 9. 24	役員兼任3名 役員兼任2名	
		(社)東京乗用旅客自動車協会	(株)自動車会館	10,140株 (1.3)	当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 47. 9. 30 ほか4回	当該企業株主は、当法人会員により構成 当法人はビルの共同所有者	
		(社)山梨県トラック協会	日本トラック興業(株)	180株 (0.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 39. 7. 10	会社設立趣意に基づく施設利用のみ	
		(社)山梨県自動車整備振興会	(株)山梨県自動車会館	400株 (20.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	S. 44. 11. 20		
		(株)山梨県軽自動車センター	(株)山梨県軽自動車センター	400株 (20.0) 6,800株 (33.3)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 44. 9. 11 ほか1回 S. 48. 3. 20 ほか1回	会社設立趣意に基づく施設利用(土地賃借) 当該企業の取締役及び監査役は3団体からそれぞれ充てており取締役3名、監査役1名となっている	
		(社)三多摩自動車協会	(株)八王子軽自動車センター	100株 (25.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。	H. 3. 9. 24	当該企業が所有している建物の賃借 当該企業の所有する建物の管理運営を当法人が受託	
		(社)千葉県トラック協会	(株)千葉県交通会館	2,900株 (1.5)	当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 63. 5. 11 ほか1回		
		(社)神奈川県トラック協会	日本トラック興業(株)	500株 (0.5)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 7. 1	会社設立趣意に基づく施設利用のみ	
		(社)群馬県トラック協会	日本トラック興業(株)	1,600株 (1.4)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 44. 11. 1	会社設立趣意に基づく施設利用のみ	
		(社)埼玉県トラック協会	日本トラック興業(株)	500株 (0.5)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 10. 2 ほか7回 S. 37. 8. 1		
		(財)メトロ文化財団	(株)はとバス	1,127,750株 (12.5)	当該企業を設立する際、東京都及び帝都高速度交通営団が株式を保有していたが、当法人を設立するに当たり設立資金を出資した帝都高速度交通営団の要請で株式を保有したものであり、処分には困難な問題もあるが、更に処分についての検討を行う。	S. 35. 4. 20 ほか3回		
		北陸信越運輸局総務課	(社)富山県トラック協会 (社)石川県トラック協会 (社)新潟県トラック協会 (社)長野県トラック協会	日本トラック興業(株)	330株 (0.3)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 10. 2 ほか7回	役員1名兼任
					400株 (0.4)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 10. 2 ほか8回	
					700株 (0.6)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 7. 1	会社設立趣意に基づく施設利用のみ
550株 (0.5)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。				S. 36. 7. 1			
1,000株 (0.1)	当該企業は、円滑な物流を確保するための物流施設等の建設・管理を目的として、地元自治体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。 当法人は、当該施設を利用する物流事業者の団体として株式を保有している。このように、公益性の高い物流施設の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。				S. 53. 7. 10			
中部運輸局 自動車交通部 部貨物課	(社)福井県トラック協会	福井埠頭(株)	1,000株 (0.1)	当該企業は、円滑な物流を確保するための物流施設等の建設・管理を目的として、地元自治体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。 当法人は、当該施設を利用する物流事業者の団体として株式を保有している。このように、公益性の高い物流施設の管理・運営を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 53. 7. 10			

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
国土交通省	中部運輸局 自動車交通部 部貨物課	(社)福井県ト ラック協会	日本トラック興 業(株)	200株 (0.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.10.2 ほか7回		
		(社)静岡県ト ラック協会		800株 (0.7)		S.36.10.2 ほか7回		
		(社)愛知県ト ラック協会		1,600株 (1.5)		S.36.7.1 ほか7回	役員1名兼任	
		(社)三重県ト ラック協会		450株 (0.4)		S.36.10.2 ほか7回		
		(社)岐阜県ト ラック協会		700株 (0.6)		S.36.10.2 ほか7回		
	中部運輸局 自動車技術 安全部管理 課	(社)愛知県自動 車会議所	(株)愛知県自販 会館	600株 (6.1)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H.3.5.31 ほか7回	役員兼務7名	
	中部運輸局 企画観光部 観光地域振 興課	(社)飛騨高山観 光協会	(株)飛騨高山テ レ・エフエム	250株 (6.1)	当該企業は、飛騨高山地域の観光情報の提供を目的として、地元高山市等の出資により第三セクター方式で設立されたものであり、当法人は地元観光振興の推進機関として株式を保有している。 地元自治体等が中心となって、地元の観光振興のため設立され、公共性が高い事業を行う第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての調整を行う。	S.61.8.1 ほか2回	役員兼任3名	
	近畿運輸局 総務課	(社)京都府ト ラック協会	日本トラック興 業(株)	760株 (0.7)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.7.1		
				(株)京都自動車 会館		34,483株 (8.8)	S.38.4.1	役員兼任1名
				(社)京都府自家 用自動車協会		977株 (0.3)	S.37.12.22 ほか2回	役員兼任1名
				(社)京都乗用自 動車協会		3,000株 (0.02)	H.12.11.20	
	近畿運輸局 総務課	(社)京都府自動 車整備振興会	(株)京都自動車 会館	17,400株 (4.5)	当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.37.12.22 ほか4回	役員兼任2名	
				(社)京都府バス 協会		3,000株 (0.02)	H.12.11.20	
		(財)大阪陸運協 会	2,000株 (0.5)	H.12.8.22				
(社)兵庫県タク シー協会		(株)兵庫県タク シー会館	11,540株 (8.1)	S.63.4.1 ほか6回	役員兼任13名			
(社)兵庫県自動 車整備振興会		(株)兵庫県自動 車会館	4,000株 (1.7)	S.45.8.1	役員兼任9名			
(社)堺北・東自 家用自動車協会		(株)大阪自家用 自動車会館	1,150株 (5.8)	S.37.8.1 ほか2回	会長が当該企業の取締役に就任			
(社)大阪府自家 用自動車連合協 会		2,091株 (10.5)	S.36.10.17 ほか6回	役員兼務10名				
(社)大阪府ト ラック協会		関西国際空港 (株)	780株 (0.004)	当該企業は、関西国際空港の建設・管理を目的として、国、地方自治体、関係団体及び民間企業の出資により特殊法人として設立されたものである。当法人は、地元経済界からの要請により在阪団体の一員として株式を保有している。 関西経済圏において国際空港の管理・運営という高い公益性を有する事業を行う当該企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.60.7.27 ほか10回			
	日本トラック興 業(株)	2,400株 (2.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.36.4.1 ほか7回	会長が当該企業の取締役			

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係		
国土交通省		(社)奈良県トラック協会	日本トラック興業(株)	110株 (0.1)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 7. 1	会社設立趣意に基づく施設利用(入居のみ)		
		(財)神戸国際観光コンベンション協会	(株)神戸商工貿易センター	200株 (0.1)	当該企業は、海外の貿易事務所、観光施設、コンベンション施設等である神戸商工貿易センタービルの管理運営を行うため、神戸市の出資により第三セクター方式で設立されたものである。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 3. 3. ほか1回			
			神戸航空交通ターミナル(株)	300株 (0.6)	当該企業は、航空旅客ターミナルビル及び神戸リムジンバスの運営等を行うものである。また、神戸市及び兵庫県からの出資が約半分を占める。 当該企業は、現在休眠状態となっているため、処分は困難。	H. 元. 12.			
		(社)和歌山県トラック協会	日本トラック興業(株)	430株 (0.4)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 7. 1	会社設立趣意に基づく施設利用(入居のみ)		
		(社)滋賀県トラック協会		210株 (0.2)		S. 36. 7. 1			
		(社)兵庫県トラック協会		1,200株 (1.1)		S. 36. 7. 1			
		神戸運輸監理部		(社)神戸港振興協会	神戸マリンホテルズ(株)	10,000株 (0.9)	当該企業は、神戸への来訪者等に対し利用しやすい宿泊等の場を提供することを目的として、当会が所有する宿泊施設の運営を委託していた関係から同社の株式の保有を開始しており、当該株式には譲渡制限が設けられている。平成14年4月から当該宿泊施設の運営を他の団体に変更したが、当該企業は当会の会員企業であること等から処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 52. 6. 1 ほか1回	
		中国運輸局 総務課		(社)山口県バス協会	(株)山口県自動車会館	1,600株 (8.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 45. 8. 7	役員兼任1名
				(財)山口県自動車振興センター		1,660株 (8.3)		S. 45. 8. 7	役員兼任1名
(社)山口県乗用自動車協会	1,600株 (8.0)			S. 44. 12. 7		当法人が当会館の一部を事務所として使用			
(社)山口県トラック協会	1,600株 (8.0)			S. 45. 8. 7		会長が当該企業の取締役			
	日本トラック興業(株)			510株 (0.5)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 10. 2			
(社)広島県トラック協会	550株 (0.5)			S. 38. 12. 10					
(社)鳥取県トラック協会	日本トラック興業(株)			170株 (0.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 39. 7. 10 以前			
	(株)岡山県自動車整備振興会			岡山県自動車会館	9,791株 (24.5)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 38. 9. 9	役員兼任1名	
(社)岡山県自家用自動車協会	3,817株 (9.5)				S. 38. 9. 9				
(社)岡山県タクシー協会	5,577株 (13.9)				S. 38. 9. 9 ほか2回		役員兼任1名		
	(社)岡山県トラック協会	日本トラック興業(株)	400株 (0.4)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 36. 7. 1				

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
国土交通省	中国運輸局 総務課	(社)岡山県ト ラック協会	(株)岡山県自動 車会館	5,281株 (13.2)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたもの。当法人 は、当該会館を使用する団体の一員として 応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S.38. 9. 9		
			岡山空港ターミ ナル(株)	60株 (0.3)	当該企業は、空港ターミナルの管理・運営 を目的として、地元自治体等の出資により第 三セクター方式で設立されたものである。当 法人は地元自治体からの要請により、当該企 業が運営するターミナル施設を利用する事 業者の団体として株式保有に協力したもので ある。 公益性の高い施設を運営する第三セクター 企業の株式については、処分には困難な問題 があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 8.10. 1		
		(社)岡山県バス 協会		566株 (3.3)	当該企業は、西日本旅客鉄道(株)及び岡山 県の財界の出資により設立され、バス事業 者も参画するよう強い要請があったことから、 当法人も出資し、株式を保有している。 設立当初の経緯から処分には困難な問題が あるが、更に処分についての検討を行う。	S.61. 9.11	役員兼任1名	
			(株)ホテルグラ ンピア岡山	1,500株 (0.7)	当該企業は、西日本旅客鉄道(株)及び岡山 県の財界の出資により設立され、バス事業 者も参画するよう強い要請があったことから、 当法人も出資し、株式を保有している。 設立当初の経緯から処分には困難な問題が あるが、更に処分についての検討を行う。	S.48. 3.26	会長が当該企業の取締役	
四国運輸局 総務課	(社)徳島県ト ラック協会	日本トラック興 業(株)		220株 (0.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社) 全日本トラック協会の前身)の会員が、首都 圏地区において共同利用できる施設(トラッ ク会館)を入手するため、各都道府県トラッ ク協会会員等の協力により設立されたもの である。 当該会館の共同利用のため保有している株 式については、処分には困難な問題がある が、更に処分についての検討を行う。	S.36. 7. 1 ほか6回	会社設立趣旨に基づく施 設利用のみ	
			(株)徳島県自動 車会館	2,800株 (14.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員と して応分の負担をするために株式を保有して いる。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S.40. 8. 5 ほか4回	役員兼任1名	
		(社)徳島県バス 協会		2,800株 (14.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員と して応分の負担をするために株式を保有して いる。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S.40. 8. 5		
		(社)徳島県自動 車整備振興会		4,000株 (20.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員と して応分の負担をするために株式を保有して いる。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S.60. 8.28		
		(社)香川県自動 車整備振興会	(株)香川県軽自 動車会館	2,000株 (18.2)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員と して応分の負担をするために株式を保有して いる。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S.48.10.15	軽自動車(4輪)の車両 番号標頒布業務委託(委託 料支払い)	
		(社)高知県バス 協会	(株)高知交通会 館	130株 (25.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員と して応分の負担をするために株式を保有して いる。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S.63. 3.11	会社設立趣旨に基づく施 設利用のみ	
		(社)高知県ト ラック協会	(株)高知県商品 計画機構	40株 (1.1)	当該企業は、高知県の各地域の生産品等 について、消費者のニーズの把握等一体的な 取組による県経済の活性化を目的に第三セ クター方式で設立したものである。 事業の公共性、物流の関係から株式保有を 依頼されたもので、処分には困難な問題が あるが、更に処分についての検討を行う。	H. 5. 6. 7		
		(社)愛媛県ト ラック協会	日本トラック興 業(株)		220株 (0.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社) 全日本トラック協会の前身)の会員が、首都 圏地区において共同利用できる施設(トラッ ク会館)を入手するため、各都道府県トラッ ク協会会員等の協力により設立されたもの である。 当該会館の共同利用のため保有している株 式については、処分には困難な問題がある が、更に処分についての検討を行う。	S.37. 8. 1 ほか6回	会社設立趣旨に基づく施 設利用のみ
					300株 (0.3)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社) 全日本トラック協会の前身)の会員が、首都 圏地区において共同利用できる施設(トラッ ク会館)を入手するため、各都道府県トラッ ク協会会員等の協力により設立されたもの である。 当該会館の共同利用のため保有している株 式については、処分には困難な問題がある が、更に処分についての検討を行う。	S.36. 7. 1	会社設立趣旨に基づく施 設利用のみ
				(社)香川県ト ラック協会	250株 (0.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社) 全日本トラック協会の前身)の会員が、首都 圏地区において共同利用できる施設(トラッ ク会館)を入手するため、各都道府県トラッ ク協会会員等の協力により設立されたもの である。 当該会館の共同利用のため保有している株 式については、処分には困難な問題がある が、更に処分についての検討を行う。	S.36.10. 2 ほか7回	会社設立趣旨に基づく施 設利用のみ
九州運輸局 総務課	(社)福岡県自動 車整備振興会	(株)福岡交通会 館		40株 (0.1)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員と して応分の負担をするために株式を保有して いる。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S.57. 3. 1		
			(社)福岡県ト ラック協会	200株 (0.5)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員と して応分の負担をするために株式を保有して いる。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S.23.12.26 ほか1回		
		日本トラック興 業(株)	1,300株 (1.2)	当該企業は、(社)日本トラック協会((社) 全日本トラック協会の前身)の会員が、首都 圏地区において共同利用できる施設(トラッ ク会館)を入手するため、各都道府県トラッ ク協会会員等の協力により設立されたもの である。 当該会館の共同利用のため保有している株 式については、処分には困難な問題がある が、更に処分についての検討を行う。	S.40. 7. 1	会社設立趣旨に基づく施 設利用のみ		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
国土交通省	九州運輸局 総務課	(社) 熊本県自動車整備振興会	(株) 熊本県自動車会館	4,428株 (30.4)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 56. 8. 31 ほか7回	役員兼任3名	
		(社) 熊本県自動車標板協会		600株 (4.1)		S. 58. 3. 23	役員兼任1名	
		(財) 九州陸運協会		300株 (2.05)		S. 48. 12. 28 ほか1回	役員兼任1名	
		(社) 熊本県タクシー協会	熊本空港ビルディング(株)	250株 (1.3)		当該企業は、空港ターミナルの管理・運営を目的として、地元自治体等の出資により第三セクター方式で設立されたものである。当法人は地元自治体からの要請により、当該企業が運営するターミナル施設を利用する事業者の団体として株式を保有している。 公益性の高い施設を運営する第三セクター企業の株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 44. 9. 16	
		(社) 熊本県トラック協会	日本トラック興業(株)	80株 (0.07)		当該企業は、(社)日本トラック協会((社)全日本トラック協会の前身)の会員が、首都圏地区において共同利用できる施設(トラック会館)を入手するため、各都道府県トラック協会会員等の協力により設立されたものである。 当該会館の共同利用のため保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 37. 7. 1 ほか2回	
		(社) 宮崎県トラック協会		150株 (0.1)			S. 36. 8. 1	
		(社) 大分県トラック協会		300株 (0.3)			S. 46. 10. 7	
		(社) 佐賀県トラック協会		180株 (0.2)			S. 37. 8. 1 ほか6回	会社設立趣旨に基づく施設利用のみ
		(社) 鹿児島県トラック協会		150株 (0.1)			S. 37. 8. 1 ほか3回	
		(財) 佐世保観光コンベンション協会	させぼパールシー(株)	60株 (1.0)		当該企業は「西海国立公園九十九島」のPRと観光客誘致を主要業務としており、博物館展示施設の管理も佐世保市から受託している。観光宣伝・観光客誘致を連携していく必要があるため株式保有している。 既に必要最小限の保有と思われるが、更に処分について検討を行う。	H. 5. 9. 1	役員兼任1名
沖縄総合事務局 運輸部 総務運航課	(社) 沖縄旅客船協会	沖縄県離島海運振興(株)	200株 (0.04)	当該企業は、沖縄県、沖縄振興開発金融公庫、旅客船事業者による第三セクター方式で設立されたものである。零細事業者が多い当法人の会員の代船を容易にし、離島航路の振興発展を期することを目的として、株式を保有している。 今後の離島航路の準備・維持の上からも継続保有が必要であり、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 55. 3. 26			
			日本定航保全(株)				400株 (2.0)	当該企業は、旅客船事業者の船客傷害賠償保険制度への加入を促進するとともに、当該保険料の負担額を軽減するため、旅客船業界と損害保険会社との出資で設立されたものである。これを受け海上運送法上も賠償保険付保の命令権を創設している。 このように、公共交通機関である旅客船の利用者保護を図るための保険制度の維持・充実に当たる公的性格が強い当該企業の株式保有については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。
	(社) 石垣市観光協会	(株) 石垣市経済振興公社	10株 (2.3)	当該企業は、「八重山物産流通拠点形成プロジェクト」の一環として、第三セクター方式で設立されたものである。八重山観光のPR、特産品の販路拡大を目的としていることから、設立準備段階から関与していたため、株式を保有することとなった。 H19年度内に所有株式を八重山ビジターズビューローに引継ぐことで調整を図っていたが、営利を目的とした株式の保有ではなく、地域振興を目的とする第三セクターの株であり地域の他の経済団体と協調していることから、新公益法人法に基づく組織の改編時に対応する事となった。	H17.5.23	役員(監査)として、1名派遣		
	(財) 沖縄観光コンベンションビューロー	プセナリゾート(株)	320株 (5.2)	当該企業は、県が出資する第三セクターである。国際的なリゾート施設開発を支援し、沖縄観光の振興発展に寄与するという公共性の高い企業であり、観光の振興発展を図るため、今後も株式を保有し、当該企業を支援することが必要であるが、更に処分についての検討を行う。	H. 2. 7. 23			

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合 [%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法人と 当該営利企業との関係
総務省 文部科学省 経済産業省	総合通信基盤局データ通信課 研究振興局情報課 商務情報政策局情報政策課	(社)日本ネットワークインフォメーションセンター	(株)日本レジストリサービス	1,265株 (19.7)	当法人の.jpドメイン名管理事業を分離させるため、平成12年12月に設立された当該企業への現物出資の対価として株式を取得した。平成14年4月に当該事業を当該企業に移管。平成15年3月に当該企業に対し当法人保有株式の一部(775株)を売却。平成16年3月会員企業に対して360株を売却した。現在当該事業の公益性等を踏まえつつ、残りの1,265株についても早い時期に処分できるよう検討中。	H.13.2.21	理事のうち2名が当該企業の役員及び従業員
厚生労働省 国土交通省	医薬食品局食品安全部監視安全課 港湾局港湾経済課	(社)日本海事検定協会	日本海事検定(泰国)(株) 日本海事検定(マレーシア)(株) フィリピン日本海事検定(株) 日本海事検定(インドネシア)(株) 亜東海事検定保険公證人股份有限公司 天津華和海事検定有限公司 (株)北九州輸入促進センター (株)舞鶴21 清水港振興(株) 日本海事検定キューエイ(株)	10,000株 (100) 60,000株 (30.0) 4,000株 (40.0) 105株 (70.0) 3,600株 (60.0) 1,685万円 (49.0) 10株 (0.02) 40株 (0.1) 20株 (0.2) 600株 (50.0)	海外に所在する検査依頼者からの実施要請に応えるため、現地国に事務所を設置しようとしたところ、現地国の政策により現地法人を設立せざるを得なかったことにより株式を保有している。 外国における公益事業の実施に当たり、当該現地国の制度により保有せざるを得ない株式等については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.45.4.1 S.50.4.1 S.51.6.28 H.6.1.1 S.62.9.1 H.7.3.1 H.5.4.26 H.7.11.21 H.8.4.30 H.5.4.1	職員3名を派遣(うち3名が当該企業の役員を兼務)業務の一部を委託 職員2名(当該企業の役員を兼務)を派遣業務の一部を委託 職員1名(当該企業の役員を兼務)及び業務契約者1名を派遣業務の一部を委託 職員1名を派遣(当該企業の役員を兼務)業務の一部を委託 業務契約者1名を派遣(役員3名及び同契約者が当該企業役員を兼務)業務の一部を委託 職員3名を派遣(役員1名及び職員5名が当該企業役員を兼務)業務の一部を委託
		(財)新日本検定協会	泰国新日本検定(株) (株)北九州輸入促進センター 清水港振興(株) 横浜港埠頭ビル(株)	2,938株 (49.0) 10株 (0.02) 20株 (0.2) 3,600株 (1.7)	海外に所在する被検定者からの実施要請に応えるため、現地国に当法人が事務所を設置しようとしたところ、現地国の政策により現地法人を設立せざるを得なかったことにより株式を保有している。 外国における公益事業の実施に当たり、当該現地国の制度により保有せざるを得ない株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H.元.7.25 H.5.4.5 H.8.4.12 S.37.11.1	職員2名を派遣(うち1名が当該企業の役員を兼務)業務の一部を委託
	社会・援護局総務課 鉄道局総務課	(財)鉄道弘済会	弘済事業(株) (株)ケービーエス	10,000株 (100) 760株 (100)	当該企業は、当法人が自ら直接行っていた事業を分社化させたもの。現在、民事再生手続き中。会社分割により事業を他法人に譲渡後、清算予定。 当該企業は、当法人が自ら直接行っていた事業を分社化させたもの。他法人への事業移	H.10.4.1 H.2.2.2	当法人が当該企業に資産管理を委託 当法人が当該企業に資産管理を委託
	職業安定局建設・港湾対策室 港湾局港湾研究振興局学術機関課	(社)日本港湾福利厚生協会 (財)港湾労働安定協会	(株)シーパレス	99株 (49.5) 25株 (12.5)	港湾労働者の福利厚生を目的として当該企業を設立し、株式を保有している。 適当な処分先が見つからない。	H.3.2.28 H.3.2.28	役員兼任2名 当法人の宿泊施設の運営を委託
文部科学省 農林水産省	消費・安全局畜水産安全管理課	(財)日本生物科学研究所	日生研(株)	685,000株 (95.1)	基本財産として寄付等されたため保有。 適当な処分先が見つからない。	S.35.11.15 ほか20回	役員兼任2名 当該企業と研究成果の技術提携を実施

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
農林水産省 国土交通省	経営局協同 組織課 総合政策局 観光資源課	(社)全国農協観 光協会	(株)農協観光	12,390株 (34.4)	当法人が行っていた旅行業を分離して、 (株)農協観光が設立された際に保有。 現在までにその一部を譲渡したものの、残 りの株式は適当な処分先が見つかっていな い。	H.元.10.20 ほか2回	役員兼務8名 旅行の申込等・土地の賃 貸
経済産業省 国土交通省	製造産業局 自動車課 自動車交通 局技術安全 部自動車情 報課	(社)日本自動車 販売協会連合会	(株)釧根自動車 会議所 (株)愛知県自販 会館	46,800株 (23.9) 1,600株 (16.3)	当該企業が運営する会館に入居する団体の 一員として応分の負担をするために保有して いる株式であるため、処分には困難な問題が あるが、更に処分についての検討を行う。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式であるため、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S.56.7.8 ほか1回 H.3.9.21 ほか8回	理事(無報酬)が当該企業 の取締役 事務室賃貸借契約 理事(無報酬)2名が当該 企業の取締役社長、副社長 事務室賃貸借契約
国土交通省 青森県	東北運輸局 管理課 警察本部交 通部交通規 制課	(社)青森県自動 車協会	(株)青森県交通 会館	2,775株 (2.8)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員とし て応分の負担をするために株式を保有してい る。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S.38.3.26 ほか4回	会長及び専務理事が当該 企業の取締役を兼務
国土交通省 兵庫県	近畿運輸局 総務課 企画管理部 教育・情報 局文書課	(財)神戸市都市 整備公社	(株)神戸サンセ ンタープラザ (株)神戸ワイン 神戸マリンホテ ルズ(株) (株)神戸商工貿 易センター 神戸地下街(株) (株)ケーブルテ レビ神戸 (株)神戸ハー バーランド情報 センター	21,945株 (14.6) 80株 (0.3) 20,000株 (1.7) 200株 (0.1) 1,214株 (0.6) 200株 (0.5) 100株 (0.3)	当該企業は、三宮市街地改造事業により建 設されたサンプラザ等の管理運営のため設 立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資 の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来 すことから、処分には困難な問題があるが、 更に処分についての検討を行う。 当該企業は、神戸ワインを中心とした神戸 ブランドの開発等、主として各種収益事業を 積極的に増進することにより、アーバンリ ゾート都市農村版の実現に努めて、市民福祉 の向上に寄与するために設立された神戸市の 外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資 の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来 すことから、処分には困難な問題があるが、 更に処分についての検討を行う。 当該企業は、市民等に利用しやすい宿泊等 の場を提供することによって、地域社会の発 展等に寄与することを目的として設立された 神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資 の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来 すことから、処分には困難な問題があるが、 更に処分についての検討を行う。 当該企業は、海外の貿易事務所、観光施 設、コンベンション施設等である神戸商工貿 易センタービルの管理運営を行うため、神戸 市の出資により第三セクター方式で設立さ れたものである。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資 の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来 すことから、処分には困難な問題があるが、 更に処分についての検討を行う。 当該企業は、地下道と付属店舗を建設し、 管理運営するため設立された神戸市の外郭団 体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資 の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来 すことから、処分には困難な問題があるが、 更に処分についての検討を行う。 当該企業は、有線テレビジョン放送法に基 づき神戸市西部を対象とするケーブルテレビ 事業を行うために設立された神戸市の外郭団 体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資 の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来 すことから、処分には困難な問題があるが、 更に処分についての検討を行う。	S.45.5.1 ほか4回 S.59.9.22 ほか2回 S.52.6.23 ほか1回 S.50.7.31 ほか2回 H.2.10.5 H.5.7.31 S.63.4.11	当法人の専務理事が当該 企業の取締役に就任 当法人の専務理事が当該 企業の取締役に就任 当法人の事務局が神戸商 工貿易センタービルの一部 を賃借

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
国土交通省 兵庫県	近畿運輸局 総務課 企画管理部 教育・情報 局文書課	(財)神戸市都市 整備公社	(株)神戸ニュー タウン開発セン ター	60,000株 (3.5)	当該企業は、神戸市の開発する大規模な住 宅団地において、商業施設等を計画整備等 する事業主体として設立された神戸市の外郭団 体である。神戸市の外郭団体統廃合の方針に より、当法人が外郭団体である神戸都市振興 (株)の営業譲渡を受けた際に譲り受けた株式 である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資 の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来 すことから、処分には困難な問題があるが、 更に処分についての検討を行う。	H. 9. 3. 5	当法人の専務理事が当該 企業の取締役
国土交通省 山口県	中国運輸局 総務課 警察本部交 通部交通企 画課	(社)山口県自家 用自動車協会	(株)山口県自動 車会館	1,600株 (8.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員とし て応分の負担をするために株式を保有してい る。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S. 45. 8. 7	役員兼任1名
国土交通省 熊本県	九州運輸局 総務課 警察本部交 通部交通企 画課	(社)熊本県自家 用自動車協会	(株)熊本県自動 車会館	700株 (4.8)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員とし て応分の負担をするために株式を保有してい る。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S. 58. 3. 23	役員兼任1名

[都道府県知事]

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係		
北海道	総務部行政 改革課	(社)北海道歯 科医師会	(株)道歯企画	308株 (77.0)	当法人会員に対する損保業務は、個人代理 店を通して行っていたが、損保業務以外の収 益事業の取扱高が増加したことから、他県の 歯科医師会の対応も参考に(社)北海道歯科医 師会が主たる株主となり企業を設立。 当該企業は、顧客を当法人会員に限ってい ること、設立経緯から当法人と一体となった 経営が必要なことから、株式保有への部外 者の参入はなじまない。	H.元.7.1 ほか1回	H.9.4から監査役を除く 当該企業役員15名全員が当 法人役員を兼任 当法人の施設の一部を当 該企業の事務室等として賃 貸		
		(社)札幌歯科 医師会		8株 (2.0)		H.元.7.1			
		(社)函館歯科 医師会		8株 (2.0)		H.元.7.1			
		(社)小樽市歯 科医師会		4株 (1.0)		H.元.7.1			
		(社)北見歯科 医師会		8株 (2.0)		H.元.7.1			
		(社)十勝歯科 医師会		8株 (2.0)		H.元.7.1			
		(社)室蘭歯科 医師会		4株 (1.0)		H.元.7.1			
		(社)釧路歯科 医師会		8株 (2.0)		H.元.7.1			
		(社)後志歯科 医師会		4株 (1.0)		H.元.7.1			
		(社)旭川歯科 医師会		8株 (2.0)		H.元.7.1			
		(社)苫小牧歯 科医師会		4株 (1.0)		H.元.7.1			
		(社)日高歯科 医師会		4株 (1.0)		H.元.7.1			
		(社)岩見沢歯 科医師会		4株 (1.0)		H.元.7.1			
		(社)美瑛歯科 医師会		4株 (1.0)		H.元.7.1			
		(社)留萌歯科 医師会		4株 (1.0)		H.元.7.1			
		(社)空知歯科 医師会		4株 (1.0)		H.元.7.1			
		(社)稚内歯科 医師会		4株 (1.0)		H.元.7.1			
		(社)千歳歯科 医師会		4株 (1.0)		H.元.7.1			
		(財)北海道食 と健康財団	(株)ほくほく ファイナンシャル グループ	240,000株 (0.01%)		低金利時代において、当法人の事業活動を維持 するために、当該企業の優先株を取得。 株式を処分することは、公益事業の安定的 な継続に支障を来すこと及び市場流通性が ないことから、処分は困難。		H17.4.14	預金口座を有する金融機関
		(社)北海道産 炭地域振興セ ンター	(株)徳川	160株 (26.7)		当該企業は、千葉県の人形製造卸業が事業 拡大と新たな生産拠点づくりとして、平成3 年に赤平市に設立。 当法人は、閉山に伴う炭鉱離職者対策及び 産炭地域振興対策から出資。 景気の低迷により売上が伸びず、創業以来 赤字状態が続いており、財務状態は厳しい状 況にあることから、株式買取期日を平成21年 3月31日まで延長。		H.4.5.20	
	(株)プラスチ ック油化プラ ント	150株 (25.0)	廃プラスチックを熱分解させることによる 油化事業を展開するために当該企業を設立。 当法人は、閉山に伴う炭鉱離職者対策及び 産炭地域振興対策から出資。 なお、株式の引受期間は5年となっており 、株式買取期日は平成13年2月28日。現 在、今後の対応を検討中。	H.8.2.29					
	三桂(株)	20,000株 (20.0)	当該企業は炭鉱閉山に伴い、新規事業の創 造を図るため、農業用炭塩化ビニール再生処 理及びペレット生産を目的に設立。 閉山に伴う炭鉱離職者対策及び産炭地域振 興対策から出資。 円高の影響により、再生塩化ビニールの価 格も当初予測を大きく下回り、業績が悪化。 その後パネルの新製品開発に成功している が、いまだに業績不振から脱却できないた め、株式買取期日を平成22年3月31日まで延 長。	H.2.2.26					
	西川化学工業 (株)	4,000株 (12.5)	炭鉱閉山に伴う離職者雇用及び地域振興対 策とポリエチレン製袋の安定生産体制を図る ため、新工場での創業のための設備資金と して出資。 ごみ袋の売上げは増加したが、米袋、買 い物袋の受注が減少し、経営が低迷して いることから、株式買取期日を平成21年3月31日まで 延長。	H.2.5.15					
	(株)ジャパ ンバイオ	110株 (11.5)	平成2年、赤平市内にキノコの人工菌床を 開発、製造、販売するために当該企業を設 立。雇用対策と産炭地域振興対策として出 資。 しいたけを中心とした菌床製造は、しいた けの東南アジアからの輸入増加などの影響に より販売不振のため、株式買取期日を平成23 年3月31日まで延長。	H.2.10.31					
	(株)歌志内 ショッピング センター	200株 (10.0)	ポスト石炭の地域対策として、商業の活 性化と離職者の対策を図る目的で、第三セ クターによる共同店舗を平成10年4月に設 立。 地域の振興と雇用創出に寄与するもの として出資。初期設備投資の過大と売上が 伸びず、資金繰りが悪化したことから、平 成14年6月に核店舗を入替え再オープン。今 後は売上増も期待できることから、株式 買取期日を平成21年3月31日まで延長。	H.10.6.30					

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
北海道	総務部行政 改革課	(社)北海道産 炭地域振興セ ンター	(株)エコバレー 歌志内	100株 (6.3)	ポスト石炭の地域対策として廃棄物発電によるエネルギー供給を目的とした当該企業を設立。新しい産業群を形成し、地域の振興と雇用創出に寄与するものとして出資。 平成13年から操業しているが、設備投資や試運転等に時間を要し、本格操業に至っていない状況から株式買収期日を平成23年3月31日まで延長	H.12. 4. 7	当該企業は、当法人の投資育成事業に基づく投資育成先
			(財)北海道中 小企業総合支 援センター	(株)ヒルコ	20,000株 (14.3)	当法人は、中小企業の自己資金の充実を支援するため増資新株や転換社債の引受けを寄附行為に基づき行っている。契約変更で平成21年8月まで保有。	
		(株)デジック	400株 (12.5)	当法人は、中小企業の自己資金の充実を支援するため増資新株や転換社債の引受けを寄附行為に基づき行っている。買取契約者の資力等により継続保有しているが、他の買取予定者への買取交渉など取り扱いについて検討している。	H.14. 11.7		
		(株)パナナクラ ブ	125株 (21.7)	当法人は、中小企業の自己資金の充実を支援するため増資新株や転換社債の引受けを寄附行為に基づき行っている。株式の引受けは、保有期限6年以内として、期間終了までに発行価格で投資先企業の関係者に売却することとしている。	H.14. 9.14		
		(株)コムテック 2000	325株 (5.4)	当法人は、中小企業の自己資金の充実を支援するため増資新株や転換社債の引受けを寄附行為に基づき行っている。株式の引受けは、保有期限6年以内として、期間終了までに発行価格で投資先企業の関係者に売却することとしている。	H.16. 2.9		
		ミヤ工業(株)	400株 (25.0)	当法人は、北海道創造的中小企業育成条例の指定事業者であり、条例に基づき中小企業者等の新製品等の事業化のために発行株式の引受けを行っている。株式の引受けは、保有期限10年以内として、期間終了までに発行価格で関係者に売却することとしている。	H.16.10.27		
		(株)アルナリク べつ	100株 (20.0)	当法人は、北海道創造的中小企業育成条例の指定事業者であり、条例に基づき中小企業者等の新製品等の事業化のために発行株式の引受けを行っている。	S.63. 3.31		
		インターフェイ スジャパン(株)	100株 (44.2)	買取契約者の資力等により継続保有しているが、他の買取予定者への買取交渉など取り扱いについて検討している。	H.元. 11. 1		
		札幌実業(株)	400株 (22.2)	買取契約者の資力等により継続保有しているが、他の買取予定者への買取交渉など取り扱いについて検討している。	H. 9. 2.27		
		(株)アイ・セッ ク	240株 (35.3)	買取契約者の資力等により継続保有しているが、他の買取予定者への買取交渉など取り扱いについて検討している。	H. 9.10.14		
		(株)ウエノテッ ク	20,000株 (40.0)		H. 9.10. 1		
		(株)ソーラー 技研	36,000株 (10.0)		H.10. 3.31		
		(株)テオン	200株 (22.2)		H.10. 8.27		
		八戸ファーム ウェアシステム	400株 (16.1)	当法人は、北海道創造的中小企業育成条例の指定事業者であり、条例に基づき中小企業者等の新製品等の事業化のために発行株式の引受けを行っている。株式の引受けは、保有期限10年以内として、期間終了までに発行価格で関係者に売却することとしている。	H.10.12.25		
		(株)エーオーエ ス	240株 (35.3)	当法人は、北海道創造的中小企業育成条例の指定事業者であり、条例に基づき中小企業者等の新製品等の事業化のために発行株式の引受けを行っている。株式の引受けは、保有期限10年以内として、期間終了までに発行価格で関係者に売却することとしている。	H.11. 9.21		
		(株)ムーシステ ム	200株 (38.5)	当法人は、北海道創造的中小企業育成条例の指定事業者であり、条例に基づき中小企業者等の新製品等の事業化のために発行株式の引受けを行っている。株式の引受けは、保有期限10年以内として、期間終了までに発行価格で関係者に売却することとしている。	H.11. 9. 9		
		(株)エルフィン	200株 (23.0)		H.12. 9. 1		
		日栄電機工業 (株)	1,000株 (25.0)		H.12.12.20		
		(株)ワールド ワーク	160株 (35.6)		H.12.12.26		
		(株)北海道パイ オインダスト リー	50株 (24.3)		H.12.12. 1		
		(株)ネイクス	400株 (6.7)		H.13. 8.28		
		(株)アイティプ ロジェクト	150株 (30.0)		H.13.12.13		
		(株)フードビジ ネスシステムズ	199株 (49.8)		H.14. 3.16		
		(株)プラムネッ ト	200株 (19.2)		H.14. 8. 6		
		(株)テクノフェ イス	400株 (25.3)		H.14. 7. 6		
		(株)インジェ ネックスバイオ テクノロジーズ	8,000株 (29.4)		H.15. 1.11		
		北海道トクサン (株)	200株 (22.2)		H.15. 1.31		
		アネカムジャパ ン(株)	160株 (8.6)		H.15. 3.27		
		(株)白石ゴム製 作所	6,000株 (8.3)		H.15.10.21		
		(株)サイバーブ ルー	160株 (26.7)		H.15.12.13		
		(株)オンコレッ クス	43株 (0.9)		H.16. 6. 4		
		(株)アートパラ ディム	100株 (38.5)		H.16. 5.26		
		(株)メディア・ マジック	200株 (21.6)		H.16. 6.23		
		(株)バイオミュ ラン	125株 (5.3%)		H.17. 3.23		
		(株)ネクスト ウェーブ	120株 (27.3%)		H.17. 7.19		
		(株)ファースト プレス	14株 (1.9%)		H.17. 9.28		
		㈱ピオフレック ス	10,000株 (16.7%)		H.17.11.30		
		㈱日本プロマイ ト	100株 (9.0%)		H.18. 6.24		
		㈱G E L ー Design	25株 (3.9%)		H.18. 6.30		
		カネジン食品㈱	100株 (11.9%)		H.18. 8.25		
		㈱ハイドロデバ イス	500株 (25.0%)		H.18. 8.31		
		イオ・スタイル (株)	5,000株 (12.5%)		H.18.11.17		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
北海道	総務部行政 改革課		札幌高級铸物株	15,000株 (15.0%)	当法人は、中小企業の自己資金の充実を支援するため増資新株や転換社債の引受けを寄附行為に基づき行っている。株式の引受けは、保有期限6年以内として、期間終了までに発行価格で投資先企業の関係者に売却することとしている。	H.19. 3. 16	当該企業は、当法人の投資育成事業に基づく投資育成先
			北海道バイオエタノール株	200株 (1.1%)	当法人は、北海道創造的中小企業育成条例の指定事業者であり、条例に基づき中小企業者等の新製品等の事業化のために発行株式の引受けを行っている。株式の引受けは、保有期限10年以内として、期間終了までに発行価格で関係者に売却することとしている。	H.20. 1. 21	
		(社)北海道土地改良設計技術協会	(株)エヌデイビル	320株 (8.0)	当該企業の施設の利用により、法人活動が経済的に実施できるため株式を取得。 平成15年10月、平成16年10月及び平成17年10月にそれぞれ20株ずつを処分。今後とも当該企業と継続して交渉。	S.60. 12. 1	当法人の事務所等について貸借契約の関係
		(社)北海道土地改良建設協会		520株 (13.0)	当法人の前身である任意団体から寄付を受けたもの。 平成15年10月、平成16年10月及び平成17年10月にそれぞれ20株ずつを処分。今後とも継続して交渉。	S.60. 12. 18	
		(社)北海道ホルスタイン協会	(株)ジャパンホルスタインリーディングサービス	5,760株 (3.4)	当該企業は、設立当時から営利を主目的とすることなく、企業の利益はすべて利用者に還元することとしており、こうした企業の方針を維持するため、当法人が意見を述べるとしての機能を持つことを目的に株式を保有。 設立当初の所有経過もあり、株式の売却に対して、理事の理解等を得るのに時間を要するとともに、処分先が見つからない。	S.46. 7. 8 ほか3回	
		(社)北海道栽培漁業振興公社	(株)ほくほくファイナンシャルグループ	5,000,000株 (1.5)	低金利時代において、当法人の事業活動を維持するために、当該企業の優先株を取得。 株式を処分することは、公益事業の安定的な継続に支障を来すこと及び市場流通性がないことから、処分は困難。	H.11. 7. 30 H.17. 3. 15	
		(財)松山漁業振興協会	(株)ほくほくファイナンシャルグループ	1,000,000株 (0.3)	低金利時代において、当法人の事業活動を維持するために、当該企業の優先株を取得。 株式を処分することは、公益事業の安定的な継続に支障を来すこと及び市場流通性がないことから、処分は困難。	H.17. 4. 14	
		(社)旭川市医師会	(株)旭川保険医療情報センター	11,420株 (23.2)	旭川市が中心となり医療情報の有効利用を目的に設立された第3セクター。設立時に同市からの強い要請を受け、株式を取得した。非公開株であり、引き受け手が現れないことから処分は困難。	S.62. 2. 27	同社事務所は、旭川市医師会が所有する医師会館内(賃貸)に置かれている。旭川市医師会は、検診事業について、検診データの整理を同社に委託している。
		(財)北見振興公社	(株)グリーンズ北見	215株 (5.6)	当該企業は、北見市内の地場農産物の付加価値向上を目的として北見市、当法人、農協等が出資して設立。当該企業は地域農業の振興や雇用の拡大に寄与するもので、公益性があると考え、株式を保有。 当該企業の、主要株主である農業団体に引き受けてもらうべく交渉中であるが、農業団体の経営状況から一括での引き受けは困難であるため、分割による引き受けについて、引き続き交渉を行っているものの、農業団体の経営上の事情などから、現時点で合意に至っていない。	S.61. 4. 1 ほか7回	
		(社)室蘭建設業協会	(株)ドーコン	4,200株 (3.5)	当該企業の株式については、当初、室蘭建設業協会(当時は任意団体)が保有していたが、社団法人化に際し、(株)室蘭建設会館に譲渡されたものである。 その後、(株)室蘭建設会館の解散(平成9年12月)に伴い、所有株式を売却しようとしたが買い手がなく、(株)室蘭建設会館の会員でもあり、前保有者でもあった当法人が引き受けたものである。 適当な処分先が見つからない。	H.11. 2. 26	
		(社)函館建設業協会		4,200株 (3.5)	北海道の開発事業の円滑な遂行を図るため、建設各分野の技術を統合して、迅速、確実に企画・調査・設計・監理を一貫して行う総合コンサルタントの必要性の要望が起こり、地方自治体をはじめ、建設業団体や民間企業が参加して当該企業を設立。 適当な処分先が見つからない。	S.35. 6. 13 ほか4回	
		(社)札幌建設業協会		12,000株 (10.0)		S.35. 6. 13 ほか4回	
		(社)旭川建設業協会		4,200株 (3.5)		S.35. 6. 13 ほか5回	
		(社)北海道建設業協会	北海道建設業信用保証(株)	13,000株 (1.6)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律の制定に伴い、北海道の出資の下、道内業界挙げて設立した経緯から、同企業の発足30周年記念として倍額増資した際に、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S.57. 10. 1 ほか1回	理事3名が当該企業の非常勤取締役を兼任

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数(割合[%])	保有することとなった理由及び処分が困難な理由	当該株式入手日	当該特例民法法人と当該営利企業との関係	
青森県	商工労働部 観光企画課	(社)弘前観光 コンベンション 協会	(株)みちのくランド	10株 (0.5)	平成2年当時、第三セクター方式によるリゾート開発が盛んに行われていたが、リゾート施設の整備が観光産業の発展にもつながると考えられたことから、当法人もその活動に寄与するため、株式の取得を行ったものである。 現在(株)みちのくランドはレジャー施設建設予定地の取得を一部断念し、事業を縮小して今後の事業展開方向を検討している段階であるため、適当な処分先が見つからない状況である。 また、弘前リゾート開発(株)は解散し、現在管財人により清算中である。	H. 2. 5. 12		
			弘前リゾート開発(株)	20株 (0.2)		H. 2. 5. 1		
			青森県信用組合	20口 (0.0002)		一時借入の資格を保持するために保有することとなった。	S. 45. 4. 11	
			東奥信用金庫	100口 (0.0004)		当該企業の会員であることが一時借入の要件となっているため、処分することが困難である。	S. 45. 4. 11	
	商工労働部 新幹線交流 推進課	(社)青森県観光 連盟	青森県物産(株)	30株 (7.5)	当法人が吸収合併した旧青森県産業振興協会から継承したもので、当法人が管理運営する観光物産館の最大の大口テナントであり、配当割合が高く、当法人の公益事業の安定的・積極的な遂行に資するため、保有しているものであるが、今後、株式保有に係る指導監督基準及び運用指針に沿うよう検討を進め、公益法人制度改革に伴う移行の取組の中で対応していきたい。	H. 21. 4. 1	当該企業は当法人が管理運営する観光物産館の最大の大口テナント	
	農林水産部 総合販売戦略課	(社)青森県物産 協会	青森県物産(株)	30株 (7.5)	当該企業は設立時からの当法人会員である。配当割合が高く、当法人の公共事業の安定的・積極的な遂行に資するため、保有しているものであるが、今後、株式保有に係る指導監督基準及び運用指針に沿って対応していきたい。	S. 60. 8. 27	当該企業は設立時からの当法人会員	
県土整備部 建築住宅課	(社)青森県建築 士会	(株)建築住宅センター	100株 (8.3)	当該企業は、建築基準法に基づく建築物等の指定確認検査機関として、住宅の安全性向上を図ることを目的に第三セクター方式により設立された。当法人の運営に当たり、当該企業の直接間接の理解と協力が不可欠なことから、出資を通じて当該企業を支援するため、株式を保有している。 このように公益性の高い事業を行う第三セクターの株式会社については、処分が困難。	H. 11. 6. 16			
青森県警察 本部交通部 交通規制課 国土交通省 東北運輸局 管理課	(社)青森県自動車 協会	(株)青森県交通 会館	2,775株 (2.8)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 38. 3. 26 ほか4回	当法人の会長が当該企業の取締役を兼務		
岩手県	保健福祉部 医療国保課	(社)岩手県医師 会	(株)アイビ シー岩手放送	150株 (0.029)	当該企業からの出資の要請を受けて株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 29. 3. 1 ほか2回	県医師会提供のラジオ番組を毎週1回放送中	
			(株)岩手日報社	100株 (0.025)	当該企業からの出資の要請を受けて株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 37. 7. 2	健康に関する情報等を毎月最終火曜日朝刊に掲載	
			岩医厚生(株)	200株 (100)	当法人に関連する生命保険、損害保険等の各種保険取扱業務を実施するために、全株を保有して当該企業を設立。 適当な処分先が見つからない。	S. 53. 3. 27 ほか1回	会長が、副会長、理事3名、監事がそれぞれ当該企業の社長、副社長、取締役又は監査役を兼任	
県土整備部 建設技術振 興課	(社)岩手県建 設業協会	東日本建設業 保証(株)	13,867株 (0.3)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な履行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期するため保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 27	岩手県建設会館に東日本建設業保証(株)が岩手支店を開設 東日本建設業保証(株)岩手支店職員が(社)岩手県建設業協会監事の1人に就任		
宮城県	経済商工観 光部新産業 振興課	(財)みやぎ産 業振興機構	東日本フーズ (株)	110株 (11.9)	中小企業の資本の充実強化を図るため、昭和42年から直接投資事業を単独事業(企業振興投資事業)として実施。 当法人が企業からの増資事業計画を審査の上、増資新株を引き受けている。 増資新株等の引受期間は6年以内と決めている。県内中小企業の資本の充実による地域産業の育成のための事業であり、一般の投資とは異なるため、株式の処分は困難。	H. 15. 1. 23		
			(株)松や	400株 (22.0)		H. 15. 3. 13		
			(株)南光台金物	400株 (33.3)		H. 15. 7. 15		
			キョーユー(株)	2,000株 (22.5)		H. 15. 8. 7		
			(株)登米精巧	160株 (21.0)		H. 15. 11. 13		
			(株)富谷金物	400株 (34.5)		H. 16. 4. 8		
			(株)リバイブ	100株 (20.0)		H. 16. 9. 10		
			モットーキュー 株	170株 (42.5)		H. 17. 3. 11		
(株)ティ・ディ シー	200株 (33.3)	H. 17. 4. 6						

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
宮城県	経済商工観 光部新産業 振興課	(財)みやぎ産 業振興機構	光洋精機(株)	1,200株 (18.8)	中小企業の資本の充実強化を図るため、昭和42年から直接投資事業を県単独事業(企業振興投資事業)として実施。 当法人が企業からの増資事業計画を審査の上、増資新株を引き受けている。 株式投資の額面については分割返済を実施し、受領したが、遅延損害金について交渉中であるため、直ちに株式を処分することは困難。	H. 1. 9. 19	
			(株)丸琴	9,900株 (49.5)	中小企業の資本の充実強化を図るため、昭和42年から直接投資事業を県単独事業(企業振興投資事業)として実施。 当法人が企業からの増資事業計画を審査の上、増資新株を引き受けている。 平成14年3月、代表者急逝に伴い事業閉鎖しており、株式の処分は不能。	H. 7. 8. 1	
			空調企業(株)	200株 (25.0)	中小企業の資本の充実強化を図るため、昭和42年から直接投資事業を県単独事業(企業振興投資事業)として実施。 当法人が企業からの増資事業計画を審査の上、増資新株を引き受けている。 業績不振により分割買実施中。現在増額交渉中で、株式の処分は困難。	H. 11. 12. 10	
農林水産部 森林整備課	(社)宮城県林 業公社	東北電力(株)	199,567株 (0.0002)	法人設立時に県から現金で出資を受けたが、その後、法人から県からの出資金額のうち一部を県保有株式と交換したい旨の申出があり当該株式と交換した。なお、定款により出資金は基本財産とされており、株式の処分は困難。	S. 41. 8. 31		
			(株)宮城県建 設業協会	11,711株 (32.5)	当該企業は、当法人が入居するビルを建設管理するため設立され、その後、平成8年に現ビルを建設するときも同様に主体となった会社である。そのときの資金調達を進める際、全会員に出資協力を求め株の取得を依頼したが、一部不足を生じたので協会として出資したもの。その後、退会会員からは持分株の引受け要求があり、また、入会員には株引受けを求めてきたが、その過不足分は経過等からして応じざるを得ず、現在も保有している。	S. 39. 1. 30 ほか7回	協会会長が当該企業の代表取締役、副会長4名が取締役に、常任理事6名が取締役に就任
土木部事業 管理課	(社)宮城県建 設業協会	(株)宮城県建 設業協会	東日本建設業保 証(株)	6,741株 (0.2)	当該企業は、受発注者双方の要望により設立され、また、当時の建設省の依頼もあり株を取得した。協会会員の要望を会社事業に反映させるための発言権を有するのに必要なため保有している。	S. 39. 11. 30	
			(株)秋田メディ カルサービス	160株 (26.7)	従来、当法人で会員の福利厚生のため生命保険契約の募集及び掛け金の集金業務を行っていたが、当該事務を廃止し、新たに会員である医師が発起人となり当該業務を行う当該企業を設立。その際に株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 58. 9. 1 ほか1回	当該企業の業務の範囲を 当法人会員に限定
秋田県	健康福祉部 医療事業課	(社)秋田市医 師会	(社)大館北秋 田医師会	40株 (6.7)		S. 58. 9. 1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S. 58. 9. 1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S. 58. 9. 1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S. 58. 9. 1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S. 58. 9. 1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S. 58. 9. 1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S. 58. 9. 1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S. 58. 9. 1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S. 58. 9. 1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S. 58. 9. 1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S. 58. 9. 1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S. 58. 9. 1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S. 58. 9. 1 ほか1回	
				40株 (6.7)		S. 58. 9. 1 ほか1回	
(株)アディッ クス	40株 (100)	当法人で会員の福利厚生のため損害保険契約の募集及び掛け金の集金業務を行うべく、会員である歯科医師が発起人となり当該業務を行う当該企業を設立。その際に株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 1. 9. 1	当該企業の業務の範囲を当 法人及び会員に限定			
建設交通部 建設管理課	(社)秋田県建 設業協会	東日本建設業保 証(株)	3,163株 (0.08)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 47. 11. 1 ほか1回		
			561株 (0.01)		S. 39. 11. 30 ほか1回		
			373株 (0.009)		S. 39. 12. 1 ほか3回		
			160株 (8.0)	第三セクターとしての当該企業を円滑に運営するため保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 60. 2. 28		
			180株 (3.0)	国鉄改革に伴い、沿線地域の産業、経済、文化などあらゆる分野の振興や住民生活の安定向上を図る重要な交通機関として、地域住民の期待にこたえるため株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 60. 2. 20 ほか2回		
			180株 (3.0)		S. 60. 2. 2 ほか2回		
			186株 (0.004)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 39. 12. 1 ほか1回		
(株)インフォ メーションプラ ザ秋田	60株 (2.0)	秋田市が関連団体と共同してキャブテンジシステムによる情報の伝達を拡げる事業を推進しており、その協力呼び掛けに応じるため株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 62. 6. 22	会長が当該企業の取締役 に就任			

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
山形県	健康福祉部 健康福祉企 画課	(社)米沢市医 師会	(株)ニューメ ディア米沢	10株 (0.2)	当該企業は、昭和61年に第三セクター(山形県及び米沢市が主な出資者)として設立。広域情報ネットワークを構築し、各種情報を提供。医療情報を提供するため当法人に協力要請があり出資。 適切な処分先が見つからない。	S. 61. 6. 5		
	商工労働観 光部産業政 策課	(社)長井青年 会議所	山形鉄道(株)	10株 (0.1)	当該企業は、鉄道事業を行う第三セクター。当該企業の設立に際し要請があり出資。 適切な処分先が見つからない。	S. 63. 5. 6		
		(社)新庄青年 会議所	新庄TCM(株)	2株 (0.6)	当該企業は、市民参加型のまちづくり会社。当該企業の設立に際し要請があり出資。 適切な処分先が見つからない。	H. 12. 4. 2		
	商工労働観 光部観光振 興課	(社)東根市観 光物産協会	さくらんぼ東根 まちづくり(株)	1株 (0.5)	同株式会社は、東根市の「都市計画マスタープラン」に基づき事業を推進する市民組織のTMOとして設立されたものであり、同社の要請を受けて、東根市のまちづくりの推進を期する観点から株式を取得。 適切な処分先が見つからない。	H. 15. 7. 31	協会の会長、常務理事、理事がそれぞれ株式会社の特務、副社長、社長に就任	
	土木部建設 企画課	(社)山形県建 設業協会	(株)山形県建設 会館	23,557株 (4.8)	当該企業は、当法人の社員が建設した会館の管理を目的として設立。当該企業からの要請があり出資。 適切な処分先が見つからない。	S. 52. 9. 28 ほか2回		
			東日本建設業保 証(株)	9,411株 (2.3)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。 適切な処分先が見つからない。	S. 43. 12. 23 ほか5回		
山形放送(株)			140株 (1.7)	保有に至った経緯等は不明。 適切な処分先が見つからない。	S. 42. 2. 1 ほか3回			
(財)酒田建設 会館		(株)酒田ピーエ ファイ	100株 (50.0)	当該企業は、大学の学生寮の建設をPFI方式で行うため設立。当該企業の設立に際し酒田市等から要請があり出資。 適切な処分先が見つからない。	H. 12. 11. 15	理事長が当該企業の代表取締役、常務理事2名が取締役に就任		
(社)西置賜建 設業協会		(株)山形県建設 会館	2,110株 (0.4)	当該企業の株式は、当法人会員が出資保有していたが、保有会員が脱退し当該株式を譲渡するに当たり、やむを得ず当法人が譲り受けて保有することとなったもの。 適切な処分先が見つからない。	H. 19. 2. 1			
福島県	総務部市町 村行政課	(財)棚倉町活 性化協会	(株)ルネサンス 棚倉	100株 (10.0)	棚倉町が活性化の起爆剤として整備をしたルネサンス棚倉について、管理運営を行う当該企業を第三セクターとして設立。その際に構成メンバーとして出資。※株式の10%を出資。 当該企業は第三セクターであることから株式の処分は困難。	H. 2. 3. 20 ほか1回	理事長(棚倉町助役:現副町長)が当該企業の取締役 塩田 浩(副町長) 平19.04.01~平23.03.31	
	企画調整部 エネルギー 課	(財)福島県い わき地区漁業 調整基金	(株)いわき市観 光物産センター	300株 (3.0)	当該企業は、いわき市の観光と物産振興の中核的施設として地場産業や地域経済の活性化に寄与することを目的に小名浜港に設立された第三セクター。当法人がいわき市内の12漁協を構成員としていることから、当該企業の設立に当たり要請を受けて資本参加。 株式は、未公開無配当であるため、当分の間処分は困難。	H. 6. 9. 13	理事長が当該企業の取締役に就任	
	保健福祉部 医療看護課	(社)福島市医 師会	(株)インフォ メーションネッ トワーク福島	20株 (0.4)	第三セクターである当該企業設立時に当法人へ協力依頼があり、公共性が高いため、設立準備段階から関わってきた経緯で保有。 株式は、未公開無配当であり、また今後も無配当と見込まれることから処分は困難。	S. 61. 1. 7	業界関係等	
			(財)穴澤病院	会津鉄道(株)	10株 (0.03)	第三セクターである当該企業設立時に当法人へ協力依頼があり、公共性が高く、地域振興に寄与するものであるため引き受けたもの。 株式は、未公開無配当であり、また今後も無配当と見込まれることから処分は困難。	S. 62. 5. 28	
		(財)大原総合 病院	(株)インフォ メーションネッ トワーク福島	(株)福島ゴルフ クラブ	9株 (3.3)	当該企業との交際上から取得したもの。 適切な処分先が見つからない。	S. 35. 6. 1	
				(財)太田総合 病院	(株)福島情報処 理センター	30株 (1.5)	非上場株式	S. 40. 9. 1 ほか2回
		(財)竹田総合 病院	(株)太田メディ カルショップ	(株)太田メディ カルショップ	100株 (25.0)	非上場株式	H. 6. 9. 1	取引先
				(株)東山パーク ホテル	300株 (0.3)	企業より依頼にて購入。買い取りの依頼を申請しているが、現在のところ売買には至らない。	S. 34. 11. 6	当該特定企業との出資関係
			若松ガス(株)	1,800株 (2.6)	企業より依頼にて購入。買い取りの依頼を申請しているが、現在のところ売買には至らない。	S. 35. 9. 8	当該特定企業との出資関係	
			会津鉄道(株)	250株 (0.8)	第三セクターである当該企業設立時に、自治体より協力依頼があり、公共性が高く、地域振興に寄与するものであるため引き受けた。株式は未公開無配当であり、また今後も無配当と見込まれることから処分は困難。	S. 62. 5. 28		
		(株)エフエム会 津	10株 (1.0)	企業より依頼により購入。第三セクターである当該企業設立当初に同社からの株式処分依頼に応じて取得。適切な処分先が見つからない。	H. 8. 8. 30	特定企業との出資関係		
		(財)会田病院	(株)小池メディ カル	200株 (0.05)	資産運用の目的で保有(未公開株)。	H. 14. 8. 27	取引企業	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
福島県	商工労働部 団体支援課	(社)郡山商工 会議所会館	(株)福島情報処 理センター	300株 (15.0)	当該企業の設立の際に、当法人が中心と なったことなどから株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S.40. 8. 12	
		(社)福島青年 会議所	(株)インフォ メーションネッ トワーク福島	20株 (0.4)	当該企業から協力要請され株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	不明	
栃木県	産業労働観 光部観光交 流課	(社)日光観光 協会	(株)日光自然博 物館	2株 (0.03)	当該企業は、日光の活性化を図るために、 県、日光市、関連企業等により設立された第 三セクターで、公益的見地から株式を保有。 公益性の高い第三セクターの株式であり、 処分が困難。	S.63. 11. 1	
	県土整備部 監理課	(社)栃木県建 設業協会	東日本建設業保 証(株)	26,377株 (0.6)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に 関する法律に基づき、建設工事請負契約の適 切な施行及び建設業の健全な発展を目的と して設立。保証事業の促進及び前払い制度の拡 充を期する上から保有。 適当な処分先が見つからない。	S.32. 1. 10 ほか数回	
	産業労働観 光部観光交 流課	(社)那須観 光協会	那須未来(株)	5株 (2.3)	当該企業は、那須町と地元経済団体が共同 出資し、那須町の地域活性化と協働の町づく りを進めるため設立した企業であり、当該公 益法人は、公益的見地から共同出資に賛同し 株式を取得。 公益性の高い企業の株式であり、処分が困 難。	H.20. 1. 31	会長が取締役に就任
群馬県	生活文化部 国際課 産業経済部 観光局 観光物産課 (共管)	(財)群馬県観 光国際協会	武尊山観光開発 (株)	44,000株 (5.8)	当該企業は、武尊山周辺でのレクリエー ション活動の活性化を図るため、県、当法人 及び関連企業等により設立された第三セク ターで、公益的見地から株式を保有。 公益性の高い第三セクターであり、処分は 困難。	S.54. 8. 1	専務理事が当該企業の取 締役に就任
			(株)エフエム群 馬	640株 (4.0)	当該企業は、地域に密着した情報を群馬県 民に提供するために県、当法人及び関連企業 等により設立された第三セクターで、公益的 見地から株式を保有。 公益性の高い第三セクターの株式であり、 処分は困難。	S.59. 12. 18	専務理事が当該企業の監 査役に就任
	県土整備部 監理課	(社)群馬県建 設業協会	東日本建設業保 証(株)	10,486株 (0.2)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に 関する法律に基づき、建設工事請負契約の適 切な施行と建設業の健全な発展を目的とし て設立。保証事業の促進及び前払い制度の拡 充を期する上から保有。 適当な処分先が見つからない。	S.56. 8. 12 ほか2回	
			(株)群馬建設会 館	59,115株 (8.3)	当該企業が運営する会館の利用目的で株式 を保有。 適当な処分先が見つからない。	S.56. 11. 1 ほか2回	
埼玉県	産業労働部 産業支援課	(財)埼玉県 中小企業振興 公社	(株)ホビーペー スイエローサブ マリン	50株 (1.4)	「中小企業の創造的事業活動の促進に関す る臨時措置法(廃止)」に基づき投資事業を 実施していた(財)埼玉県創造的企業投資育 成財団と、平成16年12月28日付けで統 合したことによって保有することとなった。 投資原資となっている県貸付金の要綱にお いて、投資企業の株主比率安定等の観点から 株式公開前の株式の譲渡が原則、禁じられて いる。	H.12. 12. 1	投資先企業
			(株)協真エンジ ニアリング	50株 (0.9)		H.15. 2. 25	
			(株)メディア ファイブ	300株 (5.6)		H.13. 3. 28	
			(株)メガオプト	70株 (2.3)		H.15. 3. 19	
			(株)ウイズネッ ト	200株 (1.5)		H.16. 2. 7	
			ファイバーラボ (株)	66株 (0.8)		H.16. 3. 31	
	産業労働部 産業労働政 策課	(財)川口工業 会館	新日本製鐵(株)	1,358株 (0.000002)	購入経緯不明。 株式の処分について検討中。	S.45. 5. 29 ほか1回	
	農林部経済 流通課	(財)埼玉県 農協福祉事業 団	(株)むさしの 村	400,000株 (100)	財団が取り組んでいる各種活動に賛同し寄付 されたもの。適当な処分先が見つからない。	H18. 2. 28	
	県土整備部 建設業課	(社)埼玉県建 設業協会	東日本建設業保 証(株)	5,058株 (0.1)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に 関する法律に基づき、建設工事請負契約の適 切な施行と建設業の健全な発展を目的とし て設立。当該企業から当法人に株式保有の要望 があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充 を期するため保有。 適当な処分先が見つからない。	S.47. 11. 28 ほか1回	当該企業の埼玉支店長が 当法人の監事に就任
	都市整備部 公園スタジ アム課	(財)埼玉県公 園緑地協会	埼玉高速鉄道 (株)	200株 (0.0001)	当該企業から、安定した経営基盤の確立と 当協会との業務連携強化のため、出資の依頼 があった。 当該企業は、埼玉県が出資している第三セ クターの鉄道会社であり、同鉄道は、当法人 が管理運営する施設への重要な交通手段であ る等の理由から相互の協力は不可欠であると 判断し、株式を保有した。 株式を譲渡するには、当該企業の取締役会 の承認が必要であり、適当な処分先が見つ からない。	H.15. 1. 14	当法人の理事長が当該企業 の取締役に就任
産業労働部 観光課	(社)小江戸川 越観光協会	(株)まちづくり 川越	1株 (1.4)	当該企業の中心市街地の活性化を図るとい う設立趣旨に賛同して出資し、保有すること となった。 株式は近日中に処分する予定。	H.20. 3. 3		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
千葉県	商工労働部 観光課	(財)千葉県観光公社	鹿野山水道(株)	10,000株 (5.0)	当法人が、国民宿舎鹿野山センターの管理運営を受託するに当たり、同センターが標高300m余の山地にあり、水の確保が困難であったことから、必要な水を確保し、安定的な給水を受けるため当該企業の株式を取得。適当な処分先が見つからない。	S.44. 5. 20 ほか1回	
			千葉県レクリエーション都市開発(株)	4,000株 (0.4)	当該企業は、県が策定するレクリエーション都市整備計画に基づき、レクリエーション都市整備を図り、地域経済の発展、住民の福祉の向上に資するため設立。当該企業の事業は、当法人の事業と観光客の誘致等関係が深いことから株式を取得。適当な処分先が見つからない。	S.50. 2. 28	
	県土整備部 建設・不動産課	(社)千葉県建設業協会	(株)千葉県建設業センター	4,550株 (0.9)	当法人の前身である(社)千葉県建設業中央会及び建設業団体の事務所ビル建築のため建設業者が出資して設立。昭和63年9月、当該企業の経営安定のため増資したが、無配のため予定の出資が得られず不足分を当法人が引き受けたもの。処分先を検討しているが、無配のため引受先が見つからない。	S.63. 9	当該企業は当法人が入居するビルの所有者
	県土整備部 県土整備政策課	(財)千葉県まちづくり公社	千葉ニュータウン駅前センタービル(株)	124,758株 (48.0)	千葉ニュータウン事業に協力した土地提供者が、都市経営に参画し、生活再建を図り、併せて駅前への購買施設の建設・運営によるニュータウン入居者への利便を図り、もって入居者と土地提供者が一体となって新しい地域振興、コミュニティ形成を図ることを目的として当該企業を設立。県企業庁の要請により出資。当該企業の設立趣旨等から処分先を検討しているが、適当な処分先が見つからない。	S.56. 7. 23 ほか1回	
			千葉テレビ放送(株)	21,332株 (0.6)	(財)千葉県開発公社の解散の際、当該企業が保有していた株式を同公社からの要請により譲り受け、また、地域のマスメディアとして事業を行っている当該企業に出資。公共放送を維持し、安定株主を確保する必要があることから、適当な株式譲渡先を検討しているが、いまだに見つからない。	S.52. 7. 13 ほか2回	
			京葉都市サービス(株)	100,000株 (5.0)	海浜ニュータウン検見川地区において、地域冷暖房による熱供給をもって、居住の快適と利便性、省エネルギー、公害防止等を図る事業を行っている当該企業を育成するため、県企業庁の要請により出資。公共性の高い第三セクターであり、適当な株式譲渡先を検討しているが、いまだに見つからない。	S.50. 5. 16	当法人所有の検見川地区サービスセンタービルの清掃事業を委託
		千葉県レクリエーション都市開発(株)	9,960株 (1.0)	当該企業は、県の施策であるレクリエーション都市整備計画に基づき、レクリエーション都市の建設を効果的に推進するため、基盤整備としての公共事業と民間エネルギーの導入を目的とした第三セクター。県の要請により出資。公共性の高い第三セクターであり、適当な株式譲渡先を検討しているが、いまだに見つからない。	S.52. 6. 1		
県土整備部 建築指導課	(社)千葉県建築士会	(株)千葉県建築住宅センター	100株 (100)	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度の実施のため、指定住宅性能評価機関の設立が必要となり、当法人が100パーセント出資して当該企業を設立。事業が軌道に乗るまでは、当法人が全面的に支援していく必要があり、また、指定住宅性能評価機関の早期設立を要請指導してきた行政としても側面的に協力する必要があるため、当分の間株式を処分することは困難。しかしながら、将来の株式処分に向け、計画的な出資額の減額について指導しているところである。	H.12. 9. 1	本企業の設立について、当初から中心的に関わってきており、設立後においても、当分の間は全面的に支援せざるを得ない関係。	
東京都	生活文化スポーツ局 局民生活部 管理法人課	(社)岸本倶楽部	泉吉(株)	70,000株 (8.8)	当法人設立時に財産の大半を占めていた株式は、当法人の設立者が運営する複数の株式会社から寄付を受けたものであった。その後、これらの株式会社は合併や解散により消滅したため、上記株式の代わりに、当法人が入居するビルの所有者である当該企業の株式を所有。当法人設立の趣旨からも設立者との関係を維持する必要があること、毎年、確実に配当も得ていること及び事務所や会議室の使用にも便宜を受けていることから、株式の処分は困難。	H. 6. 3. 9	会長、監事及び理事(1名)がそれぞれ当該企業の代表取締役、取締役及び職員

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係		
東京都	生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課	(社)共同通信社	(株)エフエム北海道	200株 (2.0)	ニュース配信事業の関連で出資。 適当な処分先が見つからない。	S. 56. 9			
			(株)エフエム仙台	100株 (1.0)		S. 57. 2			
			静岡エフエム放送(株)	1,050株 (0.9)		S. 57. 6 ほか1回			
			(株)エフエム秋田	300株 (2.0)		S. 59. 7 ほか1回			
			(株)エフエム岩手	144株 (1.0)		S. 59. 8 ほか1回			
			(株)エフエム群馬	80株 (2.0)		S. 59. 12			
			(株)J-WAVE	1,860株 (4.7)		S. 62. 12			
			横浜エフエム放送(株)	240株 (1.5)		S. 60. 4			
			長野エフエム放送(株)	320株 (2.0)		S. 62. 10			
			(株)エフエムラジオ新潟	192株 (1.2)		S. 62. 3			
			(株)エフエム京都	960株 (3.6)		H. 2. 6 ほか1回			
			(株)エフエムはちまるに	1,200株 (4.0)		S. 63. 9			
			(株)kiss-FM KOBE	880株 (1.0)		H. 元. 11			
			岡山エフエム放送(株)	600株 (3.0)		H. 10. 4			
			(株)エフエム香川	345.6株 (2.7)		S. 62. 9			
			(株)エフエム徳島	576株 (4.8)		H. 3. 5			
			(株)エフエム高知	480株 (3.0)		H. 3. 7			
			(株)エフエム鹿児島	240株 (3.0)		H. 3. 12			
			東京メトロポリタンテレビジョン(株)	5,700株 (1.9)		H. 5. 4			
			(株)日本格付研究所	40株 (0.3)		格付機関としての中立性堅持のため当法人へ出資を要請。 適当な処分先が見つからない。		S. 60. 7	
			(株)格付投資情報センター	10株 (0.1)				S. 60. 11	
			(株)シー・ネット	60株 (1.1)		当該企業は国会テレビ中継専門社であり、事業関連で出資。 適当な処分先が見つからない。		H. 10. 1	
			(株)共同通信社	600,000株 (100)		関連事業のために出資。 適当な処分先が見つからない。		S. 41. 9 ほか10回	社長及び常務監事がそれぞれ当該企業の代表取締役社長及び監査役に就任
			Kyodo News International, Inc.	30株 (100)		米国での事業のため出資。 適当な処分先が見つからない。		S. 60. 12 ほか3回	社長及び常務理事が当該企業のChairman & CEO及びDirectorに就任
			Kyodo News America, Inc.	60株 (100)				H. 2. 1 ほか3回	
			共同テレコムシステム(株)	100株 (20.8)		当法人のシステム関連の保守、運用及び開発会社のため出資。 適当な処分先が見つからない。		H. 7. 7	常務理事が当該企業の非常勤取締役に就任
			(株)共同通信会館	25,985株 (26.8)		当法人社屋建設のため出資。 適当な処分先が見つからない。		S. 38. 4 ほか13回	社長及び専務理事が当該企業の代表取締役社長及び監査役に就任 当該企業に賃借料を支払っている
(財)新聞通信調査会	(株)太平印刷社	399,210株 (49.9)	同盟通信社が設立した同盟印刷所を戦後、太平印刷社に改組。同盟通信社の残余財産を継承する当法人は、大株主から当該企業株式の返還を受け入れた後、増資等で保有株が増加。うち37.5%は議決権のない優先株。 平成20年7月に14万1,000株を太平印刷社従業員持ち株用に額面価格で売却。	S. 33. 3 ほか12回	当法人監事1名が当該企業の監査役を兼任、当該企業の取締役1名が当法人評議員に就任 当法人刊行物の印刷製本を当該企業に委託				
(財)武蔵野健康開発事業団	(株)エフエムむさしの	140株 (7.0)	当該企業は、武蔵野市が設立発起人代表となり、地元企業と行政が一体となって設立した第三セクター。当法人は武蔵野市の要請に基づき、当該企業の発起人会のメンバーとなり、株式を取得。 株式を処分すると他の株主に動揺を与え、当該企業の経営の根本を揺るがすことになるため、株式の処分は困難。	H. 6. 9. 9	健康情報番組の放送契約				
(社)大森工場協会	(株)大森工業会館	380株 (2.07)	当該企業は、地域の工業団体たる当法人及び大森工業協同組合の事業運営に供することを目的として設立され、構成団体として応分の株式を取得。 逐年減少に努力しているが、適当な処分先が見つからない。	S. 37. 4. 12 ほか2回	会長が当該企業の代表取締役に就任 当該企業と事務所の賃借契約				
(社)東京青年会議所	東京メトロポリタンテレビジョン(株)	150株 (0.05)	当該企業は、都民の身近な情報を伝える都域テレビ局を開設するため、第三セクターとして設立。設立に際し、当法人は発起人の一人として関わる。 適当な処分先が見つからない。	H. 5. 5. 28	番組企画製作参加、情報提供等の協力				

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
東京都	生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課	(社)東京文具工業連盟	日本文具振興(株)	6,000株 (4.0)	当該企業は、文具券の発行及び回収という公共性の高い事業を安定的に行う必要上、株主を文具関係団体に固定・均等に保有し、各文具関係団体の代表により取締役会を構成し、公益を重視した運営を行っている。 当法人も設立時から重要な役割を担っており、また、株式に譲渡制限が付されているため、株式を処分することは困難。	S. 53. 7. 7 ほか2回	役員が当該企業の取締役1名に就任
		(社)東京下水道設備協会	東京都下水道サービス(株)	330株 (16.5)	当該企業は、都下水道局の事業合理化の一環として、都と民間企業の出資による東京都監理団体として設立。 当法人は、当該企業の設立趣旨にかんがみ、今後とも株式の保有を継続し事業遂行に協力していくことから、処分は困難。	S. 59. 8. 1	当法人は、当該企業から毎年数件の調査物件を受託
		(財)武蔵野市開発公社	(株)吉祥寺駅前共同ビル	96株 (48.0)	武蔵野市の要請に基づき、都市計画道路及び市道の施行のために平和通り街区整備事業に参加し、吉祥寺駅前共同ビルの建設及び管理運営を行うため、昭和61年、他の借地権者と共に当該企業を設立。 当該企業は、市の要請に基づき、行政と借地権者が協力して設立した第三セクター方式と同様の方式の会社で、営利を目的としていないため、株式の処分は困難。	S. 61. 2. 18 ほか3回	常務理事が当該企業の取締役を兼任(無給) 借地権を当該企業に転賃
		(株)エフエムむさしの	260株 (10.0)	武蔵野市の要請に基づき、地域情報の活性化に協力するため、平成6年の当該企業の設立の際に、市、武蔵野商工会議所及び(財)武蔵野健康開発事業団と共に株式を取得。 当該企業は市が設立発起人代表となり、地元企業と行政が一体となって設立した第三セクターであり、営利を目的としていないため、株式の処分は困難。	H. 6. 9. 9 ほか1回	理事長が当該企業の取締役を兼任(無給) 気象、交通、鉄道及び駐車場情報番組提供事務を委託	
		(財)東京市町村自治調査会	東京メトロポリタンテレビジョン(株)	3,000株 (1.0)	当該企業は、都民の身近な情報を伝える都域テレビ局を開設するため、第三セクターとして設立。設立に際し、区市町村と協力しつつ、民間の資金を活用していくこととしている。出資割当のうち市町村の負担分については、市町村全体の自治振興の目的の事業を遂行している当法人が出資することを決定。 今後も当法人を維持していく必要があり、株式の処分は困難。	H. 5. 3. 29	
		(株)東京スタジアム	14,000株 (7.3)	多摩地域のスポーツ振興の拠点及び大規模かつ多目的な総合競技場施設の管理運営を行う第三セクターとして当該企業を設立。設立に際し、市町村と協力しつつ、民間の有するノウハウや資金を積極的に活用することとし、市町村分については、市町村全体の自治振興の目的として事業を遂行している当法人が出資することを決定。 今後も当法人を維持していく必要があり、株式の処分は困難。	H. 6. 8. 2 ほか3回	理事(稲城市長)が当該企業の取締役(非常勤)に、副理事長(檜原村長)が監査役(非常勤)に就任	
(財)特別区協議会	東京メトロポリタンテレビジョン(株)	7,200株 (2.4)	都民の身近な情報を伝える東京都域テレビ局を開局するため、特別区長会を代表して会長が発起人の一人として関わる。 また、郵政省認可の前提とし、会社の株式取得配分については、公共・公益15%、地元経済界60%、マスコミ15%、その他10%とされ、15%を東京都と特別区及び市町村で持ち合うこととされた。 このような当該企業の設立趣旨に鑑み、今後とも株式の保有を継続し事業遂行に協力していくことから株式の処分は困難。仮に処分するにしても適当な処分先が見つからない。	H. 5. 3. 29	評議員が当該企業の取締役に就任		
		(株)東京スタジアム	8,000株 (4.1)	広域的、全般的なスポーツ・レクリエーション施設として位置づけ、東京において開催される国民体育大会の会場ともなり得る施設として建設するものであることから、特別区においても出資依頼があり当協議会が出資することを決定。 なお、所有株式数の割合が4.1%と7番目の大株主であり、株式を処分すると他の株主に動揺を与え、当該企業の経営根本を揺るがすことになるため、株式の処分は困難。	H. 6. 8. 1	理事が当該企業の取締役に就任	
		(財)平塚市開発公社	(株)湘南ベルマーレ	1,280株 (11.0)	当該企業は、平塚市を本拠地としたサッカーチームとして、児童生徒を対象とした選手による指導、交流などで地域に密着し、市民の共通の連帯感を育むなど、市の健全な発展に寄与。また、ホームグラウンドは当法人が市から管理運営を委託されていることから出資。 適当な処分先が見つからない。	H. 5. 11. 25 ほか3回	
神奈川県	総務部市町村課	(社)大和青年会議所	大和ラジオ放送(株)	20株 (0.6)	当該企業は、大和市等が出資して設立された公共性の高い第三セクターであり、理事長が当該企業の発起人であった関連で、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 8. 11. 1	
		商工労働部商工労働総務課					

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
神奈川県	商工労働部 商業観光流通課	(社)川崎市商店街連合会	かわさき市民放送(株)	40株 (1.4)	当該企業は、コミュニティ放送として、川崎市をはじめ市内主要企業他団体等の出資によって設立され、当法人としても最も身近な市民を対象とした放送局であり、市内商店街のイベント情報を周知するのに効果的であると判断して保有。 当該放送局の営業が軌道に乗るまで、処分を見送っている。	H. 8. 1. 11	会長が非常勤取締役就任
		(社)湯河原温泉観光協会	(株)エフエム熱海湯河原	2株 (0.2)	当該企業は、平成11年4月、熱海市等が出資して地域活性化及び災害時の情報メディアとして設立され、13年11月、湯河原町への放送エリア拡大に伴い湯河原町等が出資する際に取得。 適当な処分先が決まっていない。	H. 13. 11. 30	
			(株)湯河原総合情報センター	5株 (0.5)	当該企業は、湯河原町等が出資して設立された公共性の高い第三セクターであり、宿泊案内、観光案内等の業務を主としているため、湯河原温泉の誘客の充実に資する事業のため出資。 湯河原駅前案内所も兼ねているため、処分は困難。	H. 7. 5. 16	会長が取締役社長に、副会長が取締役に就任
		(社)藤沢市観光協会	藤沢エフエム放送(株)	60株 (2.3)	当該企業は、タウン情報、各種イベント情報及び交通情報などの情報発信基地として藤沢市等が出資し、設立された第三セクターで公益性の高い企業。設立発起人の立場として株式を保有。 当法人の公益事業遂行のため当該企業との連携は不可欠であり、処分は困難。	H. 7. 3. 28	会長が当該企業の取締役就任
		(社)横浜市商店街連合会	横浜信用金庫	60口 (0.001)	当会(法人化以前)がショッピングセンターを建設するに当たり資金の借入れが必要であったため、当該企業から融資を受けたが、その際、信用金庫法により、融資を受けるには会員であることが必要条件であることから出資。 借入金の返済後も取引の便宜を得るため、また将来の事業展開に備え融資を受けられる態勢を整えておく必要があるため、継続保有が必要。	S. 40. 1. 21	
県土整備部 都市整備公園課	(財)神奈川県公園協会	(株)湘南なぎさパーク	200株 (1.4)	当法人は、当時県立湘南海岸公園内の駐車場の経営に参画する一員であったが、同公園の再整備に当たり、駐車場を集約整備する事業実施主体として当該企業を第三セクターで設立。 株式の処分は、設立発起人の立場から他の株主への影響も大きく、当該企業の存在を危うくするため継続保有が必要。	H. 2. 2. 17	専務理事が当該企業の監査役に就任	
県土整備部 建築指導課 教育局行政課	(財)川崎市まちづくり公社	みぞのくち新都市(株)	660株 (11.0)	当該企業は、川崎市の溝口駅北口地区市街地再開発事業により建設された溝口再開発ビルの管理運営のために設立。当法人は、同ビルの床の所有者として出資(当該企業には、川崎市等も出資)。 当該ビルに大規模な施設を保有する当法人が株式を処分することは、地元権利者や地域に与える影響が大きく、当該ビルの運営上適当でないことから例年同様株式の処分は困難。	H. 7. 8. 10 ほか1回		
県土整備部 建設業課	(社)湘南建設業協会	(株)神奈川県建設業協会	1,720株 (0.9)	当該企業は、関係団体が使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立。当法人は、当会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有。 当法人が当該企業の会館を使用するために保有している株式については、処分が困難。	S. 35. 4. 1	当該企業の役員は当法人が推薦	
		(社)神奈川県建設業協会	20,000株 (10.0)		S. 37. 6. 1		
		(社)平塚建設業協会	400株 (0.2)		S. 35. 4. 1		
		(社)横浜建設業協会	2,700株 (1.4)		S. 48. 5. 8		
		(社)相模原市建設業協会	260株 (0.08)		S. 35. 8. 20		
		(社)茅ヶ崎建設業協会	430株 (0.2)		S. 42. 3. 13		
		(社)藤沢市建設業協会	藤沢エフエム放送(株)		10株 (0.3)		当該企業は、災害発生時に地域防災を図るため藤沢市等の出資により、設立された第三セクターで公益性の高い企業。当法人は、藤沢市の要請を受けて株式を保有。 当法人の公益事業遂行のために当該企業との連携は不可欠であり、株式の処分は困難。
(社)川崎建設業協会	(株)神奈川県建設業協会	820株 (0.4)	当該企業は、関係団体が使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立。当法人は、当会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有。 当法人が会館を使用するために保有している株式については、処分が困難。	S. 42. 12. 21	当法人の会長が当該企業の取締役		
		3,360株 (1.7)		S. 35. 8. 20 ほか7回			
	川崎市民放送(株)	60株 (2.1)		当該企業は、川崎市等が出資し、設立された第三セクターである。 当法人は川崎市と災害時における応援に関する協定を締結し、応分の負担をするための株式を保有するもので、処分は困難である。		H. 8. 3. 8	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
神奈川県	県土整備部 建設業課	(社)大和建设業協会	(株)神奈川県建設会館	580株 (0.3)	当該企業は、関係団体が使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立。当法人は、当会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有。 当法人が当該企業の会館を使用するために保有している株式については、処分が困難。	S.35. 8.20 ほか4回	当該法人の会長が当該企業の取締役	
			大和ラジオ放送(株)	40株 (1.2)	当該企業は、災害発生時に地域防災を図るために大和市等が出資し、設立された第三セクターで公益性の高い企業。 当法人は、大和市と災害応急対策の応援に関する協定を締結。応分の負担をするために株式を保有するに至ったものであり、処分は困難。	H. 8.10.11		
		(社)横浜塗装工業会	(株)神奈川県塗装会館	20,000株 (8.3)	当該企業は、塗装業界の拠点となる会館の建設・管理を目的として、昭和49年に100%業界企業の出資により設立。当法人を含む業界団体(協同組合等)が入居した。建設後30年が経過し、経済環境も変化する中で企業株主の減少など、株主が大幅に移動した結果、当該法人による会館維持が困難な状況となったため、会館を利用する団体の一員として応分の負担をするため株式を保有するに至ったもので処分は困難である。	H.16.11.25	当該法人の役員として当法人代表者のほか、複数の役員が就任している	
神奈川県	県土整備部 住宅課	(財)若葉台管理センター	(株)かながわ文化センター	108株 (21.6)	当該企業は、当法人が管理運営する若葉台団地の住民のための生涯学習の場(総合カルチャーセンター)を提供する等のために、そのノウハウをもつ神奈川新聞社、テレビ神奈川等と共に設立。 生涯学習の場の提供及び団地住民の意見を反映した運営を図るためには、今後とも株主であることが必要不可欠であり、株式の処分は困難。	S.57.12.11	当該営利企業の代表取締役が当該公益法人の理事	
			(財)新潟自由民主会館	(株)自民会館	32,240株 (53.7)	既存の会館を売却し、新会館を建設する際、当該企業での会館運営事業を取りやめ、建設費捻出のため設立した当法人へ運営事業を委譲した際、株式を保有。 処分するとしても買手が存在しない。また、会館建物の当該企業の持分(60%)を共有者である当法人(当法人の持分40%)に譲渡し、当該企業を解散させる方法が考えられるが、買手の資金不足及び税金の関係から処分が困難。	S.63. 2.28 ほか11回	理事2名が当該企業の取締役を兼任 新会館は、当該企業及び当法人の共有
新潟県	総務管理部 市町村課	(財)ユートピアくびき振興財団	有限会社あやめフード	860,000口 (47.8)	有限会社あやめフードは、上越市頸城区(旧頸城村)の農家の女性の収入確保及び特産品の開発・製造・販売を行うため、頸城村(当時)が出資して設立されたが、市町村合併に当たり、頸城村(当時)から当該法人へ出資金が寄付されたもの。 平成21年度中に全て処分する予定。	H.16.12.27	理事長と有限会社の代表者が同一	
			(財)和田徳伝会	(株)ワダトレーディング	5,000株 (41.7)	財産運用のため保有。 適当な処分先が見つからない。	S.39. 6.10 ほか4回	
			(株)エイボック	30株 (3.3)	H. 2. 3.30			
			佐渡汽船(株)	10,000株 (0.1)	S.58. 3.31			
			丸七商事(株)	15,768株 (1.0)	S.57. 3.31 ほか1回			
			新潟空港ビルディング(株)	700株 (0.02)	S.50. 2.25 ほか2回			
			貝印石油(株)	63,000株 (15.8)	S.30.10. 1 ほか8回			
			(株)和田商会	116,200株 (19.4)	S.30.10. 1 ほか8回			
			鶴見サンマリン(株)	19,440株 (0.3)	S.50. 3.31 ほか6回			
			協和水産(株)	30,000株 (2.0)	S.41. 7. 5 ほか3回			
			(株)新潟日報社	12,000株 (0.4)	S.39. 9.18 ほか1回			
			新潟トヨタ自動車(株)	25,000株 (2.0)	S.38.10.21 ほか5回			
			(株)ニヤクコーポレーション	98,600株 (0.6)	S.45. 6.16 ほか3回			
			産業労働観光部交流企画課	(財)柏崎市観光レクリエーション振興公社	(株)柏崎マリン開発		50株 (12.5)	当該企業は、柏崎マリーナで船の修理、給油等のサービス提供を行う会社であり、経営状況の把握の観点から資本参加。 引き続き、株式の処分について柏崎市と協議中。
(財)赤倉温泉保勝協会	新潟県観光施設(株)	3,600株 (0.2)			地場産業育成のため保有。 平成15年に民事再生法の適用を受け、会社は存続するが持ち株は10分の1となる。		H.15. 9.29	理事(2人)が取締役を兼任
土木部監理課	(社)新潟県建設業協会	(株)新潟県建設会館	5,531株 (18.6)	建設業界における公平性を確保するため、株式を取得し発言権を確保したものの、適当な処分先が見つからない。	S.42.10. 1 ほか408回	会長が当該企業の代表取締役を、常任理事及び専務理事が取締役(20名)を、常任理事が監査役(2名)を兼任		
		(社)新潟市建設業協会	1,053株 (3.6)		S.42.10. 1 ほか3回	当該会館一部の賃貸借人		
土木部都市整備課	(社)新潟県公園緑地建設業協会	新潟県公園緑地開発(株)	80株 (8.3)	当該企業の株式は当法人を構成する会員が出資保有していたが、保有会員が脱退し、当該株式を譲渡するに当たり、やむを得ず当法人が取得することになったもの。 適当な処分先が見つからない。	H.17. 9.15 ほか1回	当該企業が保有する建物を借受けている。		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
石川県	総務部地方課	(財)石川県市町村振興協会	のと鉄道(株)	100株 (1.1)	当該企業は、旧国鉄が分割民営化された際、経営上の問題によりJRから切り離され誕生した第三セクターであり、株式の取得を依頼され保有。 鉄道事業の公益性から譲渡先が限られる中、沿線市町村及び地元関係団体がほとんどの株式を保有しており、適当な処分先が見つからない。	S.62. 7.20	
	健康福祉部健康推進課	(財)石川県予防医学協会	(株)石川コンピュータセンター	7,500株 (1.8)	当法人は、公衆衛生の普及発達、衛生事業等を行っており、当該企業とは業務上のつながり(電算処理関係)から株式を保有。 株式保有するに至った経緯から処分が困難。	S.60. 4. 1	
	商工労働部産業政策課	(社)石川県鉄工機電協会	のと鉄道(株)	70株 (0.8)	当該企業は、旧国鉄が分割民営化された際、経営上の問題によりJRから切り離され誕生した第三セクターであり、株式の取得を依頼され保有。 鉄道事業の公益性から譲渡先が限られる中、適当な処分先が見つからない。	S.62. 7.20 ほか1回	
			(株)ネスク	10株 (0.3)	プロバイダーである当該企業を支援するため出資。 株式は配当もなく、処分が困難。	S.61. 5. 7	専務理事が当該企業の取締役役に就任
		(社)石川県情報システム工業会	(株)石川県IT総合人材育成センター	100株 (0.6)	当該企業は、地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法に基づく国の支援制度を活用し、石川県が事業主体となり設立。石川県内唯一の地元情報関連団体である当法人に、石川県からの参画要請があり、当法人の設立目的にも一致することから株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 2. 4.27	会長が当該企業の取締役副社長を兼任
		(財)石川県産業創出支援機構		100株 (0.6)	当該企業は、地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法に基づく国の支援制度を活用し、石川県が事業主体となり設立。石川県内の中小企業の振興のため出資。 株式は配当もなく、処分が困難。	H. 2. 4.27	
		(社)石川県繊維協会	(株)ネスク	10株 (0.3)	プロバイダーである当該企業を支援するため出資。 株式は配当もなく、処分が困難。	S.61. 5. 7	専務理事が当該企業の取締役役に就任
			のと鉄道(株)	50株 (0.6)	当該企業は、旧国鉄が分割民営化された際、経営上の問題によりJRから切り離され誕生した第三セクターであり、株式の取得を依頼され保有。 鉄道事業の公益性から譲渡先が限られる中、適当な処分先が見つからない。	S.62. 4. 7	
			(株)ケイ・シー・エス	5株 (0.6)	当該企業は、コンベンションサービスを行っており、株式の取得を依頼され保有。 株式は配当もなく、処分は困難。	H.元. 11.20	
			(株)繊維リソースいしかわ	455株 (8.9)	当該企業は、昭和63年11月に策定された新繊維ビジョン及び平成元年4月に改正・施行された繊維工業構造改善臨時措置法に基づき設立された繊維工業促進施設。県内繊維産業の振興のため出資。 株式は配当もなく、処分が困難。	H.2. 6.11	専務理事が当該企業の専務取締役に就任 その他会長、副会長3名及び常任理事8名が当該企業の取締役に就任
		(社)石川県縫製協会	(株)繊維リソースいしかわ	10株 (0.2)		H.2. 6.11	会長及び理事2名が当該企業の取締役に就任
		(社)いしかわファッション協会	(株)繊維リソースいしかわ	10株 (0.2)		H.2. 6.11	会長及び理事2名が当該企業の取締役に就任
	観光交流局交流政策課	(財)石川県県民ふれあい公社	のと鉄道(株)	140株 (1.6)	当法人が経営している能登動労者プラザは、のと鉄道沿線の内浦湾に位置しており、当該プラザ利用者等の多くが鉄道を利用することから株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S.62. 7.20 ほか1回	
			(財)石川県観光余暇資源開発公社	能登島リゾート開発(株) 白山レイクハイランド(株)	200株 (10.0) 300株 (3.6)	当該企業は、総合保養地域整備法第2条第1項に定める施設の運営を行う会社であり、当法人と事業の目的が一致することや、県外観光客の増加、地域雇用の確保等、地域活性化に貢献すると認められるため出資。 目的の公益性から譲渡先は信頼のある者に限られるため、適当な引受先が見つからない。	S.62. 6.24 H.元. 2.22 ほか1回
	土木部監理課	(社)石川県建設業協会	のと鉄道(株)	70株 (0.8)	当該企業は、旧国鉄が分割民営化された際、経営上の問題によりJRから切り離され誕生した第三セクターであり、株式の取得を依頼され保有。 鉄道事業の公益性から譲渡先が限られる中、適当な処分先が見つからない。	S.62. 7.23 ほか1回	
			(株)ケイ・シー・エス	5株 (0.6)	当該企業は、コンベンションサービスを行っており、株式の取得を依頼され保有。 株式は配当もなく、処分は困難。	H.元. 11.20	
			東日本建設業保証(株)	5,594株 (0.1)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期するため保有。 適当な処分先が見つからない。	S.40. 4. 1 ほか2回	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数(割合[%])	保有することとなった理由及び処分が困難な理由	当該株式入手日	当該特例民法法人と当該営利企業との関係
福井県	土木部土木管理課	(社)福井県建設業連合会	東日本建設業保証(株)	1,697株 (0.04)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期するため保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 57. 3. 31 ほか1回	
			(株)農業土木会館	200株 (0.07)	当該企業が運営する会館の利用目的で株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 57. 3. 31	
		(社)福井地区建設業会	福井空港(株)	800株 (0.4)	取得した経緯は不明。 無配当であり、適当な処分先が見つからない。	S. 40. 11. 1	
			東日本建設業保証(株)	1,317株 (0.03)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期するため保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 39. 11. 1 ほか2回	
		(社)敦賀建設業会	929株 (0.02)	S. 39. 11. 1 ほか2回			
		(社)丹生地区建設業会	632株 (0.02)	S. 39. 1. 30 ほか数回			
		(社)若狭地区建設業会	1,093株 (0.03)	S. 39. 9. 30 ほか4回			
		(社)大野建設業会	1,477株 (0.04)	S. 40. 3. 31 ほか1回			
		(社)今立建設業会	195株 (0.005)	S. 40. 3. 31 ほか3回			
		(社)坂井郡建設業協会	549株 (0.01)	S. 40. 3. 31 ほか2回			
		(社)勝山建設業会	131株 (0.003)	S. 40. 3. 31 ほか3回			
		(社)鯖江建設業会	224株 (0.006)	S. 39. 11. 13 ほか3回			
		山梨県	総務部私学文書課	(社)山梨県建設業協会		東日本建設業保証(株)	12,934株 (0.3)
長野県	総務部情報公開課	(社)長野県経営者協会	しなの鉄道(株)	20株 (0.04)	当該企業は、住民の交通利便性を確保するための鉄道事業を行うため、長野県、沿線市町村及び地元経済団体の出資により第三セクター方式で設立。当法人は、地元経済の発展を担う機関として株式を保有。 公益性の高い公共交通機関の運営を行う第三セクター企業の株式については、処分が困難。	H. 8. 5. 1	
			(社)佐久市振興公社	佐久平尾山開発(株)	540株 (9.0)	当該企業は、佐久平ハイウェイオアシス一帯の開発を目的として、佐久市等の出資により第三セクター方式で設立。当法人は、地域産業の振興及び住民福祉の向上を担う推進機関として株式を保有。 平成15年10月に240株、平成16年2月に1,380株を処分。残余についても、処分を検討している。	H. 3. 4. 22 ほか1回
		(社)梓川ふるさと振興公社	(株)ファインフーズ梓川	10株 (0.6)	当該企業は、地域振興を目的として、梓川村の出資により第三セクター方式で設立。当法人は、地域の振興を担う推進機関として株式を保有。 地元自治体により地元の振興のために設立された企業であり、公益性の高い事業を行う第三セクター企業の株式については、処分が困難。	H. 15. 3. 31	理事長以下役員4名が当該企業の取締役等に就任
		(財)下高井郡山ノ内町共益会	長野電鉄(株)	33,000株 (0.3)	当該企業は、住民の交通利便性を確保するための鉄道事業を行うため、沿線自治体等の出資により第三セクター方式で設立。当法人は、地元の振興と住民福祉の向上を担う機関として株式を保有。 公益性の高い公共交通機関の運営を行う第三セクター企業の株式については、処分が困難。	S. 39. 1. 21	
		(社)長野県農協地域開発機構	(株)長野県くみあい建設センター	81,000株 (60.0)	当該企業は、農村の測量等を行うことを目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、農村の振興に係る業務の連携を図る上から保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 59. 2. 20 ほか2回	理事1名が当該企業の常務取締役に就任
岐阜県	総合企画部国際課	(財)井上国際交流基金	長野メディカルフーズ(株)	10株 (5.0)	当該企業は、腎臓病患者等のための治療用食品等を取扱うため、平成3年に設立。当法人は、当該企業を患者の栄養管理を支援し公益性のあるものと判断し、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 3. 4. 1	
			揖斐川工業(株)	100,000株 (1.4)	財団設立時、定期預金の利息のみでは財団の運営に支障を来すおそれがあったため、安定的で定期預金の利息よりも収入が見込まれた株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 9. 10. 28	理事長及び理事(1名)が当該企業の代表取締役に就任

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
岐阜県	都市建設部 建築指導課	(社)岐阜県建築士会	(株)ぎふ建築住宅センター	72株 (11.1)	建築基準法に基づく建築物の確認及び検査に関する業務が民間開放されたことに伴い、県内を業務範囲とする県下初の指定確認検査機関を第三セクター方式で設立するに当たり、出資の要請があったため、株式を保有。適当な処分先が見つからない。	H.12.6.2	会長が、当該企業の役員に就任	
		(社)岐阜県建築士事務所協会		72株 (11.1)	建築基準法に基づく建築物の確認及び検査に関する業務が民間開放されたことに伴い、県内を業務範囲とする県下初の指定確認検査機関を第三セクター方式で設立するに当たり、出資の要請があったため、株式を保有。適当な処分先が見つからない。	H.12.6.2	会長が、当該企業の役員に就任	
	県土整備部 建設政策課	(社)岐阜県建設業協会	東日本建設業保証(株)		4,633株 (0.1)	昭和27年に公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき設立された企業である。設立に際して、(社)全国建設業協会が中心的役割を果たしたこともあり、出資要請に応じて保有した。 市場流通性がないため処分は困難。	S.39.9.1 ほか3回	協会会員が前払金請求時に当該企業と保証契約を締結している。
				(有)岐建協サービス	12株 (100)	当該協会では直接に保険の代理業を行うことができないため、当該法人の会員に対してのみ損害保険を取扱うための企業を出資し設立したものである。 適当な処分先がない。	H.19.8.29	当該企業の代表取締役が当該協会の会長が就任している。
		(社)高山建設業協会	東日本建設業保証(株)	800株 (0.02)	昭和27年に公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき設立された企業である。設立に際して、(社)全国建設業協会が中心的役割を果たしたこともあり、出資要請に応じて保有した。 市場流通性がないため処分は困難。	S.39.12.18 ほか1回	役員の兼任、金銭貸貸、取引はない。	
		(社)郡上建設業協会		2,000株 (0.05)	昭和27年に公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき設立された企業である。設立に際して、(社)全国建設業協会が中心的役割を果たしたこともあり、出資要請に応じて保有した。 市場流通性がないため処分は困難。	S.40.12.20 ほか1回	役員の兼任、金銭貸貸、取引はない。	
		(社)吉城建設業協会		2,400株 (0.06)	昭和27年に公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき設立された企業である。設立に際して、(社)全国建設業協会が中心的役割を果たしたこともあり、出資要請に応じて保有した。 市場流通性がないため処分は困難。	S.39.9.30 ほか1回		
		(社)岐阜県建築工業会	(株)ぎふ建築住宅センター	72株 (11.0)	建築基準法に基づく建築物の確認及び検査に関する業務が民間開放されたことに伴い、県内を業務範囲とする県内初の指定確認検査機関を第三セクター方式で設立するに当たり、出資の要請があったため、株式を保有。適当な処分先が見つからない。	H.12.5.25	会長が、当該企業の役員に就任	
		商工労働部 モノづくり振興課	(財)飛騨地域地場産業振興センター	(株)飛騨高山テレ・エフエム	150株 (3.7)	昭和61年、高山市が郵政省(当時)から指定を受けたテレビ計画を推進する目的で第三セクター方式の株式会社が発立されることになり、当センターにも出資の要請があったため、その事業を支援する目的で株式を保有した。 当該株式は当初から縁故募集されたものであり、市場流通性がないため、処分は困難。	S.61.8.1 ほか2回	理事長、副理事長及び専務理事が当該企業の役員に就任
		環境生活部 地球環境課	(財)土屋環境教育振興財団	(株)土屋組	40,000株 (2.22)	定期預金の利息のみでは財団の運営に支障を来すおそれがあったため、安定的に定期預金の利息よりも収入が見込まれた株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H.15.7.15 ほか1回	理事長が当該企業の代表取締役、評議員(4名)が当該企業の執行役員に、専務理事が当該企業の監査役にそれぞれ就任
静岡県	建設部建設業室	(社)静岡県建設業協会 (社)沼津建設業協会 (社)浜松建設業協会	東日本建設業保証(株)	14,560株 (0.4)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。	S.39.9.1 ほか6回	当該企業静岡支店長は当法人の監事	
				249株 (0.006)		S.47.12.1 ほか1回		
				910株 (0.02)		S.47.11.30 ほか2回		
愛知県	健康福祉部 医務国保課	(社)岡崎市医師会	ミクスネットワーク(株)	80株 (0.2)	岡崎市、商工会議所、農協等の出資で第三セクターとして設立された当該企業に対し、地元団体として協力要請があり、株式を保有。 地元団体の一つとして、また、安定株主として継続しての株式保有を強く望まれているため処分が困難。	S.59.3.8 ほか3回	夜間急病診療所の案内を放映中	
	健康福祉部 障害福祉課	(財)明石会	明石(株)	2,855,226株 (81.1)	当法人の設立者(設立後は理事長)が、当該企業の創立者(当時は会長)であり、法人設立に当たって、基本財産として、自己が保有する自社株の寄付を受けたもの。 現在も、当該株式は基本財産となっており、処分は困難。	S.56.12.24	理事長及び理事が当該企業の代表取締役社長又は常務取締役を兼任	
	建設部建設業 不動産業課	(社)愛知県建設業協会	東日本建設業保証(株)	24,202株 (0.6)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。 適当な処分先が見つからない。	S.39.9.1 ほか22回	当該企業愛知支店長は当法人の監事	
				(株)愛知建設業会館		30,354株 (11.2)		S.38.7.4 ほか62回
	(社)春日井建設業協会		145株 (0.05)	当該企業は、業界発展のための活動の場として、また、建設業従事者の共同教育施設の建設を目的として県下建設業者が出資して設立。団体の一員として応分の負担をするため株式を保有。	S.38.4.1	理事・監事が当該企業の取締役・監査役を兼任		
	(社)名古屋建設業協会		555株 (0.2)	株式は、当会館の使用を確保するために保有しているため、処分は困難。	H.2.4.27	会長が当該企業の取締役を兼任		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
愛知県	建設部都市 計画課	(財)名古屋都 市整備公社	(株)ホテルグラ ンコート名古屋	400株 (1.0)	金山南ビル開発は公益事業と位置付けられ、当ビルの中にある当法人の運営をまもる当該企業経営の成否は重要であり、そのため経営方針に当法人の意向を反映させ、また、経営状況を常に把握するために株式を保有。 ホテル経営が軌道に乗るまでの間は、株式の処分は困難。	H. 8. 2. 27	金山南ビルのホテル床は当法人の所有 理事長が当該企業の監査役に就任
三重県	健康福祉部 社会福祉室	(財)吉田福祉 基金	(有)吉田事務所	42株 (25.9)	資産運用として株式を保有。徐々に売却する予定。	H. 7. 12. 20	理事長が取締役に就任
			(有)吉田興産	76株 (37.0)		H. 8. 7. 30	
	政策部政策 総務室	(財)鳥羽市開 発公社	(株)鳥羽港湾セ ンター	5,000株 (20.8)	当該企業は、港湾ターミナルビルを運営により鳥羽市の海の玄関口である佐田浜港の活性化を図る目的で第三セクターとして設立。鳥羽市の要請により株式を保有。 その経緯から処分することは困難。	S. 44. 12. 26	理事長(鳥羽市長)が代表取締役社長に、常務理事が運営委員に就任
滋賀県	健康福祉部 医務業務課	(財)近江兄弟 社	(株)近江兄弟社	583,585株 (30.5)	当該企業の株式は、当該企業の社員の貯蓄組合が約70%を保有していたが、当該企業が経営に行き詰まった際、当該貯蓄組合の保有分を当法人が譲り受けて保有。また、当該企業の社員持株制度により株式を保有していた社員が退職する際、申出により株式の買取りに応じ、随時保有。 現在では、株の配当収入が当法人の主要な収入源。保有株式の一部を役員持株会及び社員持株会へ譲渡した。残余分については同グループの社員会へ譲渡を検討中。	S. 37. 12. 9 ほか多数回	理事1名が当該企業の監査役を兼任 金銭の貸借、取引関係はない。
			近江オドエー サービス(株)	2,200株 (11.0)	当該企業は、臭気に関する広範な研究を基盤に工業用脱臭専門会社として、(株)近江兄弟社から主に出資を受けて設立。この際、当法人も出資。また、資本金増強の際に当法人が増資に応じて、さらに株式を保有。同グループの社員会への譲渡を検討中。	S. 37. 5. 19 ほか2回	理事1名が当該企業の監査役を兼任 金銭の貸借、取引関係はない。
	農政水産部 畜産課	(社)滋賀県畜 産振興協会	(株)滋賀食肉市 場	300株 (6.8)	当該企業は、円滑な肉畜流通を確保するための食肉市場を開催することを目的に、県等の出資により第三セクター方式で設立。当法人は、当該市場を利用する家畜生産者の団体として株式を保有。 当該企業は、公益性の高い食肉市場の管理・運営を行っているため、株式を処分することは困難。	S. 50. 5. 28	理事5名が当該企業の取締役就任
京都府	健康福祉部 医療課	(社)京都府歯 科医師会	京歯(株)	200株 (100)	当該企業は、ほとんどの歯科医師が医師賠償責任保険、所得保障保険、災害保険等に加入している現状にかんがみ、府内の歯科医師が出資して損害賠償保険契約を集中的に取り扱う損害保険代理店として設立。当法人が会員の便宜を図るため全株式を保有。 当法人との関連が強く、適当な処分先が見つからない。	S. 62. 11. 30 ほか2回	副会長2名、専務理事及び常務理事が当該企業の取締役を兼任
	農林水産部 農産課	(財)タキイ財 団	タキイ種苗(株)	42,914株 (1.1)	当法人の運営が、基本財産の預貯金の運用益では困難となったため、当法人の基本財産を寄付した当該企業が、より有利で確実な運用方法として当法人の自社株所有を承認した関係で株式を保有。 必要な運用益を確保する他の運用方法を検討中であり、適当な処分先が見つからない。	S. 62. 4. 20 ほか12回	
建設交通部 建築指導課	(社)京都府建 築士会	(株)京都すま いづくりセンター	8株 (1.0)	当該企業は、京都市等が出資した第三セクターで、京都のまちづくり、住居情報の提供や住宅相談、住宅に関する総合的なサービスを提供できる等、建築士活動に意義深いものと認められ、また、設立発起人である京都市から参画の依頼があり出資。 出資参画団体との関係から、株式の処分は困難。	H. 2. 7. 27		
大阪府	生活文化部 文化・ス ポーツ振興 室文化課	(財)安藤忠雄 文化財団	(株)安藤忠雄建 築研究所	190株 (47.5)	当法人の設立者が、当該企業の創立者であり、法人設立にあたって基本財産として自己が保有する自社株式の寄付を受けたもの。 現在も、当該株式は基本財産となっており、財団の運営は、当該株式による配当を主な原資としているので処分は困難。	H. 17. 10. 17	理事8名のうち2名が企業関係者かつ同一親族。
府民文化部 国際交流課	(財)箕面市国 際交流協会	みのおコミュニ ティ放送(株)	1株 (0.09)	当該企業の設立に当たり、筆頭株主である箕面市から当法人に出資の依頼があった。当該企業と相互に協力して、市の国際化施策を市民に対して周知することによって公益事業の推進を図っていくことができるため、当該株式を取得した。 当該株式の取得希望者がいないため、現在も保有している。	H. 7. 7. 10		
健康医療部 保健医療室 医療対策課	(社)八尾市医 師会	やおコミュニ ティ放送(株)	20株 (1.0)	八尾市市政50周年と阪神大震災での教訓を基に、市、企業、団体及び個人が出資し当該企業を設立。 当法人としては、当該企業を災害時の医療情報伝達手段と評価しており、また、市当局の主導で運営されていることから、公共性が高いと判断し、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 10. 3. 9		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
大阪府	商工労働部 商業支援課	(社)生野産業 会	ナフス株	600株 (9.6)	当該企業は、当法人の会員の食生活の向上と従業員の定着を目標として設立。当法人としても株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 55. 10. 7 ほか1回	副会長2名が当該企業の代表取締役及び取締役を、理事が取締役を兼任	
			ナフス南(株)	40株 (6.7)		H. 元. 7. 8		
			ナニワフード(株)	100株 (1.3)		H. 18. 11. 17		会長が取締役に
			(有)生野損保センター	3,000株 (100)		S. 62. 9. 26		会長が当該企業の取締役を、理事が取締役及び監査役を兼任
	(社)大阪市 工業会連合会	関西環境(株)	10,000株 (0.7)	当該企業は、公害関係の廃棄物処理を促進するため、関西の10経済団体が出資して設立。 適当な処分先が見つからない。	S. 52. 2. 7	会長が当該企業の非常勤取締役就任		
							環境農林水産部流通対策室	(社)大阪市中 央卸売市場本 場市場協会
	都市整備部 市街地整備課	(財)堺市都 市整備公社	ブリヂストン・ リーガ(株)	400株 (1.0)	同公社が堺駅西口地区第1種市街地開発事業に参画するため、出資を引き受けた経過から保有したもので、処分が困難。	H2. 12		
								ボルタス堺管理(株)
	住宅まちづくり部 タウン推進室 管理課	(財)大阪府 タウン管理財団	千里北センター(株)	24,500株 (49.0)	千里北地区センターの再整備及びその後の商業施設等の運営のためには、民間活力の導入が事業手法として適切であるという判断に基づき、当法人が商業者と共同で当該企業を設立。 当法人は、当該企業に参画し、当該地区の調整役を果たすことが求められており、株式処分については慎重な対応を要する。	S. 63. 4. 30 ほか4回	常務理事兼千里事業本部長が当該企業の非常勤取締役就任 法人所有の施設の運営、管理を当該企業に委託	
	兵庫県	企画管理部 教育・情報 局文書課	(財)ひょうご 産業活性化セ ンター	(株)ウィッシュ神戸	100株 (47.6)	兵庫県では、阪神・淡路大震災からの早期の産業復興及び景気の浮揚を図って行くため、新産業の創造を積極的に推進し、より多くのベンチャー企業の創出を目指している。 かかる観点から、平成8年度以降中小企業庁において創設した創造的中小企業への株式投資等を行う創造的中小企業創出支援事業に加えて、国事業を補完する事業として当法人がベンチャー企業や女性起業家等に対し、株式投資等を行う県単独事業を併せて実施(この県単独事業については、自治省(当時)の支援制度を活用)。 この投資事業(国制度及び県単独制度ともに)については、担保力の不足等から資金調達に困難なベンチャー企業等に対し、株式投資による資金供給(当法人は、投資先企業(営利企業)の発行済株式の2分の1未満を限度に株式を保有)を行うものであり、投資先企業の円滑な事業実施を支援する観点から、投資先企業から株式の譲渡申出がある等の場合を除いて、当法人が株式を処分することはできない。	H. 8. 10. 1	
(株)ケーエスメディカル				50株 (14.3)	H. 8. 11. 11			
日本中国温泉(株)				20,000株 (16.7)	H. 8. 11. 25			
アルファシステム(株)				60株 (6.0)	H. 9. 2. 28			
ジェミックス(株)				20,000株 (10.1)	H. 9. 3. 5			
(株)ブレインワークス				300株 (4.6)	H. 9. 3. 31 ほか1回			
(株)ディザイン				100株 (5.6)	H. 9. 3. 31			
(株)オムニネットワーク				400株 (41.7)	H. 9. 4. 10			
ジュピター電算機システム(株)				30,000株 (33.3)	H. 9. 5. 30			
(株)メディアポリリス				100株 (49.5)	H. 9. 8. 25			
(株)センチュリーベット				400株 (37.0)	H. 9. 8. 29 ほか1回			
(株)エヌエスケーケー				400株 (4.5)	H. 9. 9. 30			
(株)ボレボレ				99株 (49.5)	H. 9. 10. 1			
(株)イーエスプランニング				260株 (32.5)	H. 9. 11. 17			
第和工業(株)				50株 (7.4)	H. 9. 12. 19			
(株)ルアス				200株 (25.0)	H. 10. 3. 2			
(株)テクノアドバンス				120株 (4.9)	H. 10. 3. 5			
メッセユニバース(株)				860株 (48.9)	H. 10. 3. 27 ほか1回			
(株)エムアンドエム				100株 (24.7)	H. 10. 8. 31			
(株)ネットマスター				100株 (47.6)	H. 10. 8. 31			

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
兵庫県	企画管理部 教育・情報 局文書課	(財)ひょうご 産業活性化セ ンター	テスコ(株)	200株 (14.0)	兵庫県では、阪神・淡路大震災からの早期の産業復興及び景気の浮揚を図って行くため、新産業の創造を積極的に推進し、より多くのベンチャー企業の創出を目指している。かかる観点から、平成8年度以降中小企業庁において創設した創造的中小企業への株式投資等を行う創造的中小企業創出支援事業に加えて、国事業を補完する事業として当法人がベンチャー企業や女性起業家等に対し、株式投資等を行う県単独事業を併せて実施(この県単独事業については、自治省(当時)の支援制度を活用)。 この投資事業(国制度及び県単独制度ともに)については、担保力の不足等から資金調達が困難なベンチャー企業等に対し、株式投資による資金供給(当法人は、投資先企業(営利企業)の発行済株式の2分の1未満を限度に株式を保有)を行うものであり、投資先企業の円滑な事業実施を支援する観点から、投資先企業から株式の譲渡申出がある等の場合を除いて、当法人が株式を処分することはできない。	H. 10. 11. 19	
			(株)バイクベイス	200株 (33.3)		H. 10. 11. 25	
			(株)ヤマニシ	500株 (45.5)		H. 10. 12. 4	
			(株)ストアマネジメント	200株 (7.2)		H. 10. 12. 10	
			(株)ディスクバリー	100株 (49.5)		H. 10. 12. 16	
			(株)ネイチャースケープ	200株 (47.6)		H. 11. 3. 9	
			(株)久見瀬外部空間設計事務所	200株 (49.8)		H. 11. 3. 30	
			(株)エムシーアイ	294株 (49.0)		H. 11. 3. 30 ほか1回	
			(株)エイジレス企画	98株 (49.0)		H. 11. 4. 28	
			(株)ディーシーエヌ	200株 (25.0)		H. 11. 5. 18	
			(株)メヴィウス	480株 (49.0)		H. 11. 6. 25	
			北斗電子工業(株)	20,000株 (13.9)		H. 11. 7. 8	
			(株)ジミータリム	98株 (49.0)		H. 11. 7. 30	
			(株)タフフリーインターナショナル	200株 (45.5)		H. 11. 8. 6	
			(株)ケシオン	198株 (16.5)		H. 11. 8. 25	
			(株)一進工作所	20,000株 (22.2)		H. 11. 9. 28	
			(株)ディーブラン・ヨネザワ	299株 (49.8)		H. 11. 10. 26	
			日本シリコロイ工業(株)	30,000株 (42.9)		H. 11. 12. 6	
			オーシャンホームズ(株)	600株 (35.7)		H. 11. 12. 9	
			(株)日本クラフトセンター	98株 (49.0)		H. 11. 12. 17	
			(株)エイユーツール	100株 (45.5)		H. 12. 1. 11	
			(株)アジャンス	480株 (27.0)		H. 12. 1. 12	
			(株)トランスプロ	100株 (45.5)		H. 12. 1. 20	
			センサシステム(株)	36,000株 (45.0)		H. 12. 1. 20	
			(株)カムサー	200株 (31.7)		H. 12. 2. 16	
			ユメックスパイオテック(株)	150株 (27.3)		H. 12. 3. 7	
			ひまわりメ ニューサービス(株)	1,000株 (45.9)		H. 12. 3. 30	
			新光電機(株)	20,000株 (14.7)		H. 12. 3. 30	
			(株)春日システムナーセリー	300株 (46.9)		H. 12. 4. 18	
			(株)アイズ	98株 (49.0)		H. 12. 6. 1	
			(株)ベジーコーポレーション	90株 (47.4)		H. 12. 6. 15	
			(株)シービット	200株 (48.8)		H. 12. 7. 21	
			(株)アミューズ24	200株 (49.8)		H. 12. 7. 25	
高圧クロス(株)	19,000株 (19.0)	H. 12. 8. 2					
関西ロジスティックス(株)	200株 (37.7)	H. 12. 8. 25					
(株)光商	39,000株 (48.8)	H. 12. 8. 30					
(株)アビーレマ	100株 (40.0)	H. 12. 9. 21					
(株)タツヤ	200株 (49.4)	H. 12. 9. 27					
(株)マスダハーモ	200株 (16.7)	H. 12. 9. 27					
(株)ブレイン	480株 (48.0)	H. 12. 9. 27					
深江化成(株)	1,875株 (5.7)	H. 12. 9. 29					

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
兵庫県	企画管理部 教育・情報 局文書課	(財)ひょうご 産業活性化セ ンター	(株)リンク	200株 (47.6)	兵庫県では、阪神・淡路大震災からの早期 の産業復興及び景気の浮揚を図って行くた め、新産業の創造を積極的に推進し、より多 くのベンチャー企業の創出を目指している。 かかる観点から、平成8年度以降中小企業 庁において創設した創造的中小企業への株式 投資等を行う創造的中小企業創出支援事業に 加えて、国事業を補完する事業として当法人 がベンチャー企業や女性起業家等に対し、株 式投資等を行う県単独事業を併せて実施(こ の県単独事業については、自治省(当時)の 支援制度を活用)。 この投資事業(国制度及び県単独制度とも に)については、担保力の不足等から資金調 達が困難なベンチャー企業等に対し、株式投 資による資金供給(当法人は、投資先企業(営 利企業)の発行済株式の2分の1未満を限度に 株式を保有)を行うものであり、投資先企業 の円滑な事業実施を支援する観点から、投資 先企業から株式の譲渡申出がある等の場合を 除いて、当法人が株式を処分することはでき ない。	H. 12. 10. 20	
			(株)プライマ リー	98株 (49.0)		H. 12. 11. 29	
			(株)リブロリ サーチ	200株 (27.0)		H. 13. 10. 5	
			サイトウエンヂ ニアーズ(株)	40,000株 (36.4)		H. 13. 10. 11	
			コムネット(株)	500株 (33.3)		H. 13. 10. 30	
			エアシステム (株)	580株 (38.7)		H. 13. 11. 29	
			(株)開発システ ム研究所	300株 (42.9)		H. 13. 11. 30	
			ヴァンフック (株)	98株 (49.0)		H. 13. 12. 14	
			(株)アニマック ス	400株 (22.0)		H. 14. 1. 10	
			藤丸工業(株)	33,000株 (11.2)		H. 14. 1. 31	
			(株)フジコウ	600株 (46.2)		H. 14. 3. 5	
			(株)ブロード ティーヴィ	2,000株 (8.7)		H. 14. 3. 22	
			関西ブロードバ ンド(株)	1,000株 (5.0)		H. 14. 4. 9	
			(株)無添加住宅	100株 (4.7)		H. 14. 6. 6	
			(株)森久エンジ ニアリング	200株 (22.0)		H. 14. 5. 15	
			シーコム(株)	300株 (6.1)		H. 14. 7. 29	
			(株)ファルコム	399株 (39.9)		H. 14. 8. 21	
			(株)フリー・ ゾーン	200株 (49.8)		H. 14. 7. 26	
			大阪油脂工業 (株)	16,600株 (30.2)		H. 14. 9. 30	
			(株)ケーシーコ ルトン	200株 (37.7)		H. 13. 1. 29	
			(株)チュウオー	10,000株 (20.0)		H. 13. 1. 25	
			(株)カラーズ	199株 (4.7)		H. 13. 3. 26	
			(株)トーヨー シーエス	290株 (48.3)		H. 13. 3. 5	
			(株)ホロン	100株 (49.5)		H. 13. 8. 30	
			まつもと合成 (株)	190株 (48.7)		H. 13. 2. 26	
			ジョイブ(株)	400株 (30.3)		H. 13. 3. 23	
			(株)シールド ジャパン	198株 (15.2)		H. 13. 3. 29	
			ティーアンドエ ム(株)	200株 (3.4)		H. 13. 3. 29	
			高丸工業(株)	60,000株 (40.0)		H. 13. 3. 28	
			(株)デジタルラ ボ	294株 (49.0)		H. 13. 7. 6	
			(株)チャイルド ハート	100株 (49.5)		H. 12. 11. 29	
			(株)ウイッシュ	100株 (29.4)		H. 13. 5. 1	
			神戸電子パーツ (株)	380株 (47.5)		H. 13. 5. 29	
			竹内電機(株)	20,000株 (40.0)		H. 13. 6. 20	
			(株)甲北	100株 (33.3)		H. 13. 7. 5	
			(株)ワードワー ルド	98株 (49.0)		H. 13. 8. 13	
			丸拓興産(株)	200株 (28.2)		H. 13. 8. 20	
			六甲真珠貿易 (株)	10,000株 (20.0)		H. 13. 7. 30	
			(株)Kid's Power	99株 (49.5)		H. 15. 8. 29	
			(株)イノテック 西日本	400株 (29.9)		H. 15. 7. 2	
			(株)ライトニッ クス	240株 (48.0)		H. 15. 6. 12	
			神戸バイオロボ ティクス(株)	600株 (18.8)		H. 15. 6. 27	
			(株)オプト	240株 (36.1)		H. 15. 3. 28	

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
兵庫県	企画管理部 教育・情報 局文書課	(財)ひょうご 産業活性化セ ンター	(株)アイエンス	360株 (47.4)	兵庫県では、阪神・淡路大震災からの早期の産業復興及び景気の浮揚を図って行くため、新産業の創造を積極的に推進し、より多くのベンチャー企業の創出を目指している。かかる観点から、平成8年度以降中小企業庁において創設した創造的中小企業への株式投資等を行う創造的中小企業創出支援事業に加えて、国事業を補完する事業として当法人がベンチャー企業や女性起業家等に対し、株式投資等を行う県単独事業を併せて実施(この県単独事業については、自治省(当時)の支援制度を活用)。 この投資事業(国制度及び県単独制度とも)については、担保力の不足等から資金調達が困難なベンチャー企業等に対し、株式投資による資金供給(当法人は、投資先企業(営利企業)の発行済株式の2分の1未満を限度に株式を保有)を行うものであり、投資先企業の円滑な事業実施を支援する観点から、投資先企業から株式の譲渡申出がある等の場合を除いて、当法人が株式を処分することはできない。	H. 15. 1. 27	
			(株)シーナ	200株 (47.6)		H. 14. 10. 28	
			ノズルネット ワーク(株)	860株 (46.7)		H. 14. 10. 31	
			(株)エス・エ ル・シー	499株 (49.9)		H. 14. 11. 29	
			(株)シックコー ポレーション	500株 (31.6)		H. 14. 10. 7	
			(株)エムズサイ エンス	277株 (1.4)		H. 16. 1. 29	
			(株)鍵庄	2,000株 (40.0)		H. 16. 2. 10	
			ニュープレクス (株)	400株 (4.7)		H. 16. 3. 29	
			エイシー・デイ シイ(株)	500株 (49.5)		H. 16. 3. 31	
			(株)シースカイ	660株 (33.3)		H. 16. 7. 29	
			(株)ボイスバン ク	400株 (9.7)		H. 16. 7. 29	
			オオテオジュネ シス(株)	330株 (16.8)		H. 16. 11. 29	
			(株)アイウェイ ブ・デザイン	50株 (0.4)		H. 16. 12. 16	
			(株)日本セール ス&マーケティング	100株 (2.4)		H. 17. 2. 21	
			(株)ジーンメ ディスンジャパ ン	10株 (1.2)		H. 17. 3. 3	
			エフエヌエス (株)	400株 (49.9)		H. 17. 3. 16	
			(株)赤松工業	1,500株 (27.3)		H. 17. 3. 18	
			(株)アイメ ディック	300株 (41.7)		H. 17. 3. 24	
			ファイブデジス ター(株)	250株 (6.1)		H. 17. 3. 30	
			(株)センチュ リーベットの	200株 (10.0)		H. 13. 6. 22	
	(財)神戸みの りの公社	(株)神戸ワイン	1,060株 (3.8)	当該企業は、神戸ワインを中心とした神戸ブランドの開発等、主として各種収益事業を積極的に推進することにより、アーバンリゾート都市の農村版の実現に努めて、市民福祉の向上に寄与するために設立された神戸市の外郭団体。 公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すため、処分は困難。	S. 59. 9. 22 ほか3回	当法人の理事長が当該企業の理事に就任。	
	(財)神戸勤労 福祉振興財団	神戸マリンホテ ルズ(株)	20,000株 (1.7)	当該企業は、市民等に利用しやすい宿泊等の場を提供することによって、地域社会の発展等に寄与することを目的として設立された神戸市の外郭団体。 公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すため、処分は困難。	H. 9. 4. 1	当法人の理事長が当該企業の取締役就任	
	(社)神戸市医 師会	神医協興産(株)	600株 (0.4)	当該企業の株式は、当法人の会員から無償譲渡されたもの。 非公開株式であることから適当な譲渡先が見当たらず、また、寄贈者の信頼関係を損なうことになるため、処分は困難。	S. 57. 8. 13	当法人の会長が当該企業の取締役に就任	
	(財)神戸市開 発管理事業団	(株)神戸ニュー タウン開発セン ター	60,000株 (3.5)	当該企業は、神戸市がニュータウンの建設を行うに当たり、商業、業務、文化、娯楽等の高次の都市機能を持つ中央センターの計画・整備及び管理主体として、神戸市、民間企業等により設立。 当法人は、ニュータウンにおいて公益施設の管理及び住民生活に必要な医療機関等の利便施設が配置できる商業施設の建設及び運営を行っていることから、当法人の効率的な事業展開に資すると考え出資。 出資の中止は、当該企業の公益的事業の継続に支障を来すとともに、非公開株式であることから、適当な処分先が見当たらない。	S. 52. 7. 21 ほか2回		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
兵庫県	企画管理部 教育・情報 局文書課	(財)神戸市開 発管理事業団	(株)ケーブル ネット神戸芦屋	2,213株 (2.1)	当該企業は、神戸市東部地区(東灘区、灘区、中央区及び兵庫区)のケーブルテレビの普及及び自主番組の送信等を目的に神戸市、民間企業等により設立。 当法人は、神戸市の別地区においてテレビ送信の難視聴対策等としてケーブルテレビ事業の促進を行っていることから、情報交換等を当該企業と連携することにより、当法人の効率的な事業展開に資すると考え出資。 出資の中止は、当該企業の公益的な事業の継続に支障を来すとともに、非公開株式会社であることから、適当な処分先が見当たらない。	H. 8. 4. 25		
		(財)姫路市都 市整備公社	姫路ウォーター フロント(株)	1,120株 (28.0)	当該企業は、当法人が開発に携わったゴルフ場を経営する企業で、姫路市民の福祉の向上を目的として、姫路市、民間企業等により設立。設立の趣意に賛同して出資。 株式の処分は、当該企業の公益的な事業の継続に支障を来すとともに、非公開株式会社であることから、適当な処分先が見当たらない。	H. 2. 4. 10 ほか1回	理事が当該企業の社長に 就任	
			姫路ケーブルテ レビ(株)	1,000株 (3.2)	当該企業は、地域に密着したケーブルテレビを業務とする企業で、姫路市、民間企業等により設立。設立の趣意に賛同して出資。 株式の処分は、当該企業の公益的な事業の継続に支障を来すとともに、非公開株式会社であることから、適当な処分先が見当たらない。	H. 6. 7. 6		
		(社)兵庫県建 設業協会	(株)神戸商工貿 易センター	30株 (0.02)	当該企業は、神戸市及び神戸商工会議所が中心となって、海外の貿易事務所や内外の経済・貿易・海運関係の官民団体等及び国際通信その他関連施設の入居を図り、併せて総合的な商工事務の指導・相談を行うため建設された神戸商工貿易センターを管理運営するために設立。当法人は、この設立目的に賛同して出資。 株式の処分は、当該企業の公益的な事業の継続に支障を来すとともに、非公開株式会社であることから、適当な処分先が見当たらない。	S. 42. 12. 1 ほか2回		
			西日本建設業保 証(株)	1,625株 (0.08)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。 非公開株式会社であり、適当な処分先が見当たらない。	S. 27. 12. 1 ほか6回		会長・副会長・専務理事が 兵庫保証事業審査会委員。
		(社)兵庫県織 維協議会	(株)織維会館	178株 (89.0)	当該企業は、当法人が入居しているビルを管理運営している企業。当法人がテナントビルを運営することは適当でないとして判断して、運営主体としての企業を設立。 当該企業は設立後赤字続きで、配当は一度もなく、また、非公開株式会社であり、適当な処分先が見当たらない。	H. 元. 9. 2		理事全員が当該企業の社 長等役員に就任 企業が職員の給与を一部 負担
		(社)神戸市東 部中央卸売市 場協会	神戸航空貨物 ターミナル(株)	40株 (0.02)	当該企業は、神戸市及び民間企業等により設立された団体であり、当法人も設立の趣意に賛同して出資。	H. 4. 7. 1		
		(社)神戸市中 央卸売市場運 営協議会		40株 (0.02)	出資の中止は、当該企業の公益的な事業の継続に支障を来すとともに、非公開株式会社であり、適当な処分先が見当たらない。	H. 4. 7. 1		
		(財)甲南病院	向洋サービス (株)	200株 (100)	当法人は、病院運営を事業としているが、当該病院の駐車場の管理、病院内の売店経営及び自動販売機、公衆電話等の管理を効率よく行わせるために、このような事業を行う当該企業の株式を保有。 非公開株式会社であり、適当な処分先が見当たらない。	H. 6. 3. 10 ほか8回		当法人の職員が当該企業 の代表者である
		(財)姫路十字 会	(株)シンクデー タ	7,500株 (62.5)	当該企業は、当法人の設立者が設立発起人になった企業で、高い配当収入が見込まれたので、事業費を確保すべく株式を取得し、また、設立者から運用財産として寄付を受けたもの。 非公開株式会社であり、適当な処分先が見当たらない。ただし、議決権のない株式に変更した。	S. 62. 8. 19 ほか3回		理事1名が当該企業の代 表取締役就任
		(財)杉山社会 福祉会	タカラベルモン ト(株)	89,040株 (1.5)	当法人は、基本財産が少額であるため事業に必要な収入を確保すべく、前理事長から運用財産として当該株式の寄付を受けたもの。 当該株式の配当収入が全収入の8割を占め、これに代わる適当な財源もないことから処分することは困難。	S. 36. 12. 23 ほか5回		
		(財)多可町農 林業公社	(株)かみ物産セ ンター	20株 (4.5)	当該企業は、町内物産の販売及び展示場の運営を行うため、加美町、関係団体等で設立。当該企業と連携すれば当法人の事業遂行の効率性が図られると考えて出資。 出資の中止は、当該企業の公益事業の継続に支障を来すとともに、非公開株式会社なので適当な処分先が見当たらない。	H. 8. 9. 10		理事長が当該企業の代表 取締役就任
		(社)西宮建設 協会	(株)西宮建設会 館	20,300株 (12.4)	当該企業は、当該法人の会員が出資して設立したもの。当該法人を退会する会員から当該企業の株式の引受けの申出を受けて、やむを得ず取得。 非公開株式会社であり、適当な処分先が見当たらない。	H. 12. 3. 31 ほか1回		当該企業所有の建物内に 事務所を設置 当該法人の役員5人が当 該企業の役員に就任
		(財)ピー・エ イチ・ディー 協会	(株)住友化学株 式会社 日本発条(株) (株)アマダ 関西電力(株) 富士電機E&C (株)	3,000株 (0.0002) 3,000株 (0.001) 1,971株 (0.0002) 400株 (0.00004) 1,100株 (0.006)	当会の協力者より株券による寄附を受けたため、また、当該協力者の意向として、株券配当による収入によって協力していきたい旨があり、現在に至る。	H. 15. 11. 4		役員の兼任、金銭の貸 借、取引等の利害関係はな い

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
兵庫県	企画管理部 教育・情報 局文書課 国土交通省 近畿運輸局 総務課	(財)神戸市都 市整備公社	(株)神戸サンセ ンタープラザ	21,945株 (14.6)	当該企業は、三宮市街地改造事業により建設されたサンプラザ等の管理運営のため設立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.45. 5. 1 ほか4回	当法人の専務理事が当該企業の取締役役に就任
			(株)神戸ワイン	80株 (0.3)	当該企業は、神戸ワインを中心とした神戸ブランドの開発等、主として各種収益事業を積極的に増進することにより、アーバンリゾート都市農村版の実現に努めて、市民福祉の向上に寄与するために設立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.59. 9. 22 ほか2回	当法人の専務理事が当該企業の取締役役に就任
			神戸マリノホテルズ(株)	20,000株 (1.7)	当該企業は、市民等に利用しやすい宿泊等の場を提供することによって、地域社会の発展等に寄与することを目的として設立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.52. 6. 23 ほか1回	
			(株)神戸商工貿易センター	200株 (0.1)	当該企業は、海外の貿易事務所、観光施設、コンベンション施設等である神戸商工貿易センタービルの管理運営を行うため、神戸市の出資により第三セクター方式で設立されたものである。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.50. 7. 31 ほか2回	当法人の事務局が神戸商工貿易センタービルの一部を賃借
			神戸地下街(株)	1,214株 (0.6)	当該企業は、地下道と付属店舗を建設し、管理運営するため設立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 2. 10. 5	
			(株)ケーブルテレビ神戸	200株 (0.5)	当該企業は、有線テレビジョン放送法に基づき神戸市西部を対象とするケーブルテレビ事業を行うために設立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 5. 7. 31	
			神戸ハーバーランド(株)	100株 (0.3)	当該企業は、神戸ハーバーランド地区において、地区管理の中核的役割等を担う機構として設立された神戸市の外郭団体である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S.63. 4. 11	
		(株)神戸ニュータウン開発センター	60,000株 (3.5)	当該企業は、神戸市の開発する大規模な住宅団地において、商業施設等を計画整備等する事業主体として設立された神戸市の外郭団体である。神戸市の外郭団体統廃合の方針により、当法人が外郭団体である神戸都市振興(株)の営業譲渡を受けた際に譲り受けた株式である。 極めて公益的性格の強い団体であり、出資の中止は公益的事業の安定的継続に支障を来すことから、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	H. 9. 3. 5	当法人の専務理事が当該企業の取締役	
和歌山県	県土整備部 県土整備政策局技術調査課	(社)和歌山県建設業協会	西日本建設業保証(株)	1,250株 (0.06)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期する上から保有。	S.41.11. 6	
鳥取県	企画部地域づくり支援局自治振興課	(財)鳥取県市町村職員互助会	(有)鳥取市町村厚生	300株 (100.0)	生命保険と損害保険とが一体となった商品販売を行うために、当時互助会から事務委託を受けていた当該有限会社の株式を取得したもの。 現在は当該有限会社との事業上の関わりはないことから、現在、当該株式の処分に向けて作業中。	H. 6. 6. 30	有限会社の取締役6名の内、4名が互助会の理事、1名が互助会の事務局長が兼務している。また、有限会社の監査役2名のうち、2名が互助会の理事が兼務している。
島根県	総務部総務課	(社)釜屋改進社	隠岐汽船(株)	80株 (0.08)	当該企業は、地元企業であり、出資の要請があったことから株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	不明	
			(社)津戸共栄社	111株 (0.1)		S.38. 7. 15	
			あいらんど(株)	20株 (0.2)		H. 7. 2. 28	
	地域振興部 地域政策課	(財)島根総合研究所	(株)メディネットグローバル	10株 (0.2)	当該企業は主としてソフト開発を行っている企業であり、当財団の事業目的を効率的に遂行していくにあたり、インターネットを使った新しい財団法人のモデルを今後創設していきたいという当法人の方針と企業の事業内容が合致しており、当該企業の増資にあわせ株式保有を決定。 運用目的による株式取得ではなく、上記保有に係る経緯からも株式の処分は困難である。	H.17.10.12	
地域振興部 市町村課	(財)都万進栄社	隠岐汽船(株)	4株 (0.004)	日常生活に必要な海上交通手段を提供する地元企業である当該企業から要請があり株式を取得。 適当な処分先が見つからない。	S.38. 7. 15		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
島根県	地域振興部 市町村課	(財)都万進栄社	あいらんど(株)	100株 (1.3)	当該企業は、地域振興を目的とした第三セクターであり、出資の要請により株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 7. 2. 23	
	健康福祉部 医療対策課	(社)島根県看護協会	大同生命(株)	29株 (0.000005)	当法人は、昭和56年3月1日大同生命保険相互会社との間で企業年金契約協定を締結して、協会会員(個人)保険料を一括納入している。 当該企業が、平成14年4月1日に相互会社から株式会社に組織を変更し、これに伴って純資産の一部を新会社の資本金として株式を発行し、従来の契約社員に対しても、純資産形成への貢献度合(審与分)に応じて新会社の株式を割り当てることとなり、当法人も29株を取得した。運用目的による株式の取得ではなく、現在処分も含めて検討中である。	H.14. 4. 1	当法人は、当該企業の拠出型企業年金保険契約における保険者
岡山県	企画振興部 市町村課	(財)岡山市建設公社	(株)岡山国際ホテル	150株 (0.2)	当該企業は、昭和47年の山陽新幹線の開通に合わせ、観光産業の振興、拠点性の強化等を図るため、県、岡山市、地元経済界等により設立された第三セクター。公益的見地から株式を保有。 当時としては公益性の高い第三セクターの株式については、他の出資団体との関係もあり、処分が困難。	S.46. 2. ほか2回	
	保健福祉部 施設指導課	(財)倉敷中央病院	(株)倉敷紡績(株)	189,321株 (0.07)	当法人は、大原孫三郎氏により大正12年に設立された病院を昭和9年に財団法人化したもの。当該企業は、同氏が創業した企業であり、当法人とルーツを同じくする姉妹法人。	S.24. 7.13 ほか8回	理事2名が当該企業の取締役に就任
			(株)クラレ	24,159株 (0.007)	株式の保有は、当該企業と当法人との歴史的關係に基づくものであり、株式の処分は困難。	S.24. 7.13 ほか8回	理事1名が当該企業の取締役に就任
			(株)倉敷中央サービス	500株 (100)	当該企業は、今後予測される厳しい医療環境への対策及び高齢従業員雇用対策のため、当法人の病院事業に付帯する業務の一部についてアウトソーシングを行うための受け皿企業として当法人が出資して設立。 当該企業の設立趣旨から株式の処分は困難。	H.10. 6.19	理事1名及び評議員1名が当該企業の取締役に就任
	(社)岡山県医師会	(株)オムエル	24,000株 (6.6)	当該企業は、医薬品の安定供給のため当法人が参画して設立した医薬品等販売会社。 医薬品の安定供給を今後も維持していくためにも、株式の処分は困難。	S.35. 3		
	(財)川崎医学振興財団	川崎ホスピタルサービス(株)	16,000株 (100)	厚生年金基金設立時の認可基準として、当法人が当該企業の株を100%所有することが条件とされているため、株式を保有。 上記の保有に至った経緯から、株式の処分は困難。	S.42. 3.15 ほか2回	理事1名が当該企業の代表取締役に、理事1名が監査役に就任	
	(社)天満屋共済会	(株)天満屋岡山店	11,459,109株 (16.5)	当法人の安定した財務体質を築くため、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S.43. 2.28 ほか103回	理事長を含む役員4名が当該企業の代表取締役、取締役等に就任	
	(財)宇野碩正財団	宇野自動車(株)	510,082株 (23.2)	当法人の安定的な運用を確保するため、株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S.47. 9 ほか86回	理事長が当該企業の監査役に、理事が取締役に就任	
	産業労働部 経営支援課	(財)岡山県産業振興財団	免疫分析研究センター(株)	20株 (1.2)	当法人は、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(廃止)に基づく支援機関として、同法に基づく国の創造的中小企業創出支援事業における直接投資事業を実施したものである。同事業では株式市場に公開前の株式は、原則譲渡を禁じており、当該企業は未だ株式公開を行っていない。	H.12. 3.30	
			オーニット(株)	200株 (20.0)	当法人は、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(廃止)に基づく支援機関として、同法に基づく国の創造的中小企業創出支援事業に準じて、県単独の直接投資事業を実施したものである。県の実施要領で株式市場に公開前の株式は、原則譲渡を禁じており、当該企業は未だ株式公開を行っていない。	H. 9. 3. 1	
土木部都市局 建築指導課	(社)岡山県建築士会	岡山県建築住宅センター(株)	240株 (36.3)	当該企業は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に定める指定住宅性能評価機関として関係公益法人の出資により設立。公益的見地から株式を保有。	H.12. 7. 5	会長が当該企業の取締役に、理事1名が監査役に就任	
	(社)岡山県住宅地供給協会		10株 (1.5)	当該企業の設立趣旨から株式の処分は困難。	H.12. 7. 5		
	(社)岡山県建築士事務所協会		60株 (9.1)		H.12. 7. 5	会長が当該企業の取締役に就任	
	(社)岡山県設備設計事務所協会		2株 (0.3)		H.12. 7. 5		
土木部監理課	(社)岡山県建築業協会	岡山県建築住宅センター(株)	40株 (6.1)	当該企業は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に定める指定住宅性能評価機関として関係公益法人の出資により設立。公益的見地から株式を保有。 当該企業の設立趣旨から株式の処分は困難。	H.12. 7. 5	専務理事が当該企業の非常勤取締役に就任	
	(社)岡山県電業協会	岡山県建築住宅センター(株)	10株 (1.5)	当該企業は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に定める指定住宅性能評価機関として関係公益法人の出資により設立。公益的見地から株式を保有。 当該企業の設立趣旨から株式の処分は困難。	H.12. 7. 5		

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 [割合[%]]	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
広島県	商工労働局 産業振興部 新産業課	(社)広島県情報産業協会	(株)広島ソフトウェアセンター	60株 (0.2)	当該企業は、平成3年4月、地域ソフトウェア供給開発事業推進臨時措置法に基づいて、プログラム業務従事者の知識及び技能の向上を図る事業、その他のソフトウェア供給開発事業を推進するために県が中心となって設立した第三セクター。 当法人が、第三セクターの人材育成事業を支援するために株式を保有に至ったもので、処分は困難。	H. 3. 4. 25	当該営利企業は当該社団法人の会員企業
	環境県民局 環境部産業 廃棄物対策課	(財)広島県環境保全公社	福山リサイクル発電(株)	5,140株 (16.1)	当該企業は、広域的な観点から廃棄物のエネルギー利用を促進するため県が出資して設立。当法人としては、事業の公益性を勘案し、廃棄物の中間処理分野への事業展開の観点から事業参画を行うこととして出資。 株式の処分は困難。	H. 12. 5. 24 ほか1回	当該財団法人の常務理事が当該企業の取締役を兼任
山口県	山口県総務部 学事文書課	(社)宇部市医師会	山福(株)	200株 (2.5)	レセプト等の医療関係様式の販売、医師の損害保険等本会の運営目的に必要な事業を行うため、県下の医師会の参加により設立された。 今後、公益法人制度改革の中で県医師会の方針が出されるので、これにより処理する。	S. 59. 1	医療関係用紙の購入、損害保険等の委託
		(社)萩市観光協会	エフエム萩(株)	20株 (1.5)	観光客誘致促進のため、また、災害時における市民への唯一の情報手段であることから、株式を保有。 株式の処分は困難。	H. 8. 6. 7	
	警察本部 交通部 交通安全課 国土交通省 中国運輸局 総務課	(社)下関土木協会	(株)山口県建設業会館	321株 (9.8)	建設業者である当法人の会員が当該企業が運営する会館を利用しているため、当該会館の設立当初から株式を保有。 株式の処分は困難。	S. 40. 11. 30 ほか4回	
		(社)阿東土木工友会	(株)山口県建設業会館	70株 (2.0)	役員が当法人の各支部会員。建設業者である当法人の会員が当該企業が運営する会館を利用しているため、当該会館の設立当初から株式を保有。 株式の処分は困難。	S. 47. 7. 1 ほか1回	役員は当法人の各支部会員
		(社)山口県自動車協会	(株)山口県自動車会館	1,600株 (8.0)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は、当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有している。 当法人が自ら使用する事務所を確保するために保有している株式については、処分には困難な問題があるが、更に処分についての検討を行う。	S. 45. 8. 7	役員兼任1名
		(社)徳島県建設業協会	(株)徳島県自動車会館	2,200株 (11)	当該企業は、関係団体が事務所として使用する会館の建設・管理を目的として、関係団体等の出資により設立されたものである。当法人は当該会館を使用する団体の一員として応分の負担をするために株式を保有したものであるが、平成6年に事務所を移転したため、現在は事務所を置いていない。 株式の売却について、平成6年以降、数回にわたり当該企業へ申し入れを行っているが、経済面等の問題から難しいとのことであり、移転した後も株式を保有しているものであるが、更に処分についての検討を行う。	S. 60. 8. 28	株主
香川県	土木部土木監理課	(社)香川県建設業協会	西日本建設業保証(株)	2,750株 (0.1)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行及び建設業の健全な発展を目的として設立。 当該企業から当法人に株式保有の要請があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期するため保有。 設立経緯から処分は困難。	S. 41. 8. 25	当該企業の取締役2名及び参与2名には、四国4県にある建設業協会の会長が交互就任
			高松空港ビル(株)	180株 (0.6)	当該企業は、高松空港及び周辺の振興と県民福祉の向上を図るために、県、県関係団体等により設立された第三セクター。公益的見地から株式を保有。 公営性の高い第三セクターの株式については、処分が困難。	S. 61. 7. 29	
	土木部建築課	(社)香川県建築士会	(株)香川県建築住宅センター	60株 (17.1)	当該企業は、住宅の品質確保の促進等に関する法律が施行され、行政以外の実施機関が存在しないことから、建築関係団体を中心となって設立。 事業が軌道に乗るまでは支援していく必要があり、処分は困難。	H. 12. 7. 1	当該法人の会長が非常勤常務取締役に就任
			(社)香川県建築士事務所協会	70株 (20.0)	規制緩和の目的から住宅性能評価、建築確認等の業務を行うために設立された会社であり、中立性及び公平性が求められるので、出資企業が偏らないよう設立当初から、当法人が出資しているものである。また、上記の理由から、株式の処分は困難である。	H. 12. 5. 20	当法人の会長が代表取締役社長に、常任理事1名が専務取締役に、常任理事1名が常務取締役に、理事1名が常務取締役に、監事1名が取締役に就任
愛媛県	経済労働部 観光国際局 観光物産課	(社)新居浜市観光協会	(株)マイントピア別子	40株 (0.8)	当該企業は、観光産業の振興、地域への貢献及び文化性の重視を目的とし、観光客の誘致、来場者の拡大及び施設の管理運営を業務としている新居浜市の第三セクター。 当法人の設立趣旨目的に沿うものであり、当該企業の適正な業務運営に資するため出資。 株式の処分は、保有に至った趣旨から直ちに困難。	H. 元. 3. 28	当該企業の専務取締役1名が当協会の理事を兼任

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数(割合[%])	保有することとなった理由及び処分が困難な理由	当該株式入手日	当該特例民法法人と当該営利企業との関係				
愛媛県	土木部管理課	(社)愛媛県建設業協会	西日本建設業保証(株)	375株(0.02)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行及び建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充を期するため保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 47. 11. 20 ほか1回	会長が当該企業の非常勤取締役に就任				
高知県	土木部建設管理課	(社)高知県建設業協会	(株)高知県建設会館	52,310株(20.7)	当該企業は、業界発展の活動の場とするための会館の建設・管理を目的として県内関係企業の出資により設立。当該会館を使用する主たる団体として負担をするために株式を保有。 当法人が使用する会館を確保するためであり、処分は困難。	S. 36 ほか208回	会長、副会長6名及び理事13名が当該企業の社長、常務取締役又は取締役を兼任 会館改築時に当該企業へ貸付金あり				
			西日本建設業保証(株)	2,498株(0.1)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき、建設工事請負契約の適正な施行と建設業の健全な発展を目的として設立。当該企業から当法人に株式保有の要望があり、保証事業の促進と前払制度の拡充を期するため保有。 設立経緯から処分は困難。	S. 41. 8. 25 ほか4回	当該企業の取締役2名及び参与2名には、四国4県にある建設業協会の会長が就任				
			土佐観光(株)	400株(0.02)	県の観光振興の一翼を担ったホテルが建設されるに際し、当法人は、広く地場産業振興に寄与する観点から当該企業の株式を保有。 非公開株式であり、適当な処分先が見つからない。	S. 23. 4. 22 ほか6回					
			(株)南国オフィスパークセンター	200株(1.01)	当該企業は、高知県にIT企業を誘致する核となる施設として、高知県及び南国市が主体となって平成6年度に設立。南国市長が代表取締役になっており、両機関の強い要請で出資したものの、設立の経緯から、処分は困難。	H6. 3月 1回					
	観光部観光振興課	(社)宿毛市観光協会	宿毛市産業振興(株)	10株(4.2)	宿毛サニーサイドパークの建設により、管理運営を行う組織が必要となったため、宿毛市、宿毛商工会議所、農業協同組合、漁業協同組合等が出資して設立。観光振興に寄与するという観点から株式を保有。 非公開株式であるため、適当な処分先が見つからない。	H. 2. 9. 7	会長が取締役に就任				
福岡県	企画・地域振興部広域地域振興課	(財)福岡県産炭地域振興センター	(株)田川情報不動産センター	200株(37.0)	鉱害等の閉山の影響を受けた田川地域の振興を図るに当たり、地域市町村及び県が一体となって推進したIT関連企業誘致の実現のため、賃貸事務所の建設・運営主体として地域市町村が中心となって設立した第三セクターに対し、当法人の目的達成のための助成として出資。 地域振興の観点から、賃貸事務所の運営主体の経営に悪影響を及ぼす処分は困難。	H. 13. 6. 29	理事が当該企業の取締役に就任 法人の助成事業として、当該企業に対し融資を実施				
佐賀県	健康福祉本部医務課	(社)佐賀県医師会	(株)佐賀医協	60株(100)	当法人の役員が発起人となり、昭和58年に会員の福祉事業として、医師賠償責任保険、所得賠償保険を取り扱う損害保険代理業務等を目的とする当該企業を設立。その後、譲渡により株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 58. 4. 21	理事が当該企業の役員を兼任				
長崎県	観光振興推進本部	(社)雲仙観光協会	雲仙ゴルフ場株式会社	4株(0.4)	任意団体であった雲仙観光協会が法人化する折に、任意団体から寄付されたもの。 地域全体で出資している会社で地域の構成員がそれぞれ株式を持ち合っている状況であり、処分は困難な状況にある。	H. 11. 4. 8	当該企業の役員2名が当法人理事を兼任				
			企業振興・立地推進本部	(財)長崎県産業振興財団	テスト・リサーチ・ラボラトリー株式会社	260株(5.1)	当法人では、県のベンチャー支援施策の一環として、高い技術シーズと優れた事業計画を有し、株式公開を視野に入れたベンチャー企業を対象とし、株式の引き受けを含む資金支援と経営支援を行い得る専門家の配置を軸とした事業を実施している。 本事業では、株式を保有することによる対象企業の状況把握と適切な指導・助言の実施をスキームの柱としており、企業の経営基盤が確立されるまでの間は保有が必要。 なお、投資の原資については、全額県予算により措置され、株式保有割合も創業者の持ち株数と同数を上限(「真人」以降は持ち株数未満)という制度にしている。	H. 16. 2. 20 ほか1回			
	農林部	(社)長崎県獣医師会	長崎獣医薬品株式会社	パイオラホ株式会社	512株(4.5)		H. 16. 8. 30 ほか2回				
				株式会社マザー&チャイルド	1200株(15.4)		H. 18. 3. 31 ほか1回				
				株式会社真人	300株(27.6)		H. 19. 1. 10 ほか1回				
				ファーマコセル株式会社	833株(16.0)		H. 19. 2. 28				
				株式会社AVSS	2000株(23.5)		H. 19. 4. 19				
				株式会社ステラ	200株(33.3)		H. 19. 8. 21				
				PIEM株式会社	400株(33.3)		H. 20. 5. 26 ほか1回				
				株式会社ヴェクト	600株(6.9)		H20. 7. 11				
					200株(2.5)	社員から寄贈されたもの。 動物用医薬品の安定確保のために社員が出資して作った会社であり、社員それぞれが株式を持ち合っている状況であり、かつ、寄贈されたものであるため、処分は困難な状況にある。	S. 63. 4. 14 ほか1回	当該企業の役員11名のうち9名が当法人の社員。			
				熊本市	総務部私学文書課	(社)八代青年会議所	(株)エフエムやつしろ	10株(1.2)	地域づくりのため当該企業の設立を有効なものと考え出資。 処分先候補と交渉中。	H. 9. 9. 1 ほか1回	
				商工観光労働部産業支援課	(財)熊本県起業化支援センター	(株)調和研水	200株(27.8)	当法人では、一定の要件を満たす、特に創業初期のベンチャー企業を中心に株式を引き受けるとい、本県独自の直接投資事業を実施。 このように起業化支援のために株式を保有することが当法人の事業であり、当分の間(原則として10年間)の保有が必要。 なお、1件につき、1,000万円以内かつ筆頭株主にならない範囲という限度がある。	H. 10. 2. 18	当法人が企業の株式を保有(出資)することにより、企業化を支援。	
デリテック(株)	98株(32.9)		H. 12. 4. 18								
(株)イーエム・エンタープライズ	200株(31.3)		H. 12. 8. 25								
(株)談	120株(27.3)		H. 12. 9. 9								

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
熊本県	商工観光労働部産業支援課	(財)熊本県起業化支援センター	(株)テラシステム	200株 (40.0)	当法人では、一定の要件を満たす、特に創業初期のベンチャー企業を中心に株式を引き受けるという、本県独自の直接投資事業を実施。 このように起業化支援のために株式を保有することが当法人の事業であり、当分の間(原則として10年間)の保有が必要。 なお、1件につき、1,000万円以内かつ筆頭株主にならない範囲という限度がある。	H. 13. 2. 16	当法人が企業の株式を保有(出資)することにより、企業化を支援。
			明工計装(株)	200株 (40.0)		H. 13. 2. 27	
			イワキコーティング工業(株)	200株 (40.0)		H. 13. 4. 13	
			(株)敬和	200株 (47.6)		H. 13. 6. 26	
			西日本エコロジー(株)	20,000株 (29.4)		H. 13. 6. 26	
			(株)ネクストライン	100株 (33.3)		H. 13. 6. 29	
			(株)熊本アイディーエム	200株 (40.0)		H. 13. 11. 19	
			アーク・リソース(株)	20,000株 (25.0)		H. 13. 11. 27	
			テクノデザイン(株)	200株 (23.2)		H. 13. 12. 17	
			(株)田中商店	20,000株 (45.5)		H. 14. 5. 9	
			(株)マック	200株 (25.0)		H. 14. 5. 15	
			(株)エイムテック	200株 (47.6)		H. 14. 11. 28	
			山下機工(株)	200株 (40.8)		H. 14. 12. 4	
			(株)ビッグパイオ	1,000株 (45.5)		H. 15. 6. 13	
			(株)オフィス未来	100株 (41.6)		H. 15. 7. 17	
			ランドウォーカー(株)	350株 (13.8)		H. 15. 11. 13	
			(株)尚英企業	90株 (45.0)		H. 16. 12. 24	
			(株)ニーズ	100株 (33.3)		H. 17. 2. 24	
			(株)地の塩社	50株 (3.4)		H. 17. 2. 24	
			リブラテック(株)	200株 (9.1)		H. 17. 7. 1	
			(株)パワーバンクシステム	700株 (41.0)		H. 17. 12. 26	
			日本牛乳野菜(株)	17株 (0.2)		H. 18. 3. 27	
			(株)上村エンタープライズ	200株 (33.3)		H. 18. 11. 28	
			(株)メイソウ	200株 (38.5)		H. 18. 11. 30	
			イングリッシュハウス(株)	200株 (22.0)		H. 18. 11. 18	
			(株)エムイーエス	200株 (23.8)		H. 18. 11. 28	
			(株)エコルド	20,000株 (32.3)		H. 18. 11. 22	
			(株)バストラ	200株 (37.0)		H. 19. 5. 17	
			千代の園酒造(株)	1,000株 (17.7)		H. 19. 4. 26	
			(株)果実堂	125株 (1.5)		H. 19. 11. 16	
			(株)ゼログラフィック	200株 (32.3)		H. 19. 11. 14	
			(株)CSC	640株 (31.3)		H. 19. 11. 28	
			(株)エコファクトリー	400株 (45.5)		H. 19. 11. 29	
			(株)くまもと健康支援研究所	700株 (46.7)		H. 20. 5. 30	
			浜田醤油(株)	20,000株 (33.3)		H. 20. 11. 26	
			(株)キューイシステム	200株 (40.0)		H. 20. 11. 21	
			天草池田電機(株)	100株 (17.0)		H. 21. 1. 23	
			通潤酒造(株)	4,000株 (16.7)		H. 20. 12. 19	
			(株)憲翔技研工業	100株 (33.3)		H. 20. 12. 26	
			グリーンサイエンス・マテリアル(株)	200株 (40.0)		H. 21. 4. 27	
			(株)マミードルチェ	200株 (45.4)		H. 21. 11. 18	
(株)ワイズ・リーディング	1,000株 (48.8)	H. 21. 11. 17					

役員の兼任、金銭の貸借、取引等はなし。

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
熊本県	環境生活部 環境政策課	(財)水俣・芦 北地域振興財 団	(株)水俣環境技 術開発センター	200株 (20.0)	当法人は、平成12年12月1日付で水俣病関 係の3財団が統合し設立。当該株式は旧(財) 水俣・芦北地域環境技術研究開発支援基金が 寄附行為の規定により環境技術を研究開発す る当該企業に対して出資したものであり、事 業を引き継いだ当法人が法人設立の目的を達 成するまでは株式の保有が必要。	H.10. 3. 25	平成10年度から12年度ま での3年間、当該企業に対 し各年度5億円の助成
	土木部監理 課	(社)熊本県建 設業協会	(株)熊本県建設 会館	5,187株 (86.4%)	当法人の設立時に事務所として使用する会 館の土地・建物を当該企業が保有しており、 当法人は当会館を使用する団体の一つとして 前身の団体から株式の寄付を受けて保有す ることとなり、更に会館建設の際に名義が当法 人となるよう、底地の権利を確保するため当 該企業の株式を取得。 当法人が自ら所有する会館を保全するた めに保有している株式であり、処分は困難。	S.39. 2. 20	役員兼務1名 当該企業が有する土地の 賃貸借契約 企業の事務等の業務委託 契約
	警察本部交 通部交通企 画課 国土交通省 九州運輸局 総務課	(社)熊本県自 家用自動車協 会	(株)熊本県自動 車会館	700株 (4.8)	当該企業は、関係団体が事務所として使用 する会館の建設・管理を目的として、関係団 体等の出資により設立されたものである。当 法人は、当該会館を使用する団体の一員とし て応分の負担をするために株式を保有してい る。 当法人が自ら使用する事務所を確保するた めに保有している株式については、処分には 困難な問題があるが、更に処分についての検 討を行う。	S.58. 3. 23	役員兼任1名
大分県	生活環境部 生活環境企 画課	(財)大分放送 文化振興財団	(株)大分放送	49,000株 (9.4)	財産運用上の都合により株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H.元.12. 20 ほか21回	当該企業は当法人の設立母 体であり、社長が理事長を 兼任
宮崎県	福祉保健部 医療業務課	(社)延岡市医 師会	(株)ヘルストピ ア延岡	5株 (0.5)	当該企業は、市民の福祉・健康の増進を目的 とする健康施設であるヘルストピア延岡を 運営する企業として延岡市が中心となり設立 されたものであり、その安定的運営のため市 から出資を要請され出資を行ったものである	H. 5. 6. 2	役員の兼任なし。 金銭の貸借、取引等なし
		(社)延岡市西 臼杵郡薬剤師 会		5株 (0.5)		H. 5. 4. 6	
	県土整備部 管理課	(社)宮崎県建 設業協会	(株)宮崎県建設 会館	33,000株 (100)	当該企業は、当法人が入居する会館の管理 を目的として設立。当初は各会員が出資し株 式を取得していたが、会館を一元管理するた めに、当法人が会員から株式を取得したも の。 適当な処分先が見つからない。	S.44. 1. 24	会長が社長に、理事が役 員に就任している
			西日本建設業保 証(株)	498株 (0.02)	当該企業は、公共工事の前払金保証事業に 関する法律に基づき、建設工事請負契約の適 正な施行と建設業の健全な発展を目的として 設立。当該企業から当法人に株式保有の要望 があり、保証事業の促進及び前払制度の拡充 を期する上から保有。 適当な処分先が見つからない。	S.41. 8. 25	役員兼任なし
鹿児島県	土木部監理 課	(社)鹿児島県 建設業協会	(株)鹿児島県建 設センター	15,352株 (5.5)	当該企業は、当法人が入居している建物を 所有している。当該企業の設立の際、当法人 会員が出資。当法人に入会の際には原則とし て株式を保有することとしているが、当法人 が退会者の株式を保有し、新規加入者には株 式を売却している。 上記の理由から一時的に保有するものであ り、直に処分するのは困難。	S.63.12. 26	協会理事のうち、支部長 全員が当該企業の取締役を 兼任し、会長が当該企業の 代表取締役を兼任。 協会の監査役と同一人 が、当該企業の監査役を兼 任。
	土木部監理 課	(社)鹿児島県 建設業協会	西日本建設業保 証(株)	1,625株 (0.1)	西日本建設業保証(株)は建設業者の保証業 務を行っており、当法人の運営と密接な業務 を行っているため、一部出資しているもので あり、処分は困難である。(なお、約27%は 無償提供を受けたものである。)	S.41.11. 6 ほか3回	会長が当該企業の非常勤 取締役を兼任。
沖縄県	観光商工部 産業政策課	(財)沖縄県産 業振興公社	(株)沖縄産業振 興センター	200株 (3.2)	当該企業は、官民一体となった産業振興策 の効果的な推進及び商工業者の利便性の確保 を図るため、総合情報センター、研修、会 議・イベント等産業の活性化に必要な機能を 併せ持った沖縄産業支援センターの建設・管 理・運営を行う第三セクターとして設立。当 法人の設立目的である県内産業の振興育成を 積極的に推進するため株式を保有。 株式の保有は県の施策に基づいた事業の中 での保有であり、処分は適切でない。	H. 8. 3. 1	当該企業が運営する施設 に当法人が入居

〔都道府県教育委員会〕

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係	
青森県	教育庁職員 福利課	(財)青森県体育 協会	青森スポーツク ラブ(株)	10株 (10.0)	当該企業は、民間が積極的にスポーツ振興 を支援していくための総合型地域スポーツ クラブとして、地元優良企業等の賛同を得なが ら株式会社方式で設立。設立に当たっては株 式の割合が偏らないように配慮。 このように当法人が中心となり設立を推進 し、地域のスポーツ振興を図るといふ公益性 が高い事業を行う当該企業の株式について は、処分が困難な状況にあった。 しかし、平成16年度の当法人、当該企業 間の業務上横領事件等を契機に、現在では、 地元優良企業も当該企業から撤退し、当該企 業も実質的に業務を行っていない状況。 当法人としては、株式を処分し、当該企業 から撤退する方針だが、当該企業と訴訟関係 にあることから、株式の処分を保留していた が、平成20年4月に和解が成立したことか ら、平成21年度内において株式の処分を行 う予定。	H. 7. 6. 30		
		(財)弘前市体育 協会	弘前ウォーター フロント開発 (株)	50株 (5.6)	公衆スポーツの普及のために河川のオー プンスペースを有効活用すべく当法人が中心 となり、弘前市及び民間各界が協力提携し、第 三セクター方式の株式会社を設立して生涯ス ポーツの普及の一環としてゴルフ場を開設。 このように当法人が中心となり設立を推進 し、生涯スポーツ振興を図るといふ公益性が 高い事業を行う会社の株式については、処分 が困難。	H. 3. 5. 7		
岩手県	教育委員会 事務局教育 企画室	(財)岩手教育会 館	(株)岩手県教育 公社	4,000株 (10.0)	当該企業は岩手県学校生協の学用品部門が 分離独立して設立。当初は、当法人の関係企 業として株式を保有。 なお、当該法人は解散したところであり、 近々適切に会計処理する予定	S. 50. 12. 1 ほか1回	当法人理事長並びに理事 が当該企業代表取締役と役 員を兼任、建物改修に伴う 業務委託している。	
			(株)アイビー シー岩手放送	4,400株 (0.8)	当法人の事業遂行に要する費用の安定的な 運用を確保するために株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 29. 3. 1 ほか2回		
			(株)岩手日報社	4,000株 (1.0)	当法人の事業遂行に要する費用の安定的な 運用を確保するために株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 37. 6. 30		
			(株)東北電力	242株 (0.000242)	当法人の構成団体である任意団体が、株式 電子化のため株式を保有できなくなったこと により、寄付を受けたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 20. 8. 20		
			(財)岩手県教育 弘済会	(株)岩手教弘	276株 (92)	生命保険の募集事業を当該企業に行っても うため、出資した。 平成20年度中に一部株式を個人株主6人に 譲渡した。	H. 4. 1. 16 ほか1回	当法人役員が当該企業役 員を兼務
			(財)小林奨学育 英会	(株)マツヤ	250株 (5.0)	寄付により取得した。 適当な処分先が見つからない。	H. 4. 3. 31	代表取締役が理事長を兼 任
宮城県	教育庁総務 課	(財)東北放送文 化事業団	東北放送(株)	4,286株 (2.9)	当法人は、当該企業の寄付により設立。当 法人の事業運営資金の確保のため株式を保 有。 収支の推移を見ながら引き続き処分を検討 するが、現時点での処分は、事業の運営に支 障が生じるため困難である。	S. 61. 1. 14 ほか4回	理事長が当該企業の会長 (無給) 常務理事が当該企業の社 長(無給) 当該企業へ事業委託	
		(財)蔵王町育英 会	東北電力(株)	31,500株 (0.006)	当法人の事業運営資金の確保のため株式を 保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 9. 1. 13 ほか10回		
秋田県	教育庁総務 課	(財)京野育英団	秋田銘醸(株)	149,791株 (8.3)	初代理事長が自己の所有する株式の一部を当 法人に寄付し、この配当金をもって奨学資金に 充当。その後、保有株式は、無償及び有償増資 を引き受けたほか、近年、二代目理事長の遺贈 があったことにより増加。 適当な処分先が見つからない。	S. 8. 6. 8 ほか7回	理事1名及び評議員2名が当 該企業の役員を兼任(無給) 当法人の事務局を当該企業 内に設置	
			アイブイ アール エス(株)	6,981株 (0.004)	二代目理事長の遺贈等により株式を保有。 適当な処分先が見つからない。H21に 持ち株会社に株式移転。	S. 46. 8. 2 ほか6回		
		(財)斎藤宇一 郎 記念会	羽後交通(株)	72株 (0.01)	当該企業の前身企業の初代社長を記念する 法人である関係で株式保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 27. 7		
			アイブイ アール エス(株)	9,843株 (0.006)	当法人の三代目会長が、当該企業の前身企 業の頭取であった関係で株式保有。H21に持 ち株会社に株式移転。 適当な処分先が見つからない。	S. 46. 11 ほか1回		
山形県	教育庁総務 課	(財)克念社	(株)テレビユー 山形	800株 (2.0)	当該企業の開局に当たって、当法人のある 庄内地域に本社が置かれたことから、地元の 要請を受けて株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 63. 6. 17	理事長が当該企業の非常 勤取締役	
		教育庁教育 やまがた振 興課	(財)致道博物館	(株)荘内銀行	83,331株 (0.1)	当法人は、庄内藩主酒井氏に伝わる資料及 び土地建物の寄付を受けて設立した法人であ り、地域との結び付きから、地元金融機関の 株式を設立当初に取得。	S. 25. 6. ほか1回	日常の金融取引及び借入 れ
		(株)山形しあわ せ銀行	51,750株 (0.1)		S. 25. 6.			

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
栃木県	教育委員会 事務局ス ポーツ振興 課	(社)那須ゴルフ 倶楽部	那須ゴルフ(株)	1,774株 (71.0)	当該企業から土地を賃借しており、土地保 有会社である当該企業の株式を外部の第三者 に多く保有されることによる介入及び混乱を 避けるため株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S.35. 3. 2 ほか71回	理事3名が当該企業の取 締役及び監査役(無給) 当該企業からの未収金及 び買付料支出あり
		(社)日光カンツ リ倶楽部	日光ゴルフ(株)	32株 (1.1)	当該企業の株主から会員として登録してい ない株を整理したい旨の相談があり、当法人 が一括して引き受けたもの。 適当な処分先が見つからない。	S.47. 7. 3	理事3人が代表取締役及 び理事2人が取締役に、ま た、監事2人が監査役に就 任 当該企業との間で賃借料 支出及び業務委託手数料等 収入あり
埼玉県	教育局教育 総務部総務 課	(社)東京ゴルフ 倶楽部	東京林園(株)	11,775株 (94.2)	当法人は、土地所有会社の当該企業から土 地を賃借することによりゴルフ場を経営。昭 和29年、社団法人としての設立許可を申請す るに当たり、役員会において当該企業の株式 を買い入れることを決定し、その後も、安定 した経営を行うため、当該株式の購入を継 続。 当該企業所有の土地を賃借することによ り、当法人のゴルフ場経営が成り立っている ことから、安易に株式を処分することは、そ の経営基盤に影響を及ぼしかねない。	S.30.11 ほか多数回	
		(財)遠山記念館	借成ビルディ ング(株)	12,500株 (5.51)	運用財産として株式を保有。 当該株式は、非上場の企業であり、適当な 処分先が見つからない。	S.53. 2.20 その後増資	理事長が当該企業の会長 に就任
		(財)渡辺育英会	(株)カインド ウェア	8,985株 (3.74)	運用財産として株式を保有。 当該株式は、非上場の企業であり、適当な 処分先が見つからない。	S.52. 5. 1 ほか多数回	理事長が当該企業の代表 取締役に就任
千葉県	教育庁企画 管理部教育 総務課	(社)鷹之台カン ツリ倶楽部	鷹之台ゴルフ (株)	45株 (0.5)	昭和44年に当該企業が設立された際に、割 り当てできなかった株式を引き受けたもの。 ゴルフ場の土地の一部を当該企業が所有して いるため、賃貸契約を結び土地を借用。 適当な処分先が見つからない。	S.44. 2.15 ほか4回	理事3名及び評議員7名が 当該企業の役員を兼任 当該企業への長期貸付金 あり
		(社)我孫子ゴル フ倶楽部	(株)我孫子カン ツリ倶楽部	15株 (0.4)	保有することとなった理由は不明。 ゴルフ場の建物及び敷地の大部分を当該企 業が所有しているため、当該企業と賃貸契約 を結び、土地及び建物を借用。 適当な処分先が見つからない。	S.29~33の 間	理事4名が当該企業の役 員を兼任
東京都	教育庁総務 部総務課	(財)日本キリス ト教文化協会	(株)教文館	2,400,000株 (99.4)	基本財産として寄付を受けたもの。 昭和8年に当該企業が、その株主団体とし て日本キリスト教文化協会を設立。その際、 株式は同協会の理事が保有していたが、昭和 24年に同協会が財団法人格を得たときに当法 人が株式を保有。 株式は非上場であり、また、当該企業も引 き取ることが困難。	S.24	理事が当該企業の取締役に 就任 当法人が当該企業の施設 を使用
		(財)岩崎育英奨 学会	(株)鹿児島銀行	18,861,325株 (8.9)	当法人設立者からの寄贈により株式を保 有。 現在のところ処分予定なし。	S.27.12	当法人の預金預入銀行
		(株)南日本銀行	2,384,347株 (2.9)	当法人設立者からの寄贈により株式を保 有。 現在のところ処分予定なし。	S.27.12	当法人の預金預入銀行	
		(株)琉球銀行	343,478株 (1.2)	運用益を考え当該株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	H.11. 9.22		
		(株)宮崎太陽銀 行	100,000株 (0.2)	運用益を考え当該株式を保有。 現在のところ処分予定なし。	H.13. 1.29		
		全日本空輸(株)	1,182,091株 (0.1)	当法人設立者からの寄贈により株式を保 有。 現在のところ処分予定なし。	S.47. 4. 1		
		(株)日本航空	921,884株 (0.1)	当法人設立者からの寄贈により株式を保 有。 現在のところ処分予定なし。	S.47. 4. 1		
		屋久島電工(株)	28,500株 (0.7)	当法人設立者からの寄贈により株式を保 有。 現在のところ処分予定なし。	S.43. 2. 1		
		(株)松竹	42,900株 (0.04)	当法人設立者からの寄贈により株式を保 有。 現在のところ処分予定なし。	S.27.12. 1		
		阪急ホールディ ングス(株)	900株 (0.0001)	当法人設立者からの寄贈により株式を保 有。 現在のところ処分予定なし。	S.27.12. 1		
		小田急電鉄(株)	217株 (0.0004)	当法人設立者からの寄贈により株式を保 有。 現在のところ処分予定なし。	S.27.12. 1		
		大分交通(株)	67,500株 (0.7)	当法人設立者からの寄贈により株式を保 有。 現在のところ処分予定なし。	S.39. 9. 1		
		(財)千秋文庫	青葉土地(株)	350,000株 (72.9)	当法人設立者(当該企業の当時の代表者)か ら基本財産として寄付を受けたもの。 譲渡制限付株式で、非上場のため市場性が なく処分困難。	S.56. 6.10	代表取締役が当法人の理 事に就任 ビル(当法人所有)の管理 を当該企業に委託
		(財)キリスト教 文書センター	日本キリスト教 書販売(株)	3,562株 (30.0)	主にキリスト教書籍の全国書店流通シス テムに対応するため、取次店である当該企業に 出資したことにより取得。 当該企業の経営が厳しい状況にあるため、 売却先を探すのが困難。	S.42.10. 2 ほか2回	当法人の理事長が当該企 業の監査役に、理事4名が 取締役に就任(すべて非常 勤・無給) 当該企業から当法人に家 賃を支払う
	(株)新生館	6株 (1.0)	キリスト教書の販売に寄与するという当該 企業設立の趣旨に賛同し、株式を保有。 当該企業の経営が厳しい状況にあるため、 売却先を探すのが困難であるが、適正な処分 方法を検討中。	S.59. 7.10			

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法人と 当該営利企業との関係
東京都	教育庁総務 部総務課	(財) 平山教育財 団	(株) 電波新聞社	17,734株 (9.5)	当該企業から、株式及びその配当収入を当 法人の事業費に充てる目的で無償譲渡された もの。 非公開株式であり、かつ株式の譲渡制限の 定めがあるため処分は困難。	S. 元. 3. 24 ほか1回	当該企業及びその創業者 により、当法人が設立 当該企業から事務所を賃 借 理事長が当該企業の社長 を兼務
		(社) 龍生華道会	(株) 日本女性新 聞社	600株 (1.9)	当該企業の増資の際、協力要請等により保 有。 適当な処分先が見つからない。	S. 36. 1. 28	
神奈川県	教育委員会 教育局行政 課	(社) 程ヶ谷カ ントリー倶楽部	程ヶ谷林園(株)	1,100株 (88.0)	当該企業の株主がゴルフクラブを結成し、 後に、当該クラブを母体として当法人を設 立。その設立の際、株式を保有。 上記の保有経緯より、処分は困難。	S. 30 ほか多数回	理事長、理事、監事及び 会員が当該企業の代表取締 役、取締役又は監査役に就 任 当該企業の不動産を当法 人が賃借
		(社) 湯河原カ ントリー倶楽部	湯河原ハイラ ンドサービス(株)	179,200株 (99.6)	当該企業は、当初、当法人の社員がゴルフ 場利用の宿泊施設を経営するために設立。そ の設立の際に一部出資。 適当な処分先が見つからない。	S. 31. 10. 27	理事5名が当該企業の取 締役又は監査役に就任 当該企業の不動産を当法 人が賃借
県土整備部 建築指導課	教育委員会 教育局行政 課	(財) 川崎市ま ちづくり公社	みぞのくち新 都市(株)	660株 (11.0)	当該企業は、川崎市の溝口駅北口地区市街 地再開発事業により建設された溝口再開発ビ ルの管理運営のために設立。当法人は、同ビ ルの床の所有者として出資(当該企業には、 川崎市等も出資)。 当該ビルに大規模な施設を保有する当法人 が株式を処分することは、地元権利者や地域 に与える影響が大きく、当該ビルの運営上適 当でないことから株式の処分は困難。	H. 7. 8. 10 ほか1回	
		(財) 吉田奨学財 団	北日本興産(株)	397株 (19.8)	当初の株式入手は、所有者の逝去による相 続人からの寄付。 その後は、財団設立の母体である(株)フル ボンの関連企業へ投資することで財産運用を 図るため保有。 現在無配のため、適当な処分先が見つかり ない。	S. 51. 12. 6	理事長が当該企業の取締 役社長を兼任
総務管理部 地域政策課	教育庁高等 学校教育課	(財) ユートピア くびき振興財団	(有) あやめフ ード	860,000口 (47.8)	有限会社あやめフードは、上越市頸城区 (旧頸城村)の農家の女性の収入確保及び特 産品の開発・製造・販売を行うため、頸城村 (当時)が出資して設立されたが、市町村合 併に当たり、頸城村(当時)から当該法人へ 出資金が寄付されたもの。平成21年度中に処 分する予定。	H16. 12. 27	理事長と有限会社の代表者 が同一
		(財) 真柄教育振 興財団	真柄建設(株)	424,175株 (0.6)	基本財産の強化のため保有。 現在のところ処分予定なし。	H. 15. 4. 30	当法人は当該企業が50% 出資
長野県	教育委員会 事務局教育 総務課	(財) セゾン現代 美術館	(株) ベトラ	200,000株 (8.1)	財産運用の目的で所有。 適当な処分先が見つからない。	H. 2. 11. 2 ほか1回	
		(財) 松山記念館	松山(株)	30,000株 (1.5)	寄附により取得。 現在のところ処分予定なし。	H15. 12. 31	理事長が当該企業の代表 取締役を務めている。
静岡県	教育委員会 教育総務課	(財) 川村文化振 興財団	(株) ニッセー	42,450株 (21.7)	株式配当を当法人の収入に充てることを主 な目的に、当該株式の所有者から購入した。 非公開株式で処分の相手先が見つかってい ないこと及び現状において株式配当が当法人 収入の大半を占めていることにより処分が困 難である。	H. 3. 7. 31 ほか1回	当該企業は、理事3名が 代表取締役、取締役相談 役、取締役顧問を務めてい る。
			(株) 静岡カ ントリー一浜岡コース	20,000株 (20.0)		H. 3. 7. 31	
			(株) 静岡カ ントリー一島田ゴルフ コース	18,550株 (18.6)		H. 3. 7. 31	
			(株) 静岡カ ントリー一袋井コース	14,000株 (4.7)		H. 3. 7. 31	
			(株) 東興	840株 (0.8)		H. 6. 3. 31	
大阪府	教育委員会 事務局教育 総務企画課	(財) 関西棋院	(株) 日本文化会 館	79,200株 (22.5)	囲碁の普及のために昭和43年に関西財界が 日本文化会館を設立。運営及び財政面を考慮 し、株式会社とした。その際、当法人は不動 産を処分して株式を取得し、入居した。 当会館は、当法人を支援するため建てられ たビルであるため処分困難。	S. 43. 7. 1 ほか3回	取締役や理事を兼任
		(財) 箕面市文化 振興事業団	みのおコミュ ニティ放送(株)	50株 (5.9)	地域の文化振興を図るためのミニFM局と して、箕面市や箕面商工会議所等と共に出資 し平成7年に設立。 指導監督基準に従い株式の売却先を検討し ているが、放送局免許の関係上売却先が限定 され、処分困難。	H. 7. 5. 23	設立発起人の一人

所管官庁	所管部署	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係		
徳島県	教育委員会 事務局教育 総務課	(社)徳島新聞社	四国放送(株)	80,000株 (10.0)	当初、財界有志が当該企業の設立を目指したが資金調達で難航し、当法人に対する要請を受けて協力。 公共放送を維持し、地域情報化を促進するため株式の処分は困難。	S. 27. 4. 1 ほか4回	理事社長が当該企業の取締役(非常勤)に就任		
			(株)エフエム徳島	1,160株 (9.7)	当該企業は平成4年、新聞の補完メディアの一つとして、行政及び地域経済界と共に設立。 公共性が高く、責任ある報道を行うには、新聞とラジオの連携は重要であり、ラジオ放送を維持し、地域情報化を促進するために、株式の処分は困難。	H. 8. 7. 1 ほか2回	企画事業局、公益法人担当と編集局長が当該企業の取締役(非常勤)に就任		
			徳島トラフィックサービス(株)	120株 (30.0)	当該企業は、昭和58年7月、当法人が発行する新聞を販売店へ定時に届ける送達業務を行うため設立。 新聞の安定的な配送を図り、読者の知る権利に応えるためには、当該企業との緊密な連携が必要であり、また、当該企業は当法人の存続に必要不可欠な関連企業。さらに、当法人の報道業務に大きな支障を生じかねないため、株式の処分は困難。	S. 58. 7. 1 ほか5回	販売局長が当該企業の取締役(非常勤)に就任		
			(株)ブリップス	200株 (40.0)	当該企業は、平成5年4月に当法人の新聞広告用写真製版業務を行うために設立。 広告用写真製版業務は、当法人の報道業務遂行の一過程であり、密接不可分であるため、株式の処分は困難。	H. 5. 4. 1	理事社長が当該企業の取締役(非常勤)に就任		
			テック情報(株)	180株 (15.0)	当該企業は、地域情報化促進のため、県、徳島市、徳島商工会議所、県農協連合会などと共に、第三セクターとして設立。自治体のバッチ処理システムを受託するほか、当法人の委託業務も電算化の拡大に伴い増大。 当該企業は第三セクターという公益目的を持ち、また、当法人の運用ソフト開発のためにも必要不可欠な存在であるため、株式の処分は困難。	H. 2. 6. 26	企画事業局、公益法人担当局長及び編集・技術総本部長が当該企業の取締役(非常勤)に、経理部長が監査役に就任		
			四国システム開発(株)	512株 (32.0)	当該企業は、昭和61年10月、日本IBMなどと共に設立。当法人の新聞編集基幹システムを共同開発し、その運用、保守等に当たっているほか、当法人の電算化に伴い、広告システム、データベース構築など幅広い分野で提携。 株式の処分は当法人の報道業務遂行に重大な支障を来すおそれがあり、困難。	S. 61. 10. 1	理事社長が当該企業の取締役(非常勤)に就任		
			徳島出版(株)	22,180株 (49.5)	当該企業は、昭和27年3月に当法人の一部であった出版業務が独立した。平成10年12月からは、全面的に新聞本紙の印刷を委託。	S. 27. 3. 1	理事社長が当該企業の取締役(非常勤)に就任 長期貸付金あり		
			(株)メディコム	400株 (40.0)	当該企業は、当法人が発行する生活情報誌の編集制作業務等を行うため、平成9年6月に設立。当該企業は、当法人が平成12年から取り組む携帯電話に対する情報発信にもかかわらず、また、総合的な新聞発行業務を補完し、当法人存続に必要な不可欠であり、株式の処分は困難。	H. 9. 6. 2	経理部長が当該企業の取締役(非常勤)に就任		
	教育委員会 事務局文化 財課	(社)三木文庫	三木産業(株)	310,500株 (15.5)	当法人の設立時に運用財産として寄付を受けたもの。 当法人は、管理運用の資金として保有株式の配当収入が大きな財源となっており、会費収入等だけでは、公益事業を継続して行うことが難しく、株式の処分は困難。	S. 55. 7. 8 ほか5回	理事社長が当該企業の代表取締役会長に就任 理事が代表取締役社長に就任		
			大昭興業(株)	24,520株 (12.8)		S. 55. 5. 12 ほか4回	理事社長が当該企業の監査役に就任 理事が代表取締役社長に就任		
	香川県	教育委員会 事務局総務 課	(財)佐伯報恩会	小豆島総合開発(株)	149,000株 (49.7)	運用財産の管理運用を目的として購入。 適当な処分先が見つからない。	S. 59. 9	理事社長が代表取締役社長に就任	
				(財)木村奨学会	(株)ダイヤランド	400株 (20.0)	運用財産として寄付されたもの。 適当な処分先が見つからない。	H. 7. 8. 9	理事社長が代表取締役に、常務理事が取締役に就任
					(株)ダイヤビル	2,000株 (10.0)		H. 7. 11. 24	理事社長が代表取締役に、常務理事が取締役に就任
四国機器(株)				160,000株 (20.0)	運用財産の管理運用を目的として購入。 適当な処分先が見つからない。	H. 9. 10. 13	理事社長が代表取締役会長に、常務理事が代表取締役社長に就任		
愛媛県	教育委員会 事務局教育 総務課	(財)村田奨学会	(株)アテックス	3,195株 (2.6)	当該企業の創設者である当法人の設立者から寄付を受けたもの。 市場性がない株式ではあるが、現在、当該企業の従業員持株会へ毎年一定の株式を譲渡中。	S. 52. 11. 1 ほか1回	理事社長が当該企業の代表取締役社長を、常務理事が当該企業の専務取締役に兼任		
			(財)帝京育英財団	(株)帝京サービス	60,000株 (100)	帝京大学グループのキャンパス内で、主に売店・食堂及び駐車場等を営業している企業。設立の際に要請があり出資。 株式は非上場で、帝京グループの関連企業でもあることから処分が困難。	S. 57. 7. 24	資本関係のみ	
		三荘企業(株)		200株 (0.2)	医療用具及び教育器材等の販売を主に営業している企業。設立後に協力要請があり出資。 株式は非上場で、帝京グループの関連企業でもあることから処分が困難。	S. 63. 7. 28	資本関係のみ		
		帝京大学香港国際センター	840,000株 (93.3)	日系企業の香港駐在員子女の幼稚園教育のため当該企業を設立し、出資。 幼稚園教育事業継続のため、株式の保有は不可欠であり、処分は困難。	H. 3. 10. 7 ほか1回	資本関係のみ			

所管官庁	所管部局	特例民法法人名	営利企業名	保有株式数 (割合[%])	保有することとなった理由及び 処分が困難な理由	当該株式 入手日	当該特例民法法人と 当該営利企業との関係
高知県	教育委員会 事務局総務 福利課	(財)高知県文教 協会	(株)高知放送	100株 (0.02)	教育出版事業を通じて関連が深かったこと から株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 33. 6. 30	理事1名が取締役
大分県	教育庁総務 課	(財)戸高育英会	(株)戸高鉱業社	8,075株 (27.0)	寄付により株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	S. 54. 10. 26 ほか2回	当該企業は当法人の設立 母体であり、社長が理事を 兼任
			拓州建設(株)	580株 (26.3)		S. 56. 3. 20 ほか1回	
			戸高石油(株)	200株 (50.0)		S. 63. 7. 14 ほか2回	
			津久見ドロマイ ド工業(株)	255株 (15.0)		H. 2. 1. 31	
		(財)大分放送文 化振興財団	(株)大分放送	49,000株 (9.4)	財産運用上の都合により株式を保有。 適当な処分先が見つからない。	H. 元. 12. 20 ほか21回	当該企業は当法人の設立 母体であり、社長が理事長 を兼任
		(社)大分県サッ カー協会	(株)大分フッ トボールクラブ	410株 (5.0)	当該営利企業は、サッカーJリーグ加盟球 団の運営母体として官民共同出資で設立され たもので、株式の保有は不可欠である。	H. 15. 4. 1	
宮崎県	教育庁総務 課	(財)宮崎県教育 公務員弘済会	(有)宮崎教弘	2,998口 (99.9)	有限会社設立の目的で出資。 適当な処分先が見つからない。	H. 3. 11. 27	理事5名が当該企業の役 員を兼任
鹿児島県	教育庁総務 福利課	(財)岩崎美術館	岩崎産業(株)	950,000株 (20.1)	当法人設立者の寄贈により保有。 株式の処分については、理事会で検討中。	S. 50. 4. 15	理事長及び副理事長が当 該企業の役員を兼任
			いわさきコーポ レーション(株)	510,912株 (3.9)	当法人設立者の寄贈により保有。 平成17年3月、運用財産の管理運用を目的 として、302,500株を追加購入。 株式の処分については、理事会で検討中。	S. 50. 4. 15 ほか1回	
			(株)ポリゴン ピクチャーズ	60株 (0.3)	美術を扱う会社ということで購入。 株式の処分については、理事会で検討中。	H. 12. 5. 22	
		(財)鹿児島県教 育公務員弘済会	(有)鹿児島教弘	2,980口 (99.3)	有限会社設立の目的で出資。 適当な処分先が見つからない。	H. 3. 9. 13	理事4名が当該企業の役 員を兼任
沖縄県	教育庁福利 課	(財)沖縄県教育 弘済会	(有)沖縄教弘	177口 (49.2)	有限会社設立の目的で出資。適当な処分先 が見つからない。	H. 5. 3. 31	役員が当該企業の代表取 締役、専務取締役又は常務 取締役を兼任 当該企業に電算業務を委 託